

日富山に生る、寛文三年十二月、從五位下に叙し掃部頭に任せらる、七年十二月、從四位下に叙し大藏大輔に任せらる、時に尙世子たり、是の月近江守と改む、四年九月東台山防火使を命せらる、防火使後九年正月、大藏大輔と復稱す、延寶二年九月封を襲ふ、三年閏三月廿九日、富山城下失火、月城内延焼、八年二月、婦負郡奥田村山中に狼あり人の患ひをなす、正甫群臣を將ひ往き之を狩す、正甫自ら槍を以て斃す者三つ、生ながら獲る者二つ、臣片岡某、齋藤某、兩人力を戮せて刺殺する者二つ、爾後狩狼の舉數度あり、正甫用ゆる所の槍尖長さ一尺餘、狼の牙痕あり畫一の如し、天和元年、近衛中將越後守高田源光長罪あり、幕府奏して其封を收め之を伊豫に流す、時に正甫命を奉し、兵卒四千五百を率ひて、越後に赴き其封を收む、牙城は榑原式部大輔羅城は牧野駿河守、月城は則正甫なり、二年十二月廿八日、江戸邸延燒、貞享元年八月、少老石見守稻葉通秀、大老筑前守堀田正俊を營中に刺殺するや、老中大夫保忠朝、戸田忠昌等、趨り救へとも及はず、仍て借に通秀を殺す、時に營中騷擾列侯先を競て堂を降る、しかるに正甫獨り衆に後れて起たす、大目付某來り曰、大藏君獨り衆に後るゝは何ぞや、正甫曰、宗國加賀守邑に在り、故に今日の事、願未報せずんは有る可からず、且つ問ふ大樹

公の安否如何、大目付某も亦如何を知らず、遂に以て老中某に聞す、老中自ら正甫に報し、曰、大樹安しと、正甫乃ち堂を降る、其小心大膽なること、大率此に類す、寶永三年四月十九日卒す、享齡五十有八、諡して正甫と曰ふ、正室酒井氏樂樂頭女實は佐渡守女、家主膳酒井忠英に嫁す女、爲、丹後守前田利安に嫁す、初め正甫中女實は佐渡守祗役の時、嘗て營中に於て一の諸侯頓に病む、殆んと死に類す、正甫反魂丹を與ふれば忽ち常に反る、時に在列の諸侯、其奇驗に感し、其藥名を問ひ、各州江此の藥を差遣、賣與せんことを固く請はる、因て藥商某に命し、某の大國は則二人、某の小國は則一人を差遣す、爾後漸々數千人に至る、遂に之を天下に布き、之を後世に傳ひ、今日の産物となる者、正甫の力なり、正甫固より喜んで藥方を研究す、故に自ら藥を製せり、嘗て封内痲病、瘧疾大ひに行はる、因て封内に布告し、貴となく賤と無く、其藥を要求する者あれば、必之を施與す、居恒酒を飲まず、然れとも放蕩、又慶事には、則必飲む、飲めば則滿引酣暢、近侍問て曰、居恒何ぞ飲まざる、曰、政事に害ありと、又古泉を愛し集む、因て侍臣を諸州に差遣し、之を搜索す、一日私に侍臣某に謂て曰、我が古泉を愛する者、眞に愛するに非ず、姑く之に託し、四方政教風俗の淑慝を聞き、以て我が治教を損益する所有らんと欲すと、其國

家の事に心を用ゆること此の如し、故に法度紀綱、正甫に至て頗る備はる、
利興、小字萬徳丸、後主膳と稱す、正甫の第二子、延寶六年五月廿七日富山に生る、
母は加藤氏臣の女、元祿七年十二月從五位下に叙し、長門守に任せらる、寶永三
年六月封を襲ふ、

〔寛政重修諸家譜〕

正甫きよと 掃部 掃部頭 近江守 大藏大輔 從五位下 從四位下
母は某氏嫡母の養ひとなる、慶安二年富山に生る、寛文二年五月十日はじめて、
殿有院殿に拜謁す、時十二月二十七日從五位下掃部頭に叙任し、八年十二
月二十七日、從四位下に昇り、近江守にあらため、九年正月大藏大輔にあらたむ、
延寶二年七月十日奉書もて、父か喪をとほせたまふ、九月四日遺領を繼、十一日
襲封を謝するのとき、家臣五人御前にいつる、この日父か遺物左弘安の刀をよ
ひ、夏衣と名つけし葉茶壺を献し、御臺所に冷泉爲相筆の、後撰集をまいらす、三
年間四月五日、はじめて城地にゆくのをいとまをたまふ、五年八月二十五日、また
居城修理のことをこふてゆるさる、天和元年四月十九日、常憲院殿御代はしめ
て、城地へのいとまたまふのとき、真守の御刀をたまふ、六月二十七日、松平越後

光長か封地を沒收せらるゝにより、仰をうけたまはりて、越後國に至り、高田城
の三丸を守衛す、元祿十年七月二十八日、増上寺の普請をたすけつとめしによ
り、時服十領をたまひ、家臣等にも時服白銀等をたまふ、寶永三年四月十三日、奉
書もて病をとほせられ、十九日富山にをいて卒す、年五十八、天心日當正甫院と
號す、かの地の大法寺に葬る、二十七日奏者番三浦壹岐守明敬をして、購銀二百
枚を賜ふ、室は中川山城守久清の女、

〔前田氏家乗〕

貞享元年八月、若年寄石見守稻葉通秀、大老筑前守堀田正俊ヲ
江戸城中ニテ刺殺ス、老中大久保忠朝、戸田忠昌等趨リ之ヲ救ヒシモ及ハス、城
中騒擾諸侯先ヲ争フテ下城ス、公獨リ衆ニ後レ起セラレヌ、大目付役某來リ、其
ノ故ヲ問フ、公宗國加賀守邑ニ在リ、故ニ今日ノ事頭、未報セスンハアルヘカラ
ス、故ニ止ルト答ヘサセラレ、且ツ大樹公ノ安否ハ如何ト問ハセラル、大目付之
ヲ知ラス之ヲ老中ニ陳告ス、老中席ヲ起テ公ニ報シテ曰ク、大樹公安シト、是ニ
於テ公徐ニ城ヲ下ラセラル、

元祿十五年十二月十四日、故淺野内匠頭臣大石良雄等四十六人、本庄吉良邸へ
夜討シ、上野介ノ首級ヲ取り、泉岳寺舊主墓前ニ備フ、是ニ於テ幕府四十六人ヲ

細川越中守外三侯へ預ケ、明年二月下命切腹セシム、三月某日、公近侍高澤忠進ニ謂テ曰ク、嗚呼大石良雄ハ忠義ノ士ナル哉、我國若シ事アラハ誰カ良雄ニ比スル者ソ、汝如何トナス、忠進謹テ對ヘテ曰ク、淺野家ハ五萬石也、公ハ十萬石ノ主也、國家事アラハ豈四十餘人ニ止ランヤ、必ス夥多ノ忠臣出ツヘシ、然レモ淺野侯ハ毎ニ仁惠ヲ厚クセシト聽ケリ、此ノ如キ侯ニ非ンハ此ノ如キ義烈ノ士ヲ得難シト、公之ヲ聽キ、脆然ト坐ヲ立セラル、忠進公ノ袂ヲ扣ヘテ曰ク、臣ノ言心ニ快シトセラレサルカ、果シテ然ラハ義死ノ臣ヲ得難キ耳、公堅ク閉テ入ル、翌日忠進ヲ政堂ニ召シ、忠言ヲ賞シテ秩百五十石ヲ加賜セラル、寶永三年四月公病甚シ、大樹ヨリ病氣ヲ訪ヒ書翰ヲ賜フ、十九日富山ニ薨去セラル、御齡五十八、長岡ニ葬ル、諡號ヲ正甫院殿正甫ハ御名ナリ、故アリテ院殿ニ用ウ他ノ例ニ異ナレリ前大府侍郎天心日管大居士ト曰フ、二十六日大樹三浦壹岐守直次ヲ藩邸ニ遣ハシ、香奠白銀貳百枚ヲ賜フ、夫人通稱英子延寶七年九月十二日卒去、江戸下谷廣德寺ニ葬ル、諡號ヲ東溪院殿菊隱宗英大禪定尼ト曰フ、長男主稅、延寶三年七月十四日江戸邸ニ降誕、生母中川氏、四年二月十二日卒ス、追號ヲ梅巖院春芳宗苑禪童子ト曰フ、廣德寺ニ葬ル、○中公性剛毅ニシテ武ヲ嗜マル、又奇ヲ好マレ、其ノ

爲サル、所常ニ人ノ意表ニ出ツ、前後武術ヲ善クスル士ニ祿シ、其ノ術ヲ藩士ニ傳授セシメ、以テ藩士ヲ鼓舞獎勵セラレシヤ甚タ多シ、某年喜多村、主計助山口宗久ヲ召シ出シ、擊劔ノ師範トセラル、是ニ於テ中條流始メテ藩ニ行ハル、某年渡邊新藏繁正ヲ採用シ、見日流ノ柔術ノ師トシ、某年渡邊佐次右衛門ヲ召シ、稻留流火術ノ師トシ、始メテ北代野ニ於テ大砲ノ發火演習ヲ行ハシメラル、某年松坂加右衛門ヲ採用シテ、原田流槍術ノ師トシ、其ノ術ヲ獎勵セラル、時江州人兒玉猪左衛門風ヲ望ミ來リ、山口流ノ擊劔ヲ廣メントス、藩士小柴某、奥田某、之ニ從ヒ練習途ニ其ノ免許ヲ得、後年ニ至リテ二派ニ分カレ、各師範トナル、皆公ノ鼓舞ニ因ル、又文教禮義モ治安ノ要務タルヲ以テ、碩儒南部草壽ヲ聘シ、儒官長トシ、藩士ニ經典ヲ學ハシメ、吉川仲次、小笠原禮法、及棒火矢ニ練達シ、杏三折儒醫ヲ兼ルヲ以テ、俱ニ召シ抱ヘラル、公武ヲ嗜マセラルト雖モ、頗ル國雅書法ヲ善クセラル、其ノ長澤山觀花ノ玉詠ハ、各願寺什物トナリ、今ニ秘藏ス、書法ハ近衛流ニシテ、親シク題書セラレシ能面ノ匠等、後代ニ傳ハルモノ多シ、是ニ由リテ之レヲ觀レハ、公特ニ武ノミヲ嗜マレシニ非サルコト知ルヘシ、公又古泉ヲ愛玩セラレ、遠近ヲ問ハス、其ノ奇ナルモノヲ探リ得テ、秘藏セラル、○中

公一日近侍、小柴權太夫、松本源次郎ニ謂テ曰ク、赤梅檀樹ハ名木也、之ヲ得以テ佛像ヲ刻セントス、聞ク嵯峨某寺藏スル釋迦ノ木像則赤梅檀ナリト、汝等行テ之ヲ獲ヨト源次郎ハ近藤善右衛門ノ陪隸廣瀬九兵衛ノ養子ナリ、年甫テ八歳公召テ小坊主トシ愛撫殊ニ厚シ、二人命ヲ奉シ、嵯峨ニ到ル久シクシテ、釋迦ノ像ヲ拜スルヲ得ス、苦慮數十月ヲ閱ス、偶々住僧某圓基ノ癖アルヲ聞ク、二人竊ニ喜ヒ住僧ニ近親シ基ヲ圍ミ歡ヲヒク、一夕住僧ニ問ヒ曰ク、貴寺ノ本尊赤梅檀ヲ以テ彫刻セリト聞ク、我輩主公法華經ヲ信シ、此ノ木ヲ以テ一佛像ヲ造ラント欲ス、而メ此ノ木ヲ獲ル能ハサルヲ以テ、空ク歲月ヲ費セリ、果シテ聞キシ如クナラハ、木屑一片ヲ分與セラレヨ、敢テ請フト、住僧答ヒ曰ク、我佛像ハ皇國復タ獲難キ者、況ンヤ昔時震旦ヨリ寄贈セシ者ナレハ、片屑アルヘキナシ、又他ニ求ムヘキノ策ナシ、兄等望ム所宜シク止ムヘシト、他日二人又曰ク、予等貴僧ト基ヲ圍ム、輸贏常ニ馴ル、今夕物ヲ賭シテ如何、住僧諾ス、曰ク然ラハ彼ノ佛像ヲ賭スル如何、僧默シテ基ヲ圍ム、即夜二人竊ニ佛ノ左袖ヲ割斷シテ收ム、僧未タ之ヲ知ラス、翌朝別ヲ告ケテ去リ、富山ニ歸リ事ノ顛末ヲ具申ス、二人命ヲ受ケテヨリ、既ニ三年ヲ經ル、公大ニ賞賛セサセラレ、直チニ藩臣三輪喜太郎ニ命

シ、立像ノ釋迦ヲ作ラシム、工成ルニ及ヒ、佛師治兵衛ヲ召シ誇リテ之ヲ示サル、治兵衛見テ笑ヒ曰ク佛ニ非スト、公大ニ憤リ獄ニ下ス、治兵衛曰ク、小人ハ佛像ヲ刻ムヲ以テ職業トス、佛像ノ成否ヲ鑑別セルヲ以テ罪セラルハ何ソヤ、公其ノ言所ヲ理トシ、獄ヨリ出シ家ニ幽閉ス、其ノ後京師大佛師、一雲庫慶ヲ召シ之ヲ示サル、庫慶曾テ治兵衛ノ言ノ如ク佛ニ非スト謂フ、公大ニ悟リ治兵衛ヲ免シ、而シテ其ノ佛體ヲ改造セシム、庫慶ニ命セララル、庫慶辭シ曰ク、此ノ地已ニ治兵衛在リ、庫慶ノ與ル所ニ非サルナリト、因テ更ニ治兵衛ニ命シテ、改造セシム、治兵衛亦固辭ス、此ニ於テ齊シク二人ニ命シ、改造セシメ三佛像成ル、今大法寺モ此佛ナリト云フ、公治兵衛ヲ召シ曰ク、賞品汝ノ望ム所ニ任セント、治兵衛謹テ答ヒ曰ク、小人他ヲ願ハス、唯大佛師ノ稱ヲ賜リ、一家專賣權ヲ許サレンコト願フ耳ト、公直チニ之ヲ容サル、略、一日公長岡廟ニ拜セララル、人アリ墓門ノ樹下ニ逃伏ス、近臣ニ命シ搜索其ノ故ヲ糺問セシメラル、答ヒ曰ク、鍛冶傳兵衛ナル者也、利次公ノ特恩ヲ蒙ル深シ、故ニ御忌日ニハ必ス此ニ來リ拜ス、今日何ソ圖ラン公ノ此ニ來リ玉ハントハ、其ノ敬禮ヲ欠クヲ懼レ、事急ニ爲ス所ヲ知ラス、樹下逃伏スト、公其ノ志ヲ奇トシ召シテ圓基ノ陪席ヲ免サレ、特ニ利次公ノ御位牌

ヲ作り賜ハリ、其ノ宅地ヲ無地子ト爲シ、蔓劔梅輪ノ高提燈ヲ下附シ、小性組ヲシテ非常護衛ヲナサシメラル、其ノ宅地ハ今富山城南鍛冶町ノ稱、則傳兵衛ノ住居地即チ是ト云フ、又貞享四年三月、貧人治郎兵衛ノ孝行ヲ賞シ、一生ノ内三人口ヲ賜フ、元祿十二年、商寺内久右衛門孝心深ク且ツ遺金アルハ、必ス遺トセシ人ニ返ス、等廉直ノ行ヒ多キヲ以テ賞トシテ米十石ヲ下賜、向後特ニ町役ヲ免セラレシト云フ、

利興公御幼名ハ萬徳丸、主膳ト稱ス、正甫公ノ第二子ナリ、延寶六年五月二十七日、富山ニ降誕、生母ハ加藤氏臣加藤彦三郎ノ女ナリ、貞享四年三月十五月初メテ御出府アリ、元祿五年七月二十八日、大樹ニ謁見セララル、七年十二月十八日、從五位ニ叙シ、長門守ト稱シ、二十七日元服ヲ加ヘラル、寶永三年四月、正甫公御病氣ニヨリ、看護ノ許可ヲ得テ御歸邑ノ途中、越後國糸魚川ニテ薨去ノ計ヲ聞カセラル、大樹ヨリ喪中御尋ネノ書ヲ賜フ、尋テ江戸ニ歸ラセラル、六月六日御家督アリ、廿八日、繼目御禮トシテ、太刀馬代金、三十枚綿三百把ヲ幕府ヘ獻セラレ、長臣近藤主計、富田頼母、村隼人、瀧川玄蕃、小塚將監、御目見シ、例ニ依リ太刀馬代ヲ獻ス、略中 寶永四年四月二十九日、御家督ノ祝筵ヲ開キ、老中土屋相模守、秋元

但馬守、大大保加賀守、若年寄奏者大目付町奉行等十三人ヲ招待シ、寶生金春ノ二座ヲ雇ヒ、拍子ノ座興アリタリ、

〔富山侯御家譜〕抄

菅原利次公

女子 諱ハ梅
某 千勝丸

正甫公 初ハ利勝、改テ利昌、改テ利虎、改テ利隆、改テ利義、改テ利之、改テ季久、後正甫ト改ム、幼名掃部、利次公第二男、

〔前田氏家乘〕

正甫公 幼名利勝

利次公第二公子、慶安二年八月二日降誕、延寶二年九月四日御家督、寶永三年四月十九日薨ス、享年五十八、

長男主税

延寶三年七月十四日降誕、四年二月十二日卒ス、享年二、

二男利興

延寶六年五月廿七日降誕、元祿五年七月廿八日世子トナル、

長女蝶子

延寶六年十二月十七日降誕、天和三年八月九日卒ス、享年六、

三男采女

延寶七年六月廿六日降誕、七月朔日卒ス、享年一、

四男利由

天和二年二月廿八日降誕、寶永七年十二月廿七日卒ス、享年二十九

二女蘭子

天和二年八月二日降誕、三年七月朔日卒ス、享年二、

三女逸子

貞享四年九月廿二日降誕、元祿十一年九月十五日卒ス、享年十二、

五男利隆

元祿三年十一月十一日降誕、享保九年六月利興公ノ嗣トナル、

六男空眠

元祿八年五月廿九日降誕、享保元年十二月廿三日法師トナル、

四年六月二十日寂ス、享年二十五、

四女家子

元祿十三年二月朔日降誕、享保九年九月十五日酒井忠篤ニ嫁シ、十二月

離別、十二年二月五日酒井忠英ニ再嫁ス、寶曆元年閏六月十六日卒ス、享

年五十二、

五女滿子

元祿十五年十月廿五日降誕、正徳元年八月廿七日卒ス、享年十、

七男利卿

元祿十六年二月四日降誕、享保十年正月九日藩臣ニ班ス、延享三年二月

十八日卒ス、享年四十二、

六女爲子

寶永元年九月二日降誕、享保七年四月廿一日前田利安ノ室トナル、天明

四年十二月九日卒ス、享年八十一、

八男利寛

寶永元年十月廿六日降誕、享保十年正月九日藩臣ニ班ス、後チ剃髮安永

〔愛泉二君畫像題辭〕

○子爵朽木綱貞藏 富山侯前田正甫、姓菅原、任大藏大輔、貞享元祿間人、曾大搜索古錢、著化蝶定階及化蝶類苑、贊曰温故知新、疇云喪志、布泉建寺、曠世韻事、○三君は正甫の外福知山藩主朽木昌綱と宋の洪遵との三人なり

〔諸藝雜志〕

正甫公御染筆の御詠歌

國人もゆたかに、すめる君が代の、長澤といふなる所に、名にしおふ櫻あり、かしこに高樓をかまへて、春は花の下に、永日をわすれ、夏は青葉に興をもようし、秋は月映、冬は梢の雪に、花を禰たむ、これや雲と見、雪とあらそふ、歌人に、准へ某の眼には、吉野山とこそ見れ、ころさへ初冬の半、天薄雪かゝる木末に、温酒をかたむけて、罪も報もなき樂は、此の名木のかけになむと、そゝろに興ありて、未ふみみぬ道ながら、此國の風俗とて、かくもかなり、

色にめて雪をめぐらす心まで、若木にかへる花の枝かな

〔前田伯爵家舊記〕

御ふみ、かたしけなく、はいけん仕候、こんと、めうしゆん様のぎにつき、御てらへ

前田正甫畫像 子爵朽木綱貞藏所藏



五年四月十六日寂ス享年七十三

〔愛泉三君畫像題辭〕

○子傳、初本朝貞雅

富山侯前田正直、姓菅原、任大藏大

輔、貞享元祿間人、曾大搜索古錢、著花蝶定階及化蝶類、其書曰温故知新、時云喪志、

布泉德寺、曠世韻事、○三君は正直の外孫知山藩共府

〔諸藝雜志〕

正甫公御染筆の御詠歌

國人もゆたかに、すめる君が代の、長澤といふなる所に、名にしおふ櫻あり、かしこに、高樓をかまへて、春は花の下に、永日をわすれ、夏は青葉に興をもようし、秋は月映、冬は梢の雪に花を隠たむ、これや雲と見、雪からこふ、歌人に、准へ某の眼には、青野山とこそ見れ、ころさへ初冬の半、天薄雲、さる木末に、温酒をかたむけて、罪も報もなき樂は、此の名木のかげになむと、さるるに興ありて、未ふみみの道ながら、此國の風俗とて、かくもかなり、色にめて雪をめぐらす心まで、若木にかへる花の枝かな

〔前田伯爵家舊記〕

御ふみかたしけなく、はいけん仕候、こんと、めうしゆん様のぞにつき、御てらへ



前田正甫畫像 子爵朽木綱貞氏所藏

かうでんなどさしつかはし候御れい被仰下あまりに、いんきんの仕合に奉存候、まつもつてしゆびよく御ほうじもあいすみちんてうに奉存候、なをやがて御目にかゝり可申上候かしく、

松たひら大藏大輔

進口

母うへ様まいる人々

〔東京古泉會報告〕

九 石崎記
録所収

本邦に於ける、布泉の歴史を尋ぬるに、其發

見は元祿以後にして、傳説に依れば、越中富山侯古錢を愛し蒐集盡さる無し、獨り北周布泉未だ侯の筐中に入らず、侯之を望む渴水の如し、偶遊僧あり一の布泉を懐にして、飄然越路に來る、侯之を知て其布泉を所望すること甚た篤し、遊僧容易に命を奉せず、侯更に約するに曰く若し布泉をして余か有に歸せしめなば、汝か滿心の望む所を叶へんと、僧辭する能はずして云く、一の寺院を建立せられなば、即ち布泉を獻せんと、侯大に悦び僧の請ふに任かせ、一の寺院を開く、名つけて布泉寺と稱し、此寺今尙ほ北越に存し、その布泉は諸家遷轉して今寶丹樓の藏となれり、當時の俚諺に正宗の名刀は得へし、布泉は得可らすと、

以て布泉の貴重なりしを知るへし、然れども其頃は支那の古代と同じく、王莽の布泉あることを知らず、布泉は後周の錢のみと思ひ居たれば、天明頃の泉譜なる、古錢價附其他にも、皆此の懸針書の布泉を圖して、後周に掲けたり、是實に大旱雲霓に均しき、布泉を發見せし事なれば、其製作を顧みるの暇あらざりしなり、

七月 朔丙辰

大風雨、稻を害す、

〔前田氏家乗〕

七月大風雨アリ、稻田ノ被害多ク、米二千石餘ヲ免除シ、七百石

一作引損米トセララル、

九月 朔丙辰

九日、甲子地大に震ふ、

〔下新川郡生地町役場調査〕

寶永三年九月九日巳ノ刻大地震アリ、

〔高安覺書〕

寶永三年九月九日巳刻大としん、

十二月 朔乙酉

大雪、人民飢餓に迫る者多し、

〔前田氏家乗〕

是ノ月大雪ニテ人民飢餓ニ迫ル者多キヲ以テ、米穀ヲ發シテ

救恤セララル、

婦負郡古澤開に着手す、

〔富山御領舊事略〕

一 高千八百三拾石餘

古澤開

此高、寶永三年、古鍛冶町、古澤屋仁右衛門と申もの申上、初年ハ十四ヶ年之間、用水自普請に仕立修理等仕、十五年目ハ御公儀様御普請と願申候、十四ヶ年之間、免四歩之御收納米、年々御竿入之年々、御禮米として御收納指上申候、

〔前田舊記雜聞〕

婦負郡古澤村、寶永三年の頃、舊草高、新田概略千八百三拾石

餘、

寶永四年丁亥

紀元二千三百六十七年

四月 朔癸未

二十七日、配是より先き、富山藩の江戸新邸成る、是日移轉す、

〔前田氏家乗〕

四年三月中、江戸邸ノ書院堂室落成ス、元祿十六年ノ火災ニ罹レルモノナリ、四月二十七日新邸ニ移セララル、加賀宰相公ヨリ探幽常信筆屏風

二雙ヲ贈リテ祝セララル、

是秋旱魃、稻を害す、

〔前田氏家乗〕 秋旱魃ノタメ、米作損害ノ村々多シ、五千八百石ヲ減免シ、千九百石ヲ免セララル、

十一月己酉

二十三日、辛未幕府、富士山噴出後、土砂排除費を課す、

〔前田氏家乗〕 十一月廿三日、江戸大ニ震動シ、未ノ刻一天暗黒砂ヲ降ラシ、砂積ル事一寸五分ニ及ブ、之レ富士山噴火ノ爲メニテ、此ノ時箱根三嶋燒失シ、原吉原沼津ノ三驛ハ砂ニ埋没セシガ、翌年閏正月、江戸ヨリ飛脚到來、前年富士山燒砂伊豆相模、安房へ降り積ミ、耕作ナリ難キニ付、砂ヲ除カントスルモ費用莫大ナリ、依テ日本全國、大小名、旗本藩臣ニ課シ、割合ハ百石ニ付、金二兩宛、祿高二千二百八萬五千四百八十二石ノ出金、四十四萬千七百八十兩ヲ、三月限りニ上納スヘシト達セララル、

寶永五年戊子

紀元二千三百六十八年

七月乙亥

富山藩諸制度の改正を行ふ、

〔前田氏家乗〕 七月、諸制度ヲ改メラレ、表書院三ノ間ニテ渡サル、其要略ニ曰ク、頭役及ヒ無組高知組ノ者、市中往來ノ時ハ僕一人ヲ從フヘシ、僕ナキモ妨ケナシ、失火ノ時又ハ職アル者ハ若黨ヲ隨從セシムヘシ、銀役ノ者、出銀スルハ二月二十五日、十一月二十五日トス、役銀ヲ出ス者、他國へ使スルトキハ、往復日數十一箇月ニ涉ルモノハ、一箇月ニ對シ五日宛休暇スヘシ、十二箇月ニ涉ラハ六日ノ休暇、十三箇月以上ハ一箇月八日ノ割ヲ以テ休暇ヲ賜フ事、役銀過納セハ、春期ノ分ハ其年末、年末分ハ其翌春期ニ差引勘定スヘキ事、食俸全納後戶主死去シ、其年末家督スル者ハ、百石以上ノ者ハ戶主ノ俸祿ヲ給スヘシ、百石以下ノ者ハ戶主死去ノ日ヨリ日割トスル事、長柄者ハ一年間、二十日ノ休日トシ、旅費ハ一日一匁五分トシ、江戸隨從滞在十日間ハ一日一匁、其後滞留スルモ、江戸扶持ハ一日一匁トス、加越能三ヶ國二十里以上ノ旅費ハ、一日米一升代四匁宿料、一夜四分トス、富山ヨリ江戸へ荷物五貫目ヲ持ツモノトス、富山ヨリ江戸旅程三月ヨリ八月マデハ九日、九月ヨリ二月迄ハ十日ト定ム、中飛脚ト稱スルモノ

ハ、行程夏季ハ六日、冬季ハ七日、旅費一日十里詰三夕トス、富山ヨリ京地ノ飛脚
 夏期ハ五十一時、冬期ハ六十時、旅費十里毎ニ二夕ヲ給スル事、富山ヨリ江戸京
 都共、飛脚ニ附スル貫目ハ三貫五百目トス、江戸、京都、途中天災又ハ病氣ヲ發シ
 タル時ハ、其所ノ庄屋ノ證明書ヲ以テ其實ヲ陳スヘシ、確カナル者ハ増旅費
 ヲ給スル事、他國ニ使ニスルモノハ家族ニ米ヲ給スヘシ、二十里以内ニ使スル
 モノハ、夏冬ヲ問ハズ、荷物ハ八貫目ヲ限ル事、役所ニテ負傷スル者ハ、休養日ヲ
 賜フヘシ、乗物ニ乘スルヲ許スモノハ、年寄、及寄合列座ノ輩、番頭、物頭、儒者、醫者
 トス、籠ニ乘スルヲ許スハ、淮頭、無組役人組、高知組、馬廻組、頭、小性、馬廻、手廻、役懸
 人、茶導組、外組、法體人、頭、役、無組役人組、高知組ノ嗣子、病者、十四年以下ノ幼兒、小
 性組、異風組、及ビ五十年以上ノ老輩、町醫者、町年寄トス、歩行以下ノモノ、途上ニ
 年寄寄合所加判ノ輩ニ逢ヒタランニ、土下座スヘシ、藩士ノ邸宅ハ、千四百石ヨリ千四百三十石迄
 付ニ、逢ヒタランニ、土下座スヘシ、藩士ノ邸宅ハ、千四百石ヨリ千四百三十石迄
 ノモノハ、九百步、千四百二十石ヨリ千三十石マテハ、八百二十五步、千二十石ヨ
 リ七百三十石マテ七百五十步、七百二十石ヨリ四百三十石マテ六百步、四百二
 十石ヨリ二百三十石迄、四百五十步、二百二十石ヨリ百三十石迄、三百步、五十人

扶持ヨリ三十人扶持迄三百步、百二十石以下、射手、異風マテ二百五十五步、與外
 組及ビ、粟米五十俵ノ輩、百八十步、手鷹、匠、百二十步、徒歩、及鷹匠、細工人、坊主、頭、百
 五步、足輕、七十五步、掃除、坊主、五十步、長柄者、小人、四十五步トス、三ノ郭ニ、邸宅ス
 ルモノハ、制限外ヲ有スルモ、地子銀ヲ徵セズ、新ニ宅地ヲ乞フモノハ、除有地ヲ
 給セス、藩士、邸宅地讓與スル時ハ、其受ル者ノ制限步數ヲ附スヘシ、宅地ヲ乞フ
 受ケ、三年間家屋ヲ營マサルモノハ、宅地ヲ沒收スル事、宅地讓替、制限外ノ步數
 ヲ有スルモノハ、地子銀ヲ徵ス、地子銀ハ、正月ヨリ三月ノ間ニ、宅地ヲ返還スル
 モノハ、之ヲ徵セス、四月ヨリ五月ノ間ニ返還スルモノハ、半ヲ徵シ、以後ハ、農家
 ヘ返ス、ヘキ一分步ノ地子ヲ徵ス、戶主六月以前ニ死亡スル時ハ、地子銀ノ半ヲ
 徵ス、以後ハ、徵セス、田島、タルヘキ地所ハ、宅地トスルヲ許サス、頭、役、及ヒ、千石以
 上ノ輩、制外ノ地ヲ乞フハ、之ヲ許スヘシ、町地ニ接シ、孤立ノ侍、宅地ヲ他侍町ニ
 移轉ヲ望ムモノハ、代地ヲ許スヘシ、足輕ヨリ歩行組ヘ遷リ、宅地ノ狹隘ヲ告ク
 ルモノハ、増地ヲ許スヘシ、堤防ハ、注意シテ實況ヲ勘定所ニ申告スヘシ、藏入、米
 及給人知ヲ怠ル農民ハ、新百姓トシテ、百姓ノ下列ニ下シ、或ハ土地ヲ追放スヘ
 シ、田地ヲ賣買シ、又ハ代米ヲ收ムルヲ禁ス、新ニ地所ヲ開拓スルモノハ、三年ハ

除税四年後檢査シテ納米ヲ定ムヘシ、島直シハ上島ハ前年ヨリ免ヲ定ムヘク、
 下島ハ見圖リシテ定ムヘシ、地所ノ檢査ヲ乞ヒ、又ハ點檢ヲ要スルトキハ、每村
 境界ヲ偽ラサル爲メ誓紙ヲ呈スヘシ、陰匿スル者ハ入牢ニ處スヘシ、天災ニ罹
 ルトキハ、十村役先ツ之ヲ調査シ、後チ勘定所ノ指揮ヲ乞フヘシ、郡村ヨリ雇夫
 ヲ要スル時ハ、奉行ヨリ手形ヲ附スヘシ、放鷹ノ獲物又ハ餌指ノ送リ物ハ此限
 リニ非ス、郡村五箇村ヲ以テ連署組合ヲ定メ、不納者等アラハ、組合ノ内ヨリ收
 納セシムヘシ、其高懸リ打銀等之ニ準ス、養水用銀六歩ハ郡村ノ打銀トシ、四歩
 ハ土藏銀トス、其修營雇夫ハ水下村ヨリ出スモノトス、若シ郡奉行ノ手ニテ修
 繕シ、雇夫ヲ要スル時ハ日當銀五歩トス、道路養水小橋村道ノ修繕ハ水下タル
 モノ與ルモノトス、若シ大材等ヲ要スルトキハ、山林ヨリ伐採附與スル事アル
 ヘシ、十村役タルモノハ、持高家役夫傳馬ヲ免ス、然レトモ他村ノ所有地ハ此ノ
 限リニ非ス、十村ヨリ村送リヲ達セシ際、遲刻セシ村夫ハ罪スヘシ、十村私ニ村
 送リヲ以テ用達スルヲ禁止ス、郡村河川ノ渡舟ヲ猥リニ増加スルヲ禁ス、山野
 境界ノ訴ハ、互ヒニ誓紙ヲ命シ而後決裁スヘシ、農民論争負傷セハ、是非ヲ問ハ
 ス、其傷ヲ負ハセシモノヲ罪ス、藩士ノ從僕トナルモノ、若シ所有ノ地自耕ヲ要

セザレバ、能ハサル場合アルニ於テ、十村役調査シ理由ヲ具シ、主人ヨリ解雇
 セシムヘシ、他國へ出稼キスル者ハ、十村役注意シ其歸期ヲ嚴ニスヘシ、違フモ
 ノハ親戚ヲシテ之ヲ招還セシムヘシ、國境ノ關門ヲ過ルニハ、必ス十村役ノ書
 簡ヲ要スヘシ、失火セシ時木材ヲ救與セントスル時ハ、十村役ヨリ奉行ヘ具陳
 スル事、農家々屋ヲ修築セントスルトキハ、十村役ノ指揮ヲ乞フヘシ、其所有ノ
 材木ニテ不足ヲ生スル時ハ、奉行ノ指揮ヲ俟チ、他ノ山林ヲ伐採スヘシ、火災ニ
 罹リシ農民ハ、其月ヨリ十二箇月免稅ス、盗人アラハ直チニ捕縛シ又ハ切殺シ、
 後チ奉行ニ訴フヘシ、若シ賊ヲ得サルモノト雖トモ、夜中故ナク人家ニ入ルモ
 ノハ捕縛スルモ妨ナシ、百姓タルモノ賭博ヲナス勿レ、若シ犯スモノハ死刑、或
 ハ過料銀ニ處スヘシ、百姓ノ身分ヲ省ミス、花麗ヲ粧フモノハ罪スヘシ、切支丹
 宗ノ禁ヲ犯スモノアラハ訴フヘシ、各村開拓シ島直シスヘキ地ハ、吏員之ヲ指
 揮スヘシト雖トモ、各自速カニ申告スヘシ、若シ他人之ヲ發見スル時ハ、發見人
 ノ有トスヘキ事、春秋野禽ヲ驚ス勿レ、運搬賃ハ勘定所ノ指揮ヲ受クヘキ事、渡
 舟、植田舟ハ免稅スヘシ、不得已事故ヲ以テ所有ノ地ヲ賣ル時ハ、値ノ騰キヲ要
 スヘシト雖トモ、十村、村、肝煎、長、百姓ノ輩、私ニ買受ル者ハ罪スヘシ、若シ他ニ買

受人ナクシテ、十村等買受ヘキ時ハ、奉行ノ指揮他村ヨリ懸作アル村々ハ、名代人ヲ定メ家數ヲ減セサルヲ要ス、郡奉行臨時巡廻堤防橋梁ノ修築ヲ要スルモノアラハ、勘定所ヘ申陳スヘシ、開拓セントスルモノハ願書ヲ呈シ、十村郡奉行副申シテ、勘定所ノ指揮ヲ受クヘシ、代官帳ハ毎年増減シテ示スヘシ、打銀ハ以後金庫ニ直納スヘシ、諸物品、地子銀貸借金銀、京都及ヒ江戸ヨリ下附ノ銀、大阪敦賀廻送米、役料銀、施與米女官給料、江戸役中ノ給米、及ヒ扶持米、寺社ノ納米、大樹ヘ獻呈ノ鱒、鱈、鮭、素麵、鮎、干鰯、日用薦蓆、旅費、武器、營繕屬品等ハ、勘定所ノ擔任トスル事、此ノ他大概前例ニ

是歲、射水郡の開拓者安藤兵九郎死す、

〔越中史略〕 安藤兵九郎は、越中射水郡大白石村又太郎の二男にして、礪波郡宮九村安藤次郎四郎の養子となれり、靈元天皇第一代百十延寶元年、射水郡二上村同新村、守護町村、同新村、石橋村及び礪波郡答野島村、佐加野村、大源寺村（以上八）の荒地を開拓せんことを出願し、允許を得て、みづから其地に移住し、射水郡五十里村彦兵衛等と力を戮せ、天和元年より元祿年中までの間に、草高六百數十石の水田を開墾し、これを上下兩村に分ち、礪波郡に屬するもの（十四町六）を、上

八ヶ新村と名け、射水郡に屬するもの（六十二町）を、下八ヶ新村と名けたり、其能く公益を謀りて、不毛を拓き、惠を永世に貽すこと、實に鮮少ならず、寶永五年下八ヶ新村に歿す、

將軍綱吉、射水郡國泰寺に法燈派の本寺たることを許す、

〔國泰寺由來帳〕 勅願の古跡由緒、體成儀に御座候故、寶永五年先住天英公方様御目見儀奉願之、法燈派之惣本寺に被仰付

寶永六年己丑 和元二千三百六十九年

正月 朔癸酉

一日、西富山大雪、藩士等年賀の禮を止む、

〔前田氏家乘〕 六年正月朔日、深雪路ヲ塞クタメニ、藩士等年甫ノ式ヲ止ム、

五月 朔辛未

十六日、丙幕府の預り人太田十左衛門死す、

〔前田氏家乘〕 五月十六日、御預ケ人太田十左衛門死ス、檢死新庄與左衛門、江戸ヨリ來リ、檢シ終リテ富山應聲寺ニ葬ル、

〔參考〕

東山天皇寶永六年

〔前田氏家乘〕 寶永六年十一月、御預ケ人太田總太夫罪ヲ許サレシニ依リ、藩士松浦彌七、山本營庵、江戸ニ護送ス、

六月庚子朔

神通川洪水、被害多し、

〔前田氏家乘〕 六月二十八日、七月三日洪水アリ、村百九、田九千八十石ヲ流シ、川除一萬五千五百間ヲ破壊シ、家五軒流失、溺死人六人アリ、

〔内山御用留牒〕

一九千八拾石餘

村數百九ヶ
村水押高

一壹萬五千五百間

川除崩並入川共

一五軒

潰れ家

一五拾七枚

所々流落申橋大小

一六人

流れ死人

一壹疋

流れ牛

右者當六月廿八日、七月三日洪水にて、右品々村々より相斷申候以上、

八月三日

十村六人

中村 志麻 丞様

安井八郎左衛門様

是歲、旱魃、

〔前田氏家乘〕 七年、大風ト前年ノ旱魃ニテ米穀實ラズ、米四千五百石銀四十
七貫ヲ免稅セラル、

中御門天皇

寶永七年庚寅

紀元二千三
百七十年

六月乙未朔

廻國上使來る、

〔西礪波郡石動町役場文書〕

寶永七年六月、廻國上使御通に付、白米、酢酒、醬油、其外、品々請拂算用相濟者也、

正徳元年七月二十六日 御算用場印

東山天皇寶永六年 中御門天皇寶永七年

今石動町肝煎 庄左衛門
新 助

〔年代記〕

寶永七年庚寅五月廿一日、廻國上使島藤十郎殿高喜作左衛門殿御
越、金澤着、大樋年寄衆五人出迎、

〔下新川下郡中島尋常小學校報告〕

寶永六年五月二十一日、巡見上使島田藤

十郎、寛助兵衛、高井作左衛門來ル、

正徳元年辛卯

百七十二年
六月 己未

加賀藩、三州封内高辻帳を幕府に上る、

〔租税志〕

正徳元年六月、封内郷村高辻帳ヲ幕府ニ上ッル、其高數左表ノ如シ、

國名	郡名	村	數
加	河北	石川	六〇三
			高
		石	數
		新田	三五二、七五二、八九〇
		高	三一、一五三〇〇

賀	能	登	越	中	近江
能美	羽咋 鹿島 鳳至 珠洲	新川	射水 彌波	高島	高
	六〇三	一一二〇	三	高	高
高	高	高	高	高	高
貞享元年以後	貞享元年現在	貞享元年以後	貞享元年現在	貞享元年以後	貞享元年以後
一五、三三三、一七〇	二二一、四三二、八四〇	四五、五〇二、七〇〇	一四、一三八、二三〇	四七九、八七九、六九〇	二二七、七四七、三〇〇
				二七、五四四、八一〇	二、四三二、二六二
				一、〇四六、四九七、六八二	二六、一三七、一五二〇

正徳元年加能越三口十二郡及近江高島郡ノ内三村郷村高辻帳
右表載スル所高數貞享高辻帳ニ同シ、新田高ハ貞享元年錄上以後増ス者、五萬
七千零零六石二斗一升ナリ、

〔三州志〕

一本封叙次考

中御門天皇正徳元年

正德元年書上ノ鄉村高辻帳ハ左ノ如シ

四十七萬九千八百七十九石六斗九升

越中

内四十六萬九千七百五十四石七斗七升三合

御判物高

一萬百二十四石九斗一升七合

籠高

三十九萬二千七百五十二石八斗九升

加賀

内三十四萬六千四百五十石四斗七合

御判物高

六千三百二石四斗八升三合

籠高

但能美郡之内尾添荒谷二邑高七十一石九斗八升寛文八年ヨリ爲官田依テ除之高也

二十一萬四千四百三十二石八斗四升

能登

内二十萬六千三百八十二石八斗四升

御判物高

五千五十石

籠高

二千四百三十二石二斗六升二合

江州三邑高

但此内百七十一石九斗八升

右寛文八年以來加州白山麓田尾添荒谷ノ二邑公領トナリ其易地トシテ

賜フナリ故ニ是ヨリ先キ寛文四年ニ賜ル所ノ御目錄ノ江州御領ヨリハ石高増益アルコトカ之レカ爲メ也故ニ御賜封ノ御高ニ於テハ増減ナシ全ク通計百二萬五千二十石二斗八升二合也萬々代不易定封タル者也

正德二年壬辰

紀元二千三百七十二年

三月

甲申

二十四日、丁富山藩儒南部景衡歿す、

〔先哲叢談〕

後編三

○名景衡、字思聰、號南山、又號環翠園、南部氏自修爲南、通稱

昌輔、長崎人、仕于富山侯、南山之先、豐後大友氏庶族也、守州之小野城、因以地爲氏

天正中、曰兵庫助宗豐者、爲毛利氏所殺、喪其采地、子孫降爲庶人、後移于長崎、父曰

昌碩、以醫術聞、昌碩蚤死、其妻亦改醮、南山幼失怙恃、父之執友、小林謙貞名義信、以天學聞

慙憐之、養南山於其家、授以四書五經句讀、又使從邑醫角長、有學、軒岐之書、南山不

屑從事於此、好講經史、從閩人黃公溥、杭人謝叔且、學歌詩、二子者皆避明季之亂者

也、二人大奇南山聰慧云、○中略

南紀祇南海、纂諸友詩、題曰鍾秀集、冠首戴南山云、予於諸友最所景慕、莫如南、南山

思聰所以卷首冠之也、可見以南海之宏識、絕才、其景慕之深矣、

南山博覽洽聞、最長史學、世徒知其善詩、藻未、知其學術、嘗著環翠園史論三十卷、評論諸家之史、其書雖未全成、編蒐羅詳博、考證精核、亦非我邦人所可言也、近世太田錦城在加賀時嘗一見之云、

南山年五十一、自知多病、齡不長、自刪定其詩文、撰詩六百九十四首、文四十四篇、爲八卷、題曰喚起漫草、刊行于世、無幾其鏤版罹火、不留些、

南山以正德二年壬辰三月、將之富山、途歿于驛舍、享年五十五、祇南海哭南山詩云、山川鐘秀出崎陽、天壽僅多五十強、人物非王即是謝、詩篇超宋獨之唐、家藏遺草愧封禪、名附先賢老醉鄉、但慰鳳雛成羽翼、英風千載挹流芳、

〔近代名家著述目錄〕

參 南部南山名景衡、字思聰、郡昌助、草野男

喚起漫草

八

環翠園史

三十

登東台百韻景春、景作

〔越中志〕

新川郡下 七

南思聰 停雲集云、南部景衡、字思聰、長崎人、本姓小野少孤、爲醫師、南部子壽所子、黃因冒平姓、蓋南部氏、越之長尾氏族也、云、少學詩於閩人黃公溥、杭人謝叔且、爲二子所稱焉、及子壽應菅侯之聘於越中、因命從學、筑之省菴、

安光生學既通而東、子壽既沒、菅侯命嗣其後、去寓于東武脩、弟子禮、事恭靖木先生、以先生與安先生同學故也、居三年、菅侯屢召乃還、正德壬辰春三月、客死於越中、年五十五、爲人溫恭篤謹、精通經史、文材富贍、身既多病、自撰詩六百九十四首、文四十四篇、曰喚起漫草、有子三人、皆材名相次而死、其長則國華也、

八月壬子

十日酉辛大風、家屋樹木の被害多し

〔年代記〕 八月十日、大風、御領國潰家貳千貳百拾七軒、損木一萬八千九十一本、

〔下新川郡生地町役場報告〕 正德二年八月十日、大風ニテ新川中ニ三百九十六軒潰家、千一本惣木高根返シ折木等、

〔石埼舊記〕

正德二年辰八月十日、晝ヨリ七ツ時迄大風、

礪波郡見立村數百九拾一ヶ村、御用捨免、御米高貳萬五千石、外ニ壹萬九千五百石、御貸米出申候、夏米石六拾夕ヨリ七十夕、秋米五拾五夕ヨリ八十五夕、餅米百拾夕、錢壹夕ニ付錢四拾二文、三文、下略

正德三年癸巳紀元二千三百七十七年

中御門天皇正德二年 三年

一日、成富山藩、幕府の命を受けて江戸増上寺を修營す、

〔徳川御實紀〕有章院御實紀 卷之四

正徳三年五月二日松平長門守利興津輕土佐守信壽に増上寺方丈造構の助役を命ぜらる、十月二十八日松平長門守利興は縁山方丈遷徙津輕土佐守信壽は同じ寺家引遷の事つかふまつりしをもて、利興に時服十五、信壽に十を賜はる、晦日増上寺方丈寺家引直のとき人夫出せしにより、松平長門守利興津輕土佐守信壽が家人に、銀時服羽織給はる事差あり、日記

〔前田氏家乗〕江戸芝増上寺修營手傳を命ぜられしも、其期限内に竣工せざるに付、公自ら宿坊源興院に至り、車數輛ニ酒錢を載せて、之れを作場に運搬せしめ、雇夫に分與の後作場を巡視慰勞せられしに、何れも奮勵し、遂に十一月落成を告ぐ、

〔越中舊事記〕正徳三巳五月二日、芝増上寺御普請御手傳被蒙仰、同年十一月不殘出來

是歳、米穀定らず、

〔前田氏家乗〕此の秋、不熟爲めに千五百石、銀七貫目を免稅せらる、
正徳四年甲午 紀元二千三百七十四年

二月 朔癸酉

富山城内火あり、本丸焼失す、

〔前田氏家乗〕四年二月七日、富山城中失火、本丸殿宇焼亡す、

〔越中舊事記〕正徳四年午二月七日、富山御本丸之御屋形炎焼、

〔富山市沿革志〕二月七日、城内坊主部屋ヨリ出火シ、本丸ノ殿宇悉ク焼燼ス
是ヨリ以後、天保三年ニ至ルマテ、公族東出丸ニ假居セラル

〔高島舊記〕富山御城御焼失、正徳四月二月七日夜、

加賀藩、異國船より物を買ふことを禁ず、

〔富田覺書〕
條々

一於浦々船を借り候而、異國船之抜荷を買取候者有之由相聞候、自今以後は、假令初より其事之子細を不知して借候とも、其船之船頭水主は、抜荷買取候者

之同罪に可行候然上は諸國浦々船頭水主常々申合置候而若拔荷買候者に船を借合候はば搦捕候而長崎奉行所亦は其所之御代官所地頭人成共程近き所江可申出若又船中に而も捕へ堅き事も候は、何方成共船を着候所に而、其所之者に告爲知搦捕候而其所に預置、是亦長崎奉行所亦は其所之御代官所地頭江成共可申出、其船頭水主には、急度御褒美可被下候事、

一浦々船頭水主ニをゐて、拔荷買取候事を申合候共、或船中に而も、或船を着け候所ニ而なり共、拔荷買取候者を搦捕候事、前ニ記し候如に仕候は、初より申合候罪科を被免、御褒美は船借候時に申合せ候、代物之一倍を下し置くへき事、附其船之事は船主船頭等相對に而借候共、水主之働によつて、拔荷買取候者、并申合候船頭等搦捕候は、其水主ニ被下候御褒美之事、是亦船借候時船主船頭与申合候、代物之一倍を可被下候、

一諸國浦方にをゐて、拔荷買取候者有之由を、告爲知候者有之候は、其所之者共早速に出合候而搦捕へし、若油断せしめ於取逆候には急度其罪科に可行事、

右條々急度可相守者也、

正徳四年二月 日

奉行

〔参考〕

〔憲令要略〕

條々

異國船より拔荷を買取候金元をいたし、人を雇ひ候て、拔荷仕候もの有之由相聞へ候間、彼族を訴人仕るにをゐては、吟味之上、金元仕候者之、金銀米錢家財等迄、不殘可被下之事、

一拔荷仕候ものを、同類の内より召捕へ、或は訴人仕候ものには、右之荷物御褒美として可被下之事、

一唐人とぬけ買を申合、又は右之言合之取次をいたし、或はぬけ荷物仕なれたるもの、并拔荷物に雇れ、或は其事に携り候者の事、訴人仕るにをゐては、急度御褒美を可被下、たとひ同類たりといふとも、其科をゆるし、貸銀禮銀等申合候員類之一倍可被下之事、

附只今迄ぬけ荷仕候者の宿いたし、或はぬけ取候荷物預り隠し置候もの、或は手合仕候ものたりといふとも、訴人仕候は、是又其科をゆるし、御褒

美被下候事、右同前たるへき事、
右之條々、急度可相守之、若存ながら隠し置、外より令露顯者、其科本人可爲同前
者也、

正徳四年十一月

奉行

是歳、庄川上流の改修工事竣成す、

〔土木課調査〕

庄川上流、辨才天前ノ改修ハ、寛文十年金澤藩ニ於テ、野尻川・中
村川千保川ノ三川ヲ締切、現今ノ庄川ニ合流セシメタルモノナリ、但シ當初ハ
馳越ノ状態ナリシガ、正徳四年ニ至ク目的ヲ達シタルモノナリ、

正徳五年乙未

紀元二千三
百七十五年

四月

朔

二十七日、^{壬辰}礪波郡城端火あり

〔荒木覺書〕

正徳五年未四月二十七日之夜より、同二十八日之朝迄、當地東新
田町下梨屋庄七と申者火出し、東新田町之内六十三軒やけ申候、則私拾歳下は
橋きわ迄、上は紺屋市兵衛へ貳軒迄焼申候、

享保元年丙申

紀元二千三
百七十六年

是歳、風雨稻を害す、

〔前田氏家乗〕

享保元年、雨多ク銀十貫目免稅セラル、

〔越中舊事記〕

享保元年御領分凶作、

十月

朔

一日、^{丁亥}海嘯あり、新川郡泊町全戸流失す、

〔下新川郡泊町役場調査〕

享保元年十月朔日、朝、大海嘯ノタメ泊町全戸流失
ス、當時泊町ハ横尾村下濱手ニアリシモ、同三年現今ノ處ニ移轉セリ、

〔下新川郡泊^{高等}小學校報告〕

享保元年十月朔日、曉天、海嘯アリ、町内擧ケテ
害ヲ被ル、加賀藩主急報ニ接シテ高岡源藏、松田左兵衛ヲ遣シ、御藏米二百九十
石ヲ出シテ一時ノ救助ヲ爲セリ、

〔下新川郡五個庄尋常小學校報告〕

享保元年十月朔日、曉天、海嘯アリ、

十一月

朔

二十九日、^{乙酉}海嘯あり、新川郡東岩瀨の人家を壊る、

〔上新川郡東岩瀨^{高等}小學校報告〕

享保元年十一月二十九日、巳ノ刻ヨリ當
町附近ノ海中ニ海嘯起リ、約十二時間許ノ間ニ於テ、家屋九拾壹戸ヲ倒壊セリ、

爾來海水常ニ海岸ヲ浸蝕シテ止マサリケレハ、海濱ノ家屋漸次町ノ南方ニ移
轉シ、今ノ東岩瀬町ノ南端ニ位セル、字一番丁二番丁ト云ヘルハ、即チ此時移リ
タルモノナリ、而シテ元ノ東岩瀬町ノ所在ハ、今ヤ海上半里餘ノ所ニ在リト云
フ、

享保二年丁酉

紀元二千三
百七十七年

四月

乙酉

二十四日、申富山藩儒、南部景春歿す、

〔先哲叢談後編〕

三

南山男景春、字國華、幼而穎悟、善詩及書畫、年十三、從父來江

戶、嘗賦登東天台五言古風二百句、其詩傳播於世、膾炙人口、年十八而喪父、乃襲其
祿、寵遇優渥、加秩至二百石、後數年喪母、無幾次弟歿、不堪憂艱、以享保二年丁酉四

月歿、年僅二十三人、皆惜焉、

〔諸藝雜志〕

三

南部景春石碑之銘

國華景春之墓

俗名南部權藏景春年二十三

享保二丁酉四月二十四日

〔越中志〕

新川郡下

七 南國華

停雲集云、南部景春、字國華、越中人、思聰長子

也、幼悟善詩及書畫、年甫十三、隨父而來、賦登東天台詩五言古風二百句、爲世所稱、
十八歲喪父、哀毀過禮、奉母甚孝、友愛兩弟、慨然有大志、博通經史、百家之書、居數年
喪母、次弟亦亡、不堪憂艱、以享保丁酉夏四月而殞、年二十三、季弟亦踰月亡、南氏
之胤絕矣、

八月

壬午

十一日、辰將軍吉宗、兩藩主に領知狀を賜ふ、

〔三州志〕

一本封叙次考

享保二年

有德大君ヨリ、頂戴ノ交左ノ如シ、

加賀能登越中三箇國百二十萬二千七百六十石之内、加州江沼能美二郡之内
七萬百七十石餘、越中婦負新川二郡之内十萬石、能州四郡之内一萬石以上十
八萬百七十石餘、除之、殘百二萬二千五百九十石餘、並近江國高島郡之内三ヶ
村二千四百三十石餘、高百二萬五千石餘、目錄別紙事宛行之訖、代々之例、領知

中御門天皇享保二年

七五九

之狀如件

享保二年八月十一日

吉宗御判

加賀宰相殿

〔前田氏家乗〕

八月十一日御代替ノ御判物ヲ賜ハル、

二十六日、未射水郡、佐野村肝煎佐次右衛門、和田村肝煎佐助、隱田の罪を以て磔刑に處せらる、

〔射水郡佐野高等常小學校報告〕

享保二年、佐野村肝煎役佐次右衛門ト、和田村

肝煎役佐助ト二名共謀シ、隱田三段歩ヲ作ル、依テ同年八月二十六日ヲ以テ、共

ニ死刑ノ申渡ヲ受ケ、佐次右衛門ハ佐野ノ張付場所トナレリ、ニ於テ、佐助ハ和

田ノ張付場所トナレリ、除地トナル、ニ於テ、何レモ刑ニ處セラレ、

十月辛巳

利興、富山鮎の鮎を將軍吉宗に獻す、

〔富山日報〕

開〇號

富山名物鮎の鮎、

鮎の鮎の發明は、實に享保年間に在り、當時の富山城主は、第三代前田利興にし

て、臣下に吉村新八なるものあり、新八割烹の事に精し、甫めて鮎の鮎を製したるに、風味頗る美なるより、利興公に獻したり、公大に之を賞し、遂に新八に鮎鮎漬役を命せらる、享保二年十月將軍德川吉宗公へ獻上せられしに、吉宗公深く其風味を嘉賞し給ひ、近臣に命し其漬方を利興公へ下問せらる、爾來富山藩主代々、德川家への時獻上品と定まり、好評噴々、富山の一名物として、今日に至りしなり、富山藩士小柴家第二代の小柴直秋氏、享保年間に著せる其勤役日記中、左の一節あり、亦以て其事歴の詳を知るへし、

十月鮎鮎御献之處、風味宜敷上意にて、何れの鮎を取り、如何様に漬申候哉との御沙汰有之、其品承合可致之旨、御膳番衆より御坊主衆之内、長谷川露三殿へ被仰渡、露三殿より、此方様聞番衆へ申來達御聽、則小塚將監殿より野瀬竹庵へ被申渡、鮎漬様、鮎鮎漬役吉村新八へ相尋、則竹庵より申上る條、左之通、

献上鮎鮎漬覺

一鮎は、越中國神通川にて取申候鮎にて御座候

一鮎取て早速能洗ひ辛鹽に仕置、後引上げ水氣無御座様乾かせ相認め、江戸へ

差越申候、

一 江戸へ着仕候得者、八時計鹽出し仕洗上、三年酒に漬一時餘差置、其酒にて能洗ひ取上げ、醬かわかせ鮮に仕入申候、
 一 漬飯は、白米をこわめしに炊き、鹽水にて三通計洗、いかきの上置候て、水氣を乾かせ、扱帖と飯との鹽加減を試し仕込申候、
 一 漬候而日數十二日程立ち宜御座候去る日數の儀は、時節により遲速御座候、
 一 献上仕候前日最前之漬飯を悉皆取除候て、新敷飯に替申候、此時酒に鹽を少し加へ漬申候、飯一遍々々に右之酒少々注ぎ置、漬込認申候、
 右之通仕候以上、

十月二十三日

野瀬竹庵

御用所

右之通書上申候、但文言於御用所將監殿御加筆有之候、御臺所より書出候は、右之通献上と有之、此上に御の字付候、又は前二ヶ條も、御用所御差圖より書入申候、右書付於御用所御引直し、吉川只右衛門相調、聞番中へ相渡し、露三殿へ被上候由、

是歳、幕府巡見上使來る、

〔下新川郡下中島尋常小學校報告〕

享保二年ニハ、巡見上使鳥井權之助、天野

傳兵衛、小菅猪右衛門來ル、

享保四年己亥

紀元二千三百七十九年

春、加賀藩、米穀の輸出を停む、

〔極性寺歴代略記〕

五 同四亥年春ノ比、金澤領分、他郡へ出米カタク停止セラ

ル、ニツキ、諸寺庵ヒシト難儀ニ及ヒケリ、某儀別シテ迷惑ニ及候ユヘ、大白石

村三郎右衛門マテ口上書ヲ出セル寫シ、

以口上書御断申上候

今般、其御境他領出米御法度被仰出候、付、彼岸前拙僧檀那共方、佛供米一合不遣、
 難儀仕候、殊更餘寺違候而、拙僧檀那過半中郡所持、仕候故、年忌志等右之品無御座候而、莽致迷惑候、何齋米等出申義、被遊御免被下候様、御奉行所迄被仰上被下候者、辱可奉存候、已上、

享保四年三月十七日

富山極性寺印判

大白石村三郎右衛門殿

カク調へ、石山ヲ以テ白石村マテ遣申ケリ、ソノ後ハ何、子細モナク、佛供米等持

中御門天皇享保四年

七六三

來レ、コレ等ノコト、已後コ、ロエノ爲ニ記シオキケリ、

〔参考〕

〔憲令要略〕

○御國ニテ出來物他國へ出申義、御停止ニ付、氷見ヲ出シ不申分、

- 一鹽 一油 井油草 一油粕 一大豆 一小豆 一七木杉松檜樺栗桐栗
- 一唐竹 一米但津出願相叶申候へ 一大麥 一小麥 一酒 一幅廣布
- 一同かせ 一蠟 一上肴之分 一鱒 一鮭 一鱈 一刺 鯖 一魚油

他國ニテ出來物、氷見ニ商賣仕、他國へ出シ申分、

- 一ひへ 一布 一白苧 一おかせ 一たはこ 一箕 一さうけ 一蕨
 - 一御座 一縁取 一疊 一八百屋物 一鮪 一ゆるか
- 但、此外御國ニテ難賣雜魚之分、他國へ出し申候、

他國へ御國へ入、氷見町ニテ商賣仕申候分、

- 一大豆 一小豆 一大麥 一小麥 一油草 一蠟 一材木 一鐵 一茶

- 一白苧 一かなひき 一木藥 一太物 一くりわた 一小物 一八百屋物
- 一四十物 一たはこ 一からつ燒物

右之通、津留并御國他國出入商賣物、品々書上申所、相違無御座候以上、

享保十年十二月

氷見町年寄兵右衛門

同 次右衛門

同 清左衛門

同 權右衛門

同 町肝煎與右衛門

同 五兵衛

同 算用聞五郎兵衛

同 清兵衛

但シ、安永三年五年書上ト見合可申、其後違候分モ可有之候、

是秋、風水、稻を害す、

〔前田氏家乗〕 四年秋風水害ニテ、五萬六千七百目餘免除、

中御門天皇享保四年

享保五年庚子 紀元二千三百八十年

是秋、諸川氾濫、

〔越中舊事記〕 享保五年秋、神通川、井田川、山田川、洪水、入川ニ相成候、西塚原等、

川除數箇所押切、

享保六年辛丑 紀元二千三百八十一年

是秋、大風、稻を害す、

〔越中舊事記〕 享保六年秋、大風、田畑風損多シ、

是歲、加賀藩錢屋始めて定る、

〔年代記〕 享保六年丑、金澤錢屋始めて定る、少許の役人極る、今年切に而三寶

錢銀等通用止、

越中の戸籍を幕府に報す、

〔金府舊記〕 一加州、越中、能州三之民籍公儀へ被書上候由、大概に何程計有之

儀に候哉、答子午七年目にしらへ有之候へ共、くわしくば不存候、享保六年、略中

越中新川郡、射水郡、礪波郡三郡、都合二十三萬七千六百六十七人、内十二萬三千

五人男、十一萬四千六百六十二人女、略下

享保八年癸卯 紀元二千三百八十二年

五月 巳卯

九日、訂加賀藩主前田綱紀致仕す、子吉徳嗣く、

〔享保日録〕 五月九日於御座の間、松平加賀守願之通、隱居被仰付、若狹守の家

督無相違被下候旨、名代松平右衛門督江被仰、

〔前田家譜〕 綱紀、小字は犬千代、九初の名は綱利、光高の第一子、母は徳川

氏、寛永廿年十一月十六日江戸龍の口藩邸に生る、正保元年二月十二日綱紀、大

將軍に内寢に見ゆ、二年四月五日光高歿す、六月十三日大將軍、讃岐守酒井忠勝、

伊豆守松平信綱をして命を傳へ、綱紀をして封を襲はしむ、八月廿一日綱紀、襤

褌に在るを以て、母氏に従ひ大將軍に内寢に謁し、襲封を謝す、慶安四年四月廿

日大將軍薨す、六月大將軍故將軍の遺物寶刀一口を綱紀に賜ふ、承應元年十一

月十九日綱紀從五位下に叙す、二年五月十日綱紀從四位下に叙し侍從に任す、

六月廿三日 大内火あり、綱紀、岡島一陳を京師に遣り安を問ひ物を獻せしむ、

三年正月十二日綱紀大將軍の朝堂に元服す、是日正四位下に叙し、左近衛權少

將に任せられ、加賀守を兼ぬ、是より世々初めて叙任の拜する、正四位下左近衛

權少將常衛となる、是の日大將軍偏諱を綱紀に賜ふ、因て綱利と稱す、明曆二年九月廿三日大夫人徳川氏歿す、萬治元年正月大將軍諸侯伯に課し、江戸城を修む、我れ天守樓を受く、夏に至り、綱紀利常の旨を承け、香需散を調し、役夫に與ふ、故を以て一人の暑に中傷する者なしと云、七月廿六日夫人保科氏來歸す、會津中將正之初め利常綱紀のために、保科氏と婚を定むるや、利常綱紀の傳、今枝直友に謂ひ曰、余れ老疾俱に逼り、世に長からざるを知る、是故に綱紀の爲に婦を撰ひ、婦翁に綱紀を託せんと欲す、而して余れ之を諸侯中に求むるに、肥後守に如く者なし、故に保科氏と婚を定め、遂に肥後守に託するに、後事を以てす、而して余れ今既に肥後守の諾を得れば、則余れ復た綱紀に憂ひなし、汝ち我が是の言を遣れず、綱紀に丁寧にし、綱紀に事大小となく一に肥後守に諮詢せしめ、余れの今日を學はしむる勿れと、初め保科氏我と婚を定むるや、肥後守我か夫人、及び我か夫人の姉、上杉綱勝の夫人を會談して之を慶す、母夫人、我か夫人の庶出して、已出の將さに上たらんとするを嫉み、是の日毒を我か夫人の食に置く、座次已に定り、將さに箸を舉んとす、時に肥後守席に就き、急に位次を易ふ、是に於て、我か夫人膳盤適さに上杉氏夫人に歸す、故を以て綱勝の夫人食を卒へすし

て暴卒す、夫人來歸して後ち、夫人の姆某し之を利常に語り、利常之を聞き曰、惡人なる夫々之を天爵と謂ふと、乃ち夫人の左右に命し、母氏に戒心せしむ、十月十二日、大父利常薨す、是より綱紀親ら庶政を聽く、閏十二月廿七日、綱紀左近衛權中將に轉任す、是の月大將軍目付二人をして來り、藩政を監せしむ、二年二月、略○中始て小松城留守を置く、三月、戸川宗仁を誅す、不孝を以てなり、略○中七月大將軍遣す所の目付江戸に還る、略○中是の年、法制禁令を定め、封内に布く、三年四月、大將軍復た目付渡邊筑後守能瀬某をして來り、藩政を監せしむ、十月、渡邊筑後守等江戸に還る、是の歲飢す、寛文元年正月十五日、大内災に罹る、綱紀中黒秀成を京師に遣し、安を問ひ物を獻せしむ、四月廿七日、綱紀の姑越中守松平定重に嫁す、七月十九日、綱紀初て封に就く、略○中是の年、綱紀新に飛橋を愛本に架す、行旅大ひに之を便とす、初め綱紀橋を置の議を建るや、諸老臣爭ひ曰、黒部の水分れて四十八派となる、今其險を廢す、殆んど險を設け、邦を守の義に非ず、且つ其役たるや甚た大なり、止に如かすと、綱紀曰、卿其一を知り、未た其二を知らず、夫れ國の強弱は政の得失に在り、故に古より諸侯其政を失ふ、險阻あるも之を守る能はず、余れ是邦に君臨し人をして險に病ましむ、上み天子に事へ下も

庶民を養ふの道に非る也。是に於て議始て定ると云。是の歲、綱紀、平岩、仙桂を聘し、文學となす。仙桂は平安の人、石川、丈山の門人なり。後、仙桂骸を乞ひ、西歸して六六山堂の遺蹤を承く。綱紀、其志を嘉し、歳に棲隱糧二十口を給す。二年、略十一月十八日、綱紀、越中に放鷹す。廿四日、綱紀、越中より至る。二年正月十六日、天皇位を皇太子に譲り玉ふ。綱紀、津田、正真を京師に遣り、之を賀し、物を獻せしむ。略六月廿一日、綱紀、越中に放鷹す。七月十三日、綱紀、越中より至る。十一月朔、綱紀、越中、今石動に放鷹す。十二日、綱紀、高岡に舍す。廿七日、綱紀、越中より至る。是の年、綱紀、木下、貞幹を聘す。貞幹、辭し曰、臣は尺五先生の門人也。先生嘗て藩臣たり。而して其子、永三未だ仕せず。請ふ先づ永三を聘せよ。綱紀、其義を尙となし。併せて永三を祿す。略五年七月廿九日、大將軍、伊豫國、西條の城主、一柳、監物の封を收め、我をして之を綱せしむ。十二月、綱紀、澤田、宗堅を聘し、文學となす。略六年三月十三日、綱紀の姑、筑前守、保科、正經に嫁す。氏に改む。四月廿四日、夫人、保科、氏殂す。略十月、綱紀、越中に放鷹す。廿八日、綱紀、越中より至る。是の年、綱紀、平安の人、田中、一閑を祿し、神代卷を講せしむ。本藩の神道學を講ずる。蓋し是に創ると云。七年二月廿五日、綱紀、越中に放鷹す。閏二月十日、綱紀、越中より至る。七月

綱紀、五十川、梅庵の子、剛伯を祿し、儒官となし。水戸に遣り、朱、舜水に従ふて業を受けしむ。是より綱紀、剛伯を介とし、舜水に疑義を質し、故事を問ふ。後ち狩野守信をして、楠中將の像を圖せしめ、舜水に囑し、讚辭を題せしむ。今、湊川、碑陰に題する所の文は、則ち其讚辭を便ち用ゆる也。十一月四日、綱紀、越中に放鷹す。十二月朔、綱紀、越中より至る。是の年、白山下、尾添、荒谷の二村を以て、江州、高島郡、中村、今町村の二邑に易ふ。九年閏十月廿一日、前左大臣、教平の女、入内、綱紀、前田、孝勝を京師に遣り、之を賀し、物を獻せしむ。是の年、綱紀、民の年九十以上の者に一人口を給す。十年六月、綱紀、城南、笠舞の地に廬舍を造り、封内の窮民を恤養す。十一月廿五日、綱紀、越中に放鷹す。十二月廿五日、綱紀、越中より至る。十一年、是の年、綱紀、貧民に耕具を給し、城南、長坂及ひ六戸の地を開墾す。十二年五月十五日、綱紀、江戸より至る。十一月十日、綱紀、越中に放鷹す。十二月朔、綱紀、越中より至る。延寶三年、是の年、天下飢す。綱紀、大ひに封内の民を賑貸す。四年十月廿五日、綱紀、越中に放鷹す。今石動に舍す。十一月二日、綱紀、高岡に舍す。八月、綱紀、越中より至る。六年六月十五日、東福門院崩し玉ふ。綱紀、關屋、政春を京師に遣り、賻を獻せしむ。八年五月八日、大將軍、薨す。六月、大將軍、故將軍の遺物、寶刀一口を綱紀に賜ふ。八

月十九日、後水尾上皇崩し玉ふ、綱紀崩を聞き三日、食水飲し、使を京師に遣し、膳を獻せしむ。十一月十一日、越中紅雪雨る廿六日に至る、天和二年六月廿七日、幕府我が儒臣木下貞幹を辟し、儒官となす、貞享元年正月、綱利を改め綱紀と稱す。二年二月廿二日、後西院上皇崩し玉ふ、綱紀崩を聞き三日、食水飲し、茨木長重を京仰に遣り、膳を獻せしむ。崩し玉ふの先き、藩醫端立川を召す、立川道にして崩を聞き、藩に歸る。三年五月晦、是の日、大將故の西條侯一柳盛物の綱を宥し、我が封内に自便せしむ。是より先き、綱紀屢々其罪を宥せんを大將軍に乞ふ、而して其請を得ず。是に至り、輪王寺宮爲に大將軍言ふ、故に是の命あり、綱紀大ひに喜び、横山長堅を江戸に遣り、恩を謝せしむ。八月二日、兵部少輔一柳直治、柳橋忠兵衛をして來聘せしむ。監物氏の爲なり。廿六日、綱紀故の西條侯一柳直與を擧す。四年正月七日、綱紀一柳直與を擧す。五月、是より先き三月廿一日、天皇位を皇太子に傳へ玉ふ。綱紀小幡長治を京師に遣し、之を賀し、物を獻せしむ。是の年初て馬市を開く。元祿元年六月、是の月、越中の民新穀を獻す。綱紀老臣に語り曰、小民猶ほ時新を邦君に獻して、先つ之を嘗めしむるを念ふ、況や忠孝を以て斯民を教養し、以て宗廟に事る者に於てをや、今より後ち時新の物、宜しく

先つ之を祖廟に獻すへしと、乃ち之を祖廟に薦む。庶々時新を祖宗の廟に薦むる此に創る。二年五月十日、大雨水、越中の地家を漂没するもの六十六、橋斷るもの凡四十三、綱紀災を被る者を賑恤す。八月九日、大將軍、綱紀の座次を舛せ、三親藩の後に班せしむ。三年八月廿一日、綱紀藩臣の風を亂し、俗を壞るもの一人を死に處し、十二人を越中五箇山に竄す。十二月十九日、水戸少將綱條、武藤林右衛門をして來り聘せしむ。綱紀之を朝堂に擧す。四年二月廿一日、綱紀盜賊奉行を置く。閏八月十八日、綱紀昌平坂聖廟に謁す。五年正月廿六日、綱紀昌平坂聖廟に謁す。六月三日、大將軍、綱紀及び三親藩を召し、親しく大學の三綱領を講す。既にして綱紀をして、中庸の首章を講せしむ。綱紀即ち筵に就き、之を講す。其略に曰、中庸の書は子思子道學の其傳を失ふを憂ひて作る所なり、故に其書道を以て主となす。然り、首章に性道教を遞説する者、性は道の在る所、教は性の成る所なり、而して斯の道の字體統の一大極なり、故に次章に曰、道也者不可須臾離也、及び下章所謂る君子の道、皆な是此の道の字云々と、大將軍大ひに之を感稱す。元祿六年十月朔、大將軍、綱紀及び三親藩を召し、親しく論語を講す。既にして復た綱紀をして大學を講せしめ、帛若干を賜ふ。十二月朔、綱紀參議に任す。中將故の

如し、七年正月五日、綱紀、永原孝之を京師に遣り、恩を謝し、物を獻せしむ。七月三日、大將軍、綱紀及諸侯を召し、親しく易を講す。且つ綱紀をして、論語を講せしむ。是の日、大將軍自ら、徳不孤の三大字を書し、綱紀に賜ふ。八年、是の年、五穀熟せず。九年八月十七日、綱紀、賑恤使を封内に發し、貧民に衣食を給し、爲めに、屋壁を修め、大ひに荒政を布く。初め綱紀の江戸より還るや、封境に入り、民に飢食あるを見て、大ひに驚き、吏治の無狀なるを怒り、且つ痛く自ら責め、正殿を避け、蓮池館に居り、精を勵し、治を務む。故を以て、天下大に飢、餓殍路に填つれども、我が封内三州の民、餓死する者、僅に十五人而已と云。十一月十日、明正上皇崩し、玉ふ。綱紀崩を聞き、三日、龜食水飲し、小堀重長を京師に遣り、賻を獻せしむ。十年二月廿五日、女御入内し、玉ふ。綱紀、津田儀辰を京師に遣り、之を賀し、物を獻せしむ。十一年三月、大法會を寶圓寺に行ひ、高德院百年忌辰を薦む。朔日より三日に至る。十二年五月朔、越中礪波郡雪雨る。十一月廿一日、綱紀の第二女、備後守、淺野吉長に嫁す。十三年十二月六日、水戸中納言、光圀薨す。綱紀、計を聞き、急に、吏に命し、文庫に藏する所の、東文選を繕寫し、之を水戸に贈り、其神庫に藏めしむ。曰、余れ死者に、負くを欲せずと。綱紀、黃門と姻婭の親あり、常に、道義を講論し、互に、異同あり、黃

門、嘗て綱紀、東文選を藏するを聞き、一本を乞はる。綱紀、其請を諾し、而して、未だ果たさずして、黃門薨す。故に、云爾り。十五年八月三日、故の西條侯、一柳直與、金澤に卒す。綱紀、之を野田山に葬る。廿九日、綱紀、法會を光岸寺に行ひ、監物氏の爲に、す。九月廿二日、綱紀、一柳直與の遺囑を以て、其遺臣四人を祿す。寶永三年八月、是の月、越中五郎九村の民、四足の鶏を獻す。綱紀、之を卻そく。四年十二月廿八日、綱紀、從三位に叙す。五年二月八日、京師、火あり、皇居、延焼す。綱紀、村田景慶を京師に遣り、安を問ひ、物を獻せしむ。四月六日、綱紀の第五女、右衛門督、池田吉泰に嫁す。十一月十八日、世子、吉治の婦、徳川氏、來歸す。尾張中納言の女、大將十二月十八日、綱紀の第二子、利章、從五位下に叙し、備後守に任す。六年十月、天皇痘を病み、玉ふ。廿一日、綱紀、近藤長繼を京師に遣り、安を問ひ、物を獻せしむ。天皇痘癒へ、玉ふ。十一月二日、綱紀、岡田元博を京師に遣り、之を賀し、物を獻せしむ。十一月十六日、新宮成る。天皇、新宮に徙り、玉ふ。廿七日、綱紀、岡島一樂を京師に遣り、之を賀し、物を獻せしむ。十二月十七日、東山上皇崩し、玉ふ。綱紀、崩を聞き、三日、龜食水飲し、原田長矩を京師に遣り、賻を獻せしむ。七年十一月十一日、天皇即位の禮を行ひ、玉ふ。綱紀、今枝直方を京師に遣り、之を賀し、物を獻せしむ。正徳元年三月廿

五日、幕府、我が儒臣室直清を辟し、儒官となす。是歲、朝鮮來聘す。大將軍、綱紀をして、鞍馬四十一を海道に出し、聘使に供給せしむ。二年七月廿六日、綱紀の第六女の遺物、寶刀一口を綱紀に賜ふ。三年五月、綱紀大法會を高岡瑞龍寺に行ひ、瑞龍院百年忌辰を薦む。十八日より廿日に至る。享保元年四月晦日、大將軍薨す。六月廿四日、大將軍、故將軍の遺物、寶刀一口を綱紀に賜ふ。十一月朔、藤原氏入内。綱紀、佐々木定賢を京師に遣り、之を賀し、物を獻せしむ。是の歲、封内五穀登らす。二年九月廿二日、越中泊海哨二百三十餘家を壞漂す。十月十三日、綱紀路を山道に取り、江戸より至る。凡そ諸侯の江戸に往來する者、濫りに銃を齎らすを得ず。本藩の如き、手銃六十定員たり。綱紀、初て山道よりするを以て、吏をして老中に就き、福島關門銃の過書を請はしむ。水野和泉守曰、此事至重。參議氏自筆の書を以て請ふに非ざる許すを得ず。綱紀大に怒り、書を林大學頭に致し曰、余れ近日將さに封に就んとす。銃隊を従ふを以て、頃者吏をして老中に就き、福島關門の過書を請はしむ。老中曰、手書を以て請ふに非ざる肯て許さず。我が家先世より、是等の事に自筆を用ゆるあらず。然り、執政必ず自筆の書を作らしめんと、要す

る。吾れ我が封土を官に納るゝも、自筆の書作るべからず。請ふ幸に足下是の意を執政に致せしむ。執政其書を見て、大ひに驚き、急に驛を福島に馳せ、關吏に報告す。と云。略。中三年閏十月十五日、是より先き、幕府貨幣、輕く物貨重きを以て、金銀貨幣を改造す。是に至り、新古貨幣の位を定め、寶字銀四百目を以て、新銀百目に當つ。將さに本月廿八日を以て、其令を天下に布んとす。乃ち盡く、官府の寶字銀を出し、新貨幣を買ふ。江戸の人永來某し之を所親の幕吏より聞き、是の日、藩邸に來り、窃に之を會所奉行某に告ぐ。某大に驚き、即ち脚夫を飛し、之を金澤の同僚、及び算用場奉行に報し。府藏の寶字銀を以て、急に金貨に易へ、及び物を買はしむ。時に横山長元、野村重威、算用場奉行たり。重威會所奉行の金貨を聞き、長元に謂ひ曰、吏は民の正を取る所に非ずや。而して今是の如き事を行ふ。政令何に由て立を得ん。夫れ國を治るもの民と利を争ふ。且つなすべからずと聞く。況や民のこれを知らざるを幸となし、害を下に嫁し、自ら以て計を得るとなす。なす可に非る也。余れ之に由り、縱令ひ罪を獲るも肯てなさざる也。と、長元聽て、大に然りとす。乃ち偕に朝に詣り、之を執政、與村有輝に言ふ。有輝曰、是れにしてなすへき、亦なす可らざるなし。と、他の老臣も亦僉曰、決してなすへき事に非

さる也と、重威乃ち之を會所奉行に告ぐ、聽かす、既にして民之を覺り、晝夜狂奔する者數日、綱紀算用場奉行の議を聞き二人に手書を賜ひ大ひに、之を嘉獎す、四年三月十六日、二條綱平公藩邸に臨す、綱紀之を獲す、廿五日、綱紀昌平坂聖廟に謁す、八月廿五日、綱紀大將軍に朝す、大將軍、林大學頭をして綱紀に問はしめ、曰、鞭墨劓刑の刑、本藩にも亦之を用ゆるや否やと、綱紀曰、鞭墨は未だ嘗て之を行ふあらず、劓刑の刑我か家祖先より既に之を用ゆ、然るに綱吉公の時之を禁してより、遂に復た之を用ひすと、大學頭入り之を大將軍に語り、已にして復た出て綱紀に謂ひ曰、劓刑等の刑古に制する所なれども、其實は不仁甚たし、若かす大明律に倣ひ、鞭朴を以て劓刑に易ふるの仁なるにはと、綱紀曰、唯々否々、五刑の法は、古の聖人大公至正の心を以て、設立する所にして、其要は刑錯くを致すにあり、夫の明朝の若き未だ聖人あるを聞かす、大抵後世定る所の法仁は、則ち仁なれども、姑息の仁と謂ふへし、況や又た仁に似て而して不仁甚きものあり、其實は後人私心を以て惡を恕するに成る者多し、其弊は罪を犯す者滋きに堪へず、故に大明律の古法に勝る吾れ未だ之を信する能はずと、大學頭議あはすして退そく、九月、綱紀藩臣稻宣義の編する所、庶物類纂三百六十卷を大將軍

に獻す、是より先き、元祿六年、綱紀宣義を徵し、儒官となす、已にして、宣義か選述の志あるを聞き、特に祿を以家居せしめ、且つ給するに、紙筆備書の人を以てし、力を編纂に肆にせしむ、而して其業未だ卒らすして死す、後ち享保十九年幕府、宣義の門人藩醫内山覺中を徵し、旗下の醫員丹羽正伯とに命し、其業を續かしむ、元文三年に至り、補選成るを告ぐ、是に於て通計一千卷全く備ると云、是の歲、朝鮮來聘す、大將軍我をして鞍馬五十匹を海道に出し、聘使に供給せしむ、五年正月元日、皇太子生れ玉ふ、綱紀、茨木長基を京師に遣り、之を賀し物を獻せしむ、二月十日、承秋門院崩し玉ふ、綱紀、淺井成政を京師に遣り、賻を獻せしむ、六月廿八日、大將軍、能州の官地一萬石を綱紀の治下に屬す、七月三日、大將軍、天下の侯伯に課し、毎年藩稅百分の一を取る、而して今年其半を納めしむ、綱紀、金七千百七十五兩を納れ之れに當つ、是の歲、大將軍天下に令し遺書を求む、綱紀乃ち法曹類林三卷、爲政錄十冊、伊賀國風土記一冊、類聚國史闕卷三冊を獻す、八年四月廿六日、綱紀老年勤めに倦を以て、自ら小松城に老し、封を世子吉治に傳んと、大將軍に請ふ、五月九日、大將軍、綱紀の請を許す、且つ親しく吉治を見て、言を綱紀に傳へしめ、曰、齡八十を過ぎ、政事に惰たらす、封内の民をして各々其業に安ん

せしむ、近古天下に其比を見ず、余れ甚た之を欽羨す、今より後宜しく心を事外に遊はしめ、積歳の勞を休養すへし、且つ余れ相公を見ざる久し、幸に相公の病ひ少しく間ある、期を請に及はす直に便門より城に入るへし、余れ但亟に相公を見るを得を幸とすと、六月十五日、綱紀肥前守と改稱す、是の月、綱紀、西尾長恒を京師に遣り、恩を謝し物を獻す、九年五月朔、綱紀疾に罹る、二日、大將軍、丹羽式部少輔をして來り、綱紀の疾を問はしむ、四日、大將軍、藤堂伊豆守をして、復た來り疾を問ひ魚を遣らしむ、略○中九日、綱紀、江戸藩邸に薨す、春秋八十有二、諡して松雲院と曰ふ、大將軍、井上河内守をして來り弔し、賻を致さしむ、六月七日、綱紀の柩、江戸より至る、十日、松雲院を野田山先塋の次に葬る、綱紀人となり天資勤敏、仁慈忠厚、幼冲封を襲ひ長するに及、勵精學を勉め、以て經濟に資し、律令を定め、制度を立つ、屢々越中に放鷹し、民の疾苦を問ひ、風土に宜きを視て、政教を設く、故に政事の美天下稱して、一加賀、二土佐と曰ふに至る、享保の始め、大將軍近臣有馬兵庫頭をして、綱紀の政事及小學問を室直清に問はしむ、直清即ち對ふるに、誠敬上に事へ、仁慈下を恤み、其政巨細と無く一つに綱紀に出づ、故を以て賄賂行はれず、才能の士各其職に稱ふ、而其好學の篤きは、則日夜孜々少より老

に至り懈たらず、該博古今に涉り、疑事ある便ち經史引き之を斷決し、當時の諸侯比すへきなきを以てす、兵庫頭聽て感嘆し之を大將軍に告ぐ、後ち又た直清進講の次、大將軍、親しく綱紀政事の美學問の勤を問て稱賛す、初め利常の世、海舶一艘載する所を舉て之を購す、綱紀に至り人を四方に遣り大ひに天下の遺書を集む、上は朝廷の禮儀及ひ射御の法術、下は民俗の細事に至るまで、斷簡零紙も古書の徴となすに足るものを得る、其價を問はす必ず之を求て止む、或は縉紳家の秘府及ひ社寺に藏する所の書は、百方に紹介を納れて之を謄寫するものも亦少なからず、且つ長崎鎮臺に囑し海舶齎す所の圖書を購するもの、殆んど千百部、常に曰く余れ大國を領するを以て財用に乏となさず、故に賑貸の餘、天下後世の爲に、遺書秘冊を求むと、故に海内之か爲に語し曰、加州は天下の書府なりと、新井君美、嘗て小瀬復庵に語り曰、東福寺の不二庵に冊府元龜を藏す、余れ嘗て之を家宣公に語る、公の曰、我が家未だ之を藏せざれとも、他人の有強求するを欲せずと、貴國肉書の元龜ありと聞く、天下の珍書と謂ふへし、幕府藏書に富とも貴藩唯この一部以て之に當るに足ると、復菴之を綱紀に告ぐ、綱紀曰、然る乎、刻本は我が家先世より既に之を藏す、肉書は本は余れ其書の道美

なるを愛して之を購す、然れども余是の如く珍書と意はさるなり、家宣公にして親しく求めらる、余れ一本を進むべきに、而して今や及ふなし、遺憾と謂可と、時に家宣公既に薨す、故に云爾り、綱紀孝敬に篤く毎に江戸より至る、必ず洗浴し正服を着け先づ祖考の廟に謁し、然る後老臣家人を見る、母夫人徳川氏嘗て鶉卵を懷育し、聲音を發するを喜ぶ、故を以て綱紀終身鶉を食ふに忍びず、綱紀下を禮する及はさる如く、群臣に給する所の常儀、時々親ら嘗て其美惡を檢す、若し調烹度を失ひ膳具法の如くならざるある、必ず膳宰を責め曰、人を獸畜するなり、士を奴視するなりと、綱紀偃武修文の時に際し、頻りに名儒を禮聘し文教を邦内に興す、然れども士風の或は文弱に流るゝを懼れ、笠掛犬追物の儀を行ひ、又た屢々遊獵に託し武事を講す、其江戸に在り藩邸の災に罹るや、自ら馬を躍らし垣牆を踰え、烟烟を衝き、以て群臣に先きたり、士氣を激勵す、一日銃師豊島是誠に問ひ曰、士人の子弟汝に従ひ學ぶ者幾何人となすと、是誠對へ曰、其數は記せざれども亦頗る多しと、曰、子弟輩射は則學ぶ者多しと聞く、銃を學ぶ者も亦然る乎、甚た善しと、是誠退て之を諸大夫に語る、時に士流銃を以て賤技となし學ぶを屑とせず、是に於て聞く者争ふて銃を學ぶ、綱紀の令せすして衆

を勵む者大率之に類すと云、綱紀嘗て寛永寺に詣る、歸り侍臣に謂ひ曰、汝等今日不忍池の新荷を觀すや、柔妍甚た愛すへし、然り彼は長きに堪へずして腐敗す、其秋に達するを得る者、晚出者に非ざる能はず、夫の馬も亦然り、生れて三歳に至る騎乗に堪ゆ、然り早成の故に數十年の用に堪ゆる能はずして斃る、人は然らず、生れて二十年に至り始めて用に堪ゆ、物に比するに晚と謂ふへし、然り其成るや、晚きを以ての故に、其用に堪ゆるや、亦數十年なり、凡そ早成者觀るべき如くなれども、其材の用に堪ゆるや、毎に晚成者に如かず、汝等新荷に觀て之を知れと、又た嘗て侍臣に問ひ曰、本朝古より賢人君子と稱する者誰となすやと、侍臣對へ曰、上古は知らず、中世以來世に賢人君子と稱する者、聖徳太子、小松の内大臣、及び楠中將、此三人を知ると、綱紀曰、世に聖徳太子を以て賢者となす、余れ其故を知らず、太子の政を執るや、朝廷の憲禮を亂り、皇威の振わさるを致す、且つ天子即位の禮を行ふに、太子議して法華を誦するの儀を創す、其行事の妄きは一門の僭驕奢侈を見て、滅亡の久しからざるを憂ひ、死を神明に祈る、其の他燈籠の大臣と世に呼はるゝの類、一も取るに足るものなし、苟も臣子たる者、

國家の難を見ては命を君親に致し、死所を得るを以て忠臣孝子となすに非ずや、楠公に至ては、眞に古今の忠臣と謂ふへし、但し湊川の一死、少し早きを憾むる耳と、綱紀嘗て春日の詩あり、其詩に曰、三春天地暖、萬物育其生、仁雨花皆發、節風竹獨清、讀書非一日、高枕是舛平、政暇明窓下、靜聽黃鳥聲、ト、世是の詩を以て、綱紀の政事德行概するに足ると曰ふ、嗚呼、

吉徳、小字は勝次郎、又の小字は勝丸、又犬千代丸と稱し、又左衛門と種す、初の名は利興、又の名は吉治、綱紀の第三子所生三田村氏、定長女元祿三年八月八日、江戸本郷邸に生る、十五年二月十五日、立て世子となる、二十八日、初て大將軍に謁す、六月九日、大將軍の朝堂に元服す、是の日、正四位下に叙し、左近衛權少將に任せられ、若狹守を兼ぬ、大將軍親しく吉徳に杯し、寶刀一口を賜ふ、吉徳も亦大將軍に寶刀一口及び物を獻す、是の日、大將軍偏諱を吉徳に賜ふ、因て利興を改め、吉治と稱す、寶永三年正月、吉徳痘を患ふ、六日、大將軍、丹波守池田輝録をして之を問はしむ、十一日、吉徳痘愈ゆ、十三日、大將軍、大和守久世重之をして來り之を慶し、衣十領及び酒魚を賜はしむ、五年八月、吉徳癘を患ふ、大將軍、松平兵庫頭をして來り之を問はしむ、九月、吉徳麻疹を患ふ、大將軍復た松平兵庫頭をして來り

之を問はしむ、六年二月晦日、大將軍、故將軍の遺物寶刀一口を吉徳に賜ふ、七年九月二十七日、吉徳、昌平坂聖廟に謁す、正徳二年十一月二十九日、大將軍、故將軍の遺物寶刀一口を吉徳に賜ふ、享保元年六月二十四日、大將軍、故將軍の遺物寶刀一口を吉徳に賜ふ、八年五月九日、吉徳父の讓を受け封を襲ふ、六月十五日、吉徳加賀守と改稱す、八月十八日、吉徳左近衛權中將に轉任す、吉徳、品川雅武を京師に遣り恩を謝し物を獻せしむ、九月十二日、大將軍、老中左近將監松平乗邑をして來り吉徳に休暇を賜ひ國に就かしむ、二十九日、吉徳父の疾ひ篤きを以て國に就くを罷め、侍病せんと大將軍に請ふ、大將軍其請を允す、

〔寛政重修諸家譜〕

千百三十一

前田

綱紀

初綱利 犬千代丸 加賀守 左少將正四位下 左中將 參議
從三位 致仕後肥前守

母は大猷院殿の御養女

寛永二十年生る、正保元年二月十二日、母堂にしたかひて登營し、はしめて 大猷院殿にまみへたてまつる、二時二年六月十三日、老中酒井讃岐守忠勝、松平伊

豆守信綱を下され、遺領を繼へきむね台命をかうふる、しかれともなほいとけなきにより祖父利常おほせをうけたまはりてうしろ見す、八月二十一日襲封を謝するのとき新藤五國光の御脇指をたまふ、この日、父か遺物秋田正宗の刀、密菴の墨蹟、この村肩衝の茶入を獻し、嚴有院殿に戸川國次の脇指、面影の茶壺をたてまつる、承應三年正月十二日、御前にをいて首服を加へられ、御諱字をたまひ、綱利となりの、正四位下少將に叙任し、加賀守と稱す、十三日、これを謝したてまつるのとき、來國次の御刀をたまはる、明曆二年九月二十五日、母逝去により、老中酒井雅樂頭忠清、松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋を上使として、白銀五千枚をたまふ、萬治元年五月四日、本城天守臺石垣助造の事をうけたまはり、六月三日、營にめされ、保科肥後守正之か女を娶るへきむねおほせをかうふる、十八日、普請場に渡御あるのとき、まみへたてまつり、その事にあつかれる家臣本多安房政長以下のともから御前にいつる、十月九日、天守臺落成により、政長以下の家臣等に時服白銀をたまひ、十八日、老中松平伊豆守信綱を下されて、祖父の喪をとふらはせらる、十一月二十八日、利常か隠栖料小松の城地を綱紀にかへしたまはる、閏十二月十日、祖父か遺物、朱判正宗の脇指、漢瓢箪の茶入、定家

筆の伊勢物語を獻す、二十七日、中將にすゝみ、二年、放鷹のいとまたまはりて新戸にゆく、のちしはくかの地におもむく、三年四月廿二日、叔父飛騨守利治卒するにより、御側板倉筑後守重直を下され、これを吊はせらる、寛文二年九月二十六日、はじめて入國のいとまをたまふ、五年七月二十九日、一柳監物直興をめしあつけらる、六年四月二十五日、若年寄久世大和守廣之を御使として、室卒去の悼をとほせたまふ、延寶二年七月十日、奉書もて叔父淡路守利次か喪をたつねらる、八年閏八月二十五日、常憲院殿御代、はじめて入國のいとまたまふにより、宗貞の御脇指を拜賜す、天和二年七月十二日、家臣木下順菴貞幹めされて御家人に列し、儒者となる、貞享三年六月、さきにめしあつけられし直興封國のうち、居住することを恩許せらる、元祿元年四月二十九日、入國の暇たまふのとき、家臣二人御前にいつる、これよりさき代々一人たりといへとも、これよりのち例となる、二年八月九日、これまで五節句には、大廣間にいつるといへとも、いまより後、白書院にをいて拜講すへきむねおほせをかうふる、これより代々例とす、四年十二月二十六日、家臣本多安房守政長、前田駿河守孝貞五位の諸大夫となる、按するに、利常かとき、元和元年閏六月十九日、家臣二人諸大夫に叙任し、正保三年四年兩年に、其家臣死してより、元祿四年にいたるまでの

のあひだ、四十餘年この事申す、これより五年八月二十二日、金森出雲守頼昌封をうつさるゝにより、その舊領飛騨國高山城をあつけられ、家臣をしてこれを守しむ。六年十二月朔日、參議となり、八年二月十一日、先に家臣をして守衛せしむるところの高山城を廢せらるゝにより、おほせをうけてこれを毀つ。十年十二月十九日、上使阿部遠江守正房をして、寒氣の御尋をかうふり、御槍重をたまひ、のち寒暑の時々をとはせられ、上使をもつて御鷹の鶴をよひ、雲雀等をたまふ。これより代例とす。十四年十二月二十二日、綱紀か女を松平相模守吉泰に嫁すへきむねたほせいたさる。十五年四月二十五日、諸大夫の家臣三人なりしところ、今より四人たるへきむね釣命をかうふり、のち代々例となる。二十六日、綱紀か邸に渡御ありて、經書を講しさせたまひ、男吉徳をよひ一族等御前に候し、家臣等もこれを物聽す。この日、國宗の御太刀、正宗の御刀、吉光の御脇指をよび、師匠坊肩衝の御茶入、時服百領、緋珍百卷、天鷲絨五十卷、白銀三千枚を恩賜せられ、吉徳をよひ一族家臣等にもたまものあり、また御臺所桂昌院御方よりも物をたまふ。綱紀も備前長光の太刀、郷義弘の刀、會津新藤五の脇指をよび、鞍置たる馬、時服百領、緋子五十卷、猩々緋三十間、綿五百把、黄金三百枚を獻し、うち

くより、木津屋肩衝の茶入、徐燕か書る鷲の掛幅、また織物五十卷、茶字縞百卷、三所物三十、二所物二十、鐔百枚、文臺硯箱、見臺、書籍九部、印籠巾着、百、黒棚一、銀孔雀の香爐一、十種香の具一組、香盒、百能の着付、舞扇等を獻す。還御のとき途中より、若年寄本多伯耆守正永を御使として、懇のおほせをかうふる。寶永三年正月十三日、男吉徳痘瘡をうれふるのところが平愈せるにより、奏者番久世大和守重之をして、肴一種をたまひ、文昭院殿よりも奏者番池田丹波守輝録を下され肴をたまふ。四年十二月二十八日、從三位に昇り、五年四月二十六日、さきに、男吉徳に松姫君婚姻の事をおほせ出さるゝにより、營にのほりて謝したてまつるのところが、御前にめされ、御盃をたまひ、景光の御脇指を拜賜す。十月三日、麻疹を患ふるにより、御使をもつてたつねたまふ。十一月晦日、入興ありしことを賀せられ、老職井上河内守正岑をして、白銀二百枚、綿三百把、文昭院殿よりも、老中小笠原佐渡守長重を御使として、綿三百把をたまふ。この日、營にのほるのところが、來國光の御脇指をたまひ、綱紀よりも一文字の太刀、備前長光の刀、光包の脇指、時服五十領、綿五百把、黄金百枚を獻し、文昭院殿に備前國助久の太刀、時服三十領、綿二百把、黄金五十枚をたてまつる。これよりさき、常憲院殿の御前に候し、經

典を講しさせたまふを拜聴し、あるひは綱紀散樂をなしてものをたまひ、また徳不孤の三字、徳惟善政政在養民の八字を書してたまはり、あるひは牡丹に小鳥の御書を拜賜す、六年二月晦日、常憲院殿御遺物來國次の御脇指をたまふ、七月十二日、文昭院殿の御代はしめて入國のいとまたまふのとき、來國光の御刀をたまはる、正徳元年三月二十五日、家臣室新助直清めされて御家人に列し儒者となる、三年七月十一日、有章院殿御代はしめて、入國のいとまたまはるにより、來國次の御刀を拜賜す、享保二年五月十九日、上使もて御拳の鶴をたまひ、のちしはく、これをたまはる、七月二十八日、備前國正恒の御刀を恩賜あり、これ有徳院殿御代はしめて入國の暇たまふによりてなり、五年九月二十二日、松姫君逝去により、奉書もて其悼をとほせらる、七年能登國鹿島羽咋風至珠洲四郡の内、御料の地一萬四千石餘をあつけらる、八年五月九日、致仕し、六月十五日、肥前守にあらたむ、八月二十二日、綱紀勤仕にありし事ひさしく、其身すこやかなりとして、倅信院殿に正宗の刀を獻し、小次郎君に來國光の脇指、小五郎君に當麻の脇指をまいらせしかば、よろこひおほしめすのよし、前田伊豆守長泰に恩命あり、九年五月二日、奏者番丹羽式部少輔薰氏をして病痾をとほせられ、五日ま

た上使藤堂伊豆守良端を下されて肴をたまふ、九日卒す、年八十二、徳翁一齊松雲院と號す、葬地光高におなし、十一日、奏者番井上河内守正之をして、購銀五十枚をたまふ、室は保科肥後守正之か女

十月丁未

富山藩、領内米穀實らす、

〔前田氏家乘〕

八年十月不作に付立毛見立被地調ヲ命セラレシニ、草高一萬九千五百六十四石餘ノ早損等ナリ、依テ其年限リ免稅セララル、

享保九年甲辰

紀元二千三百八十四年

七月壬寅

十八日、未富山藩主前田利興致仕す、養子利隆嗣く、

〔享保日録〕

七月十六日

松平長門守

右被召之願之通、隱居家督弟前田彈正養子被仰付、無相違被下置候旨、御白書院縁類、名代松平備後守江老中列座對馬守傳達之、

〔前田家譜〕

利興、小字萬徳丸、後主膳ト稱ス、正甫ノ第二子、延寶六年五月二

中御門天皇享保八年 九年

七九一

十七日富山ニ生ル、母加藤氏臣彦三元祿七年十二月、從五位下ニ叙シ、長門守ニ任セラル、寶永三年六月封ヲ襲フ、十二月、從四位下ニ叙セラル、五年十二月、大雪山野ノ人民飢餓ニ逼ル、爲メニ倉廩ヲ發ヒテ之ヲ賑恤ス、享保九年致仕、十八年五月十九日卒ス、享年五十有六、諡ノ安詳ト曰フ、正室前田氏飛騨守利直ノ女初メ利興七八歳ノ時、近侍大盤ニ水ヲ盛り、蟹螯等ヲ放チ遊觀ニ供ス、利興蟹螯ヲ捕ヘントス、蟹螯指ヲ缺ンテ離サス、近侍顛倒措ク所ヲ知ラス、利興自若徐ニ曰、汝等騷擾スルヲ勿レト、遂ニ蟹螯ノ手ヲ嚙ミ碎ク、聞者皆其豪爽ニ感スト、嘗テ江戸祇役ノ時、大樹有草公ノ闕宮ヲ芝増上寺ニ作ラル、ヤ、方丈室ヲ茆野ニ移サシム、利興此役ヲ司トリ、諸吏ヲ之ヲ董サシム、然レモ徒屬果サス、故ニ其期ヲ剋ス、是ニ於テ諸吏愈嚴ニ督促ス、然レモ猶其期ニ及ンテ、必ス事ヲ竣ルヲ能ハサランヲヲ憂フ、利興之ヲ聞キ遂ニ宿坊源興院ニ至リ、豫メ有司ヲ車數輛ニ酒若干錢ヲ載セテ之ヲ作場ニ搬運シ、之ヲ分與セシム、利興尋テ自ラ巡視慰勞ス、徒屬欣躍雷ナテス、拮据他日ニ倍蓰シ、終ニ其期ヲ待タズノ功ヲ奏ス、人皆歎服ス、

〔寛政重修諸家譜〕

千百三十一 前田

利興

萬徳丸 主膳 長門守 從五位下 從四位下

母は某氏嫡母の養ひとなる、延寶八年、富山に生る、元祿五年七月二十八日、はしめて常憲院殿にまみゑたてまつる、時三歳七年十二月十八日、從五位下長門守に叙任し、寶永三年四月二十六日、奉書もて父の喪をとほせらる、六月六日、遺領を繼、廿八日、襲封を謝するのとき、家臣五人御前にいつる、この日、父の遺物青江國行の刀をよひ野水と銘したる青磁口寄の香爐を獻し、文昭院殿に來國俊の脇指御臺所に轉法輪寶香筆の古今集御籠中に二條爲右筆の古今集をたてまつり、十二月十九日、從四位下に昇り、四年八月十二日、はしめて城地に行のいとまをたまふ、六年十一月六日、さきにめしあつけられし、太田惣大夫某の罪をゆるさる、七年閏八月二十一日、文昭院殿御代はしめて、城地へのいとまたまふのとき、左弘安の御刀を拜賜す、正徳三年十二月二十八日、増上寺方丈修補のことをたすけしにより、時服十五領を賜ひ、晦日、家臣等にも物をたまふ、四年四月二十八日、有章院殿御代はしめて封地にゆくのとま申すとき、青江の御刀をたまふ、享保元年八月九日、御代はしめて、領地に行のいとまたまふのとき、有徳院殿より備前國宗の御刀を拜賜す、九年七月十八日、致仕し、十八年五月十九日卒

す年五十四、青山日高安祥院と號す、葬地正市におなし、二十二日、奏者番井上河内守正之をして、賻銀三十枚をたまふ、室は松平飛騨守利直の女、

利隆

彈正 出雲守 從五位下 從四位下

實は正市の三男、元祿三年富山に生る、享保九年、利興さきに男ありといへとも、早世せしにより嗣となり、七月十八日封を襲、二十八日、はしめて有徳院殿に拜謁す、この日、家臣三人御前にいつる、九月六日、從五位下出雲守に叙任し、十五日、はしめて封地に行のいとまをたまふ、

〔前田氏家乗〕

十八年五月十九日、江戸邸ニテ薨去、享年五十六、六月廿二日、上

使井上河内守正之ヲ以テ香典白銀三十枚ヲ賜フ、諡號ヲ安祥院殿中大夫長州刺史青山日高大居士ト曰フ、富山ニ還リ長岡ニ葬ル、夫人通稱ハ富紀子、正徳二年三月十一日卒去、諡號ヲ心光院殿闍室宗春大姉ト曰フ、廣徳寺ニ葬ル、○中、公幼冲ヨリ豪爽、齡七八ノ時、近侍大盤ニ水ヲ盛り蟹等ヲ放テ遊觀ニ供ス、公之ヲ捕ヘントス、蟹指ヲ缺ンテ離レヌ、近侍顛倒措處ヲ知ラス、公自若トシテ曰ク、汝等騷擾スル勿レト、遂ニ蟹ノ手ヲ嘴ミ碎カレシト云フ、吉田茂信ヲ採擇シテ弓

術ヲ勵マシ、佐々木百助、大坪流馬術練達スルヲ以テ召シ抱ヒラル、澤井忠道、澤井清右衛門ヲ採用シテ軍螺ノ式ヲ研究セシメ、尾州ノ人瀬川常重火術ヲ能クシ偶々富山ニ歴遊ス、河上秀直、大島助右衛門師事シテ傳習ス、公二人ヲ採用ス、大仙流是也、

利隆公御幼名ハ又三郎、彈正實正甫公第五ノ公子也、元祿三年十一月十一日、富山ニ降誕セララル、生母高日月氏、寶永二年十一月二十七日、元服ヲ加ヘラル、三年八月二十一日、利興公ヨリ食俸百五十人口ヲ受ケラル、享保九年六月利興公ノ養子トナラセラレン、晦日、江戸ニ到ラセラル、七月十八日、御家督ノ式ヲ舉ケラル、二十八日、繼目ノ御禮アリ、長臣近藤主計、富田頼母、小塚將監例ニヨリ謁見ス、是ノ時、長臣二人ヲ缺クハ幼少ニシテ出府スル能ハサル故ナリ、九月六日、從五位下ニ叙シ出雲守ト稱セラル

正甫公 ○事蹟略す、

二男 利興 ○事蹟及ひ兄妹節略す、

五男 利隆

利興公

幼名茂徳丸

中御門天皇享保九年

正甫公第二公子、延寶六年五月廿七日降誕、寶永三年六月六日御家督享
保九年七月十八日致仕、十八年五月十九日薨ス、享年五十六、

男繼千代

寶永五年正月廿四日降誕、同年閏正月六日卒ス、享年一、

利隆公幼名又三耶

正甫公第五公子、元祿三年十一月十一日降誕、享保九年七月十八日御家督
延享元年十二月廿日薨ス、享年五十五、

十月 朔 辛未

二十五日、利隆、諸制度を更正す、

〔前田氏家乘〕

十月二十五日、富山ニ還城シ、條令ヲ改メ先代ノ法規ヲ改正セ
ラル、其略ニ曰ク、組頭役ヲ命スルヤ、其組ノ者ヲ城中ニ召シ、其組ニ付スル由ヲ
年寄ヨリ示ス事、養子ヲ請願スル者ハ五十年ヲ限ル事、若シ事故アラハ其前後
ニ請願スルハ此限ニ非ス、嫡子新クニ俸祿ヲ賜ハラハ次子ヲ嗣子トスルハ適
宜トス、宗家ニ嗣子ナキ時ハ分家及親戚ノ嫡子ヲシテ、宗家ノ養子タラン事ヲ
乞フハ宗家ノ願ニ任スヘシ、技術ニ依リ新タニ食俸ヲ賜フ者、其扶ヲ嫡子ニ傳

ヘサレハ遺書ハ棄却スルヲ得、祖父母兄弟妻子ノ爲メ事故アリ、他國ニ旅出ヲ
乞フ者ハ之ヲ許ス、高知組以上ノ輩、城下往來スル時ハ槍ヲ持タスヘシ、四百石
以上ノ俸祿ヲ給ハリシ者ハ乘馬ヲ繫クヘシ、事故アリ能ハサル者ハ事由ヲ寄
合所ヘ申陳スヘシ、長柄傘ハ頭役以上適宜ニ持タスヲ得、葵ノ徽章、梅鉢ノ徽章
アル衣服ハ、拜領セシニ非サレハ着スヘカラス、拜領ノ物、其嫡子之ヲ着スルハ
此ノ限ニアラス、嫁娶ノ規式輕便ヲ要スヘシ、高祿者ト雖トモ長持等十棹ニ限
ルヘシ、頭役以上ノモノ僧侶神官農商ノ輩ト結婚スルヲ禁スト、

享保十年乙巳

紀元二千三百八十五年

二月 朔 庚午

二十六日、射水郡氷見火あり、

〔護國公世家〕

二十六日氷見郡射水火アリ、延燒千餘戶、年譜遠田日記、政鄰記

十二月 朔 甲子

二十五日、新川郡大平上路兩村民、越後國市振村民と封疆を争ふ、

〔大應公世家〕

享保十年乙巳十二月二十五日、今夏新川郡大平上路二村ノ民
越後國市振村ノ民ト封疆ヲ争ヒ決セサルコト、數月新川郡奉行杉浦守一左權ヲ

川浦中頭ノ營ニ遣リ、幕府代官近藤萬五郎ニ面議セシメ、是日ヲ以テ我カ民ヲ以テ直ト爲ス、大應公年表、政郡記

〔下新川郡境尋常小學校報告〕 下新川郡境村大字大平村、延享元祿年間、越後國西頸城郡市振村今ノ市振、王ト、木荒澤ノ八箇年ニ亘ル山境ノ大爭論起リ、訴訟ニ及ヒテ遂ニ我村民ノ正ニ歸シ、越中ノ領分ト定マレリ、其結果トシテ村民ノ所有地三百餘町ヲ増加セリ、現今ノ境川及ヒ大手川ノ川東ノ地ハ其地ナリト云フ、是冬、大雪、

〔越中舊事記〕 享保十年冬、大雪、當年迄三箇年續而大雪降、

享保十一年丙午 紀元二千三百八十六年

富山藩、銀札を頒布す、

〔前田氏家乘〕 十一年銀札頒布アリ

享保十三年戊申 紀元二千三百八十八年

正月 壬子

十二日、癸、瑞龍寺、勝興寺、瑞泉寺、善徳寺、國泰寺、共に加賀藩より三の丸橋詰迄乘輿登城するを許さる、

〔北藩秘鑿〕

總持寺、寶圓寺、天徳院、瑞龍寺、如來寺、勝興寺、應現院井波瑞泉寺戒住ノ名

連滿院城端善徳寺ノ名、紫野芳春院、西田國泰寺

右登城之節、三御丸橋爪迄乘輿不苦候條得貴意、河北石川兩御門無滯相通候様、兩所御番之與力中江可被申渡候以上、

戊申 正月十二日 按享保十三年

奥村伊豫守印

三御丸 御番人衆中

一 芳春院紫衣ニ不成成前ハ三御丸乘輿不成成候、

一 寶圓寺、天徳院、瑞龍寺之隱居も登城之節、乘用之儀現住同様之事、

享保十四年己酉 紀元二千三百八十九年

十月 壬寅

二日、癸、婦負郡草島村、境界論確定す、

〔草島村柳指三千歩一件留書〕 下

富山より金澤へ受取申控

今度御双方様御開境目御吟味の上を以、双方立合此繪圖之通相極る上、以來御

開之義におゐて、少も申分無御座候以上

享保十四年

十月二日

草島村肝煎	宗兵衛印
同村組合頭	次郎兵衛印
同	助作印
同	與四兵衛印
千原崎村肝煎	四郎右衛門印
同村組合頭	五郎兵衛印
同	少兵衛印
松木村肝煎	八郎兵衛印
同村組合頭	久三郎印
宮尾村肝煎	平兵衛印
同村組合頭	次右衛門印
田尻村肝煎	嘉兵衛印
同村組合頭	彦十郎印
入幡村肝煎	四郎兵衛印

同村組合頭	甚右衛門印
今市村肝煎	直兵衛印
同村組合頭	助九郎印
草島村肝煎	重右衛門印
同村組合頭	嘉平次印
荒屋村肝煎	嘉兵衛印
同村組合頭	五郎右衛門印
窪村肝煎	源右衛門印
同村組合頭	小左衛門印
西岩瀬肝煎	小右衛門印
同村組合頭	兵右衛門印
同	長兵衛印
十村天正寺村	彦三郎印
同黒崎村	宗三郎印
同天正寺村	重右衛門印

十村奥田村 又 兵衛印

同 江尻理兵衛印

同 高安豊助印

表繪圖之通

御双方様百姓共令吟味、双方納得の上を以相極處如件、

稻垣傳左衛門判

大塚彌五太夫判

杉浦權佐判

吉川勘兵衛判

梅野覺兵衛判

〔參考〕

〔草島村柳指三千歩一件留書〕

一筆致啓達候、寒冷之砌、各様愈御堅固被成、御達珍重存候、然は當三月御申越候、當御領草島村之内、柳指場と申三千歩計之地元、去午四月其御領草島村之者共、隨意に致開發追々植付杯もいたし候由に付、其の以來支配十村岩木平兵衛よ

り、其の御領十村高堂平右衛門被及掛合候處、右地元、其御領草島村領之様に、右村役人共申立候旨、口書を以申越候段、平兵衛より小紙を以及斷候に付、爲御披見指進、元來右地元之義は、貞享年中、暨享保年中申分の後も、右村より柳伐刈致し候に付、其御領の様に相心得候様に候得とも、享保十四年右論地落着いたし候、双方繪圖爲取替に相成、右地元、當御領に相違無之候得共、先來より爭論にも相成候場所、付、歛入之義は御指留置候處、歛入等いたし候義は、先年已來御取極の趣とも致相違候に付、篤と御詮議の上、已來右様の義無之様、嚴重御申渡可有之旨、申進候處、享保年中、右論地致落着、繪圖取替に相成候之義、去夏已來御調へ有之候得共、先年燒失の砌、書物留等取交混雜いたし居、今以御見當無之、村方に寫にても不致所持哉と、被懸御穿鑿候得共、見當り不申、然に明和六丑年、安永六酉年兩度爭論有之、其節御役所へ指出候、受狀寫體の古き書物有之、彼是疑念難時、候旨、別紙之通申出候旨にて御指越、享保度等の爲取替寫成共指遣候様、御申越の様致承知、尙更、其御領草島村の者共申立候趣に付、明和安永兩度の一件有之哉と、取調致候得共、右等故障之一件一向無之、尙更、當御領草島村へ申渡、夫々遂詮議候處、其御領草島村肝煎又兵衛等、口上書之表相違之趣とも有之、且又

右兩度爭論仕候様の書物も相見不申旨、別紙之通十村岩城平兵衛申聞候に付、爲御披見進申候、元來、今度其御領草島村之者共、請狀寫體の者を以、申立候之趣も有之候得共、爲取替候書面にても無之、左候得は是を以、右場處の證據には難相成、依て享保年中申分落着の節、御双方奉行人等立會爲取替に相成候繪圖之義は、御双方の證據に可相成品にて、今度御申越の趣も有之に付、右繪圖寫指進申候、右繪圖の内、柳指三千歩之場所に、貞享元年已來野毛三千歩、婦負郡草島村より柳指伐蒔仕義可爲、只今迄通等記有之譯は、則地元當御領に候得共、柳まて其御領草島村の者に伐蒔爲致候と、申事にて相分居候義に御座候間、御披見の上、右之趣其御領草島村の者共へ御申渡、右地元は當御領に無紛趣に會得いたし候、已來心得違不致様急度御申渡、請書御取立御座候様致度候、依て、先達て御差越之其御領草島村役人共、口上書等、都合四通致返進候、從是進候岩城平兵衛紙面御返請取申候、且、又、今度指進候右繪圖寫、井平兵衛紙面は、追て御返可被成候、右御報旁可得御意如斯御座候、以上、

十月廿二日文久元年西

金谷與十郎

出府村 佐 太夫

吉田彦左衛門様

河村右膳様

前里宗左衛門様

十二月朔辛丑

越中海溢る、

〔護國公世家〕

享保十四年十二月、越中海溢ル可觀

享保十六年辛亥

紀元二十三年
百九十二年

是歲、富山藩銀札通用、

〔越中舊事記〕

同十六年、御領分銀札通用、

享保十八年癸丑

紀元二十三年
百九十二年

正月朔癸未

十九日辛丑、米價騰貴、加賀藩領内諸所に糶米所を開き、半價を以て小民に賑

く、

〔護國公世家〕

十九日、去秋西國凶歉以還、我封内米價漸ク貴ク、石銀七十匁ニ

至リ小民窮餓ス、是ニ至リ糶所二十九ヲ置キ、毎日陳倉米百七十八石ヲ窮民ニ

彌々其價時價ニ半ハス、年譜遠田日記可觀小
説改作所存記參取

〔年代記〕 享保十八年丑米高直に付、御領國御拂米を以所々小賣場立、

三月壬午

四日、乙酉加賀藩、十五箇年賦を以て、領内窮民に米を貸與す、

〔護國公世家〕

三月四日、米四萬三千餘石ヲ窮民ニ稱貸シ、明年以後十五年ヲ期シ之ヲ償還セシム、異本年表
可觀小説

九月己卯

十八日、甲申新川郡泊火あり、

〔杉木御觸留帳〕

一 貳百四十貳軒 焼失 泊町稱太夫殿手代 和平

但享保十八年丑十月十八日夜四ツ時、同人家ヨリ出火仕候、

〔護國公世家〕

十八日、泊驛火アリ、延焼二百四十二戸、年譜遠
田日記

十二月戊申

時疫流行、

〔憲令要畧〕

享保十八年丑年、飢饉之後時疫流行候、

○天保五年五月を參照すへし、

享保十九年甲寅 紀元二千三
百九十四年

八月甲辰

富山藩領内、大風稻作を害す、

〔前田氏家乗〕

十九年八月九月、大風霖雨田畠損耗届出草高壹萬二千三百十石ナリ、

十月癸卯

十日、壬子婦負郡四方火あり、

〔御郡方御用留〕

乍恐口上以申上候

一 私共在所頭振興三次郎と申す者之方より、昨十日夜四ツ時頃に出火仕、早刻夜番人見付、出火之旨呼申候に付、私共村中人々罷出申所に、南風烈敷御座候に付、兩隣へ火移り、殊に水遠御座候故防可申之様無御座、即時及大火別紙帳面に書上申候通り、百姓不殘四拾貳軒、并頭振家貳百四拾五軒、外に長福寺塔頭一軒家數、貳百九拾七軒焼失仕、村中頭より家數貳百八拾五軒之内、三拾

壹軒相殘申候、其外に長福寺、唯見寺塔頭共に三軒、新村百姓頭より拾六軒家數、五拾軒相殘申候、

一 土藏十五、網道具等入申候納屋藏拾七、三拾貳之内土藏二つ、なや拾三焼失仕拾七相殘申候、

一 御用御網納屋壹つ、入置申御網道具は、品々不殘焼失仕申候、

一 百姓頭より人々の手前箱、并出來米焼失仕候員數の害は、追て相知らへ書上可申候、

一 頭より又八と申す者、或人乗船往來切手壹通り焼失仕申候、

一 旅人より預り置申、商物品々焼失仕候、

一 貳百五拾七人 百姓家焼失四十
二軒有人中勘

一 千四百拾六人 頭より家焼失貳百五
十四軒之有人中勘

右之通書上申外、諸道具共不殘焼失仕申候、以上、

享保十九年十一月十一日

四方村、肝煎

又 六

長百姓

與三右衛門

覺左衛門

彦 九 郎
忠 七
權 左

吉川勘兵衛様

榎野覺兵衛様

櫻町天皇

享保二十年乙卯

百九十二年
五月朔庚子

加賀藩、始めて領内窮民に、夫食米を貸與す、

〔租稅志〕

享保二十年五月、米一萬石ヲ各郡百姓ニ貸與ス、名ツケテ夫食米ト

曰フ、歲ノ豊凶ヲ察シ便宜之ヲ還納セシム、夫食米此ニ防マル、河合録追加

元文元年丙辰

百九十二年
元文元年

櫻町天皇享保二十年 元文元年

二月 朔乙丑

十二日、丙新川郡泊火あり、

〔杉木御觸留帳〕

一七拾軒 焼失

泊町古市屋次郎五郎

但享保二十一年辰二月十二日夜五ツ時、同人家ヨリ出火仕候、

十月 朔辛酉

六日、丙暴風雨、射水郡伏木及び放生津海岸害を被むる、

〔護國公世家〕

六日暴風雨、越中能登竝ニ海盜ル、伏木放生津民屋毀壞スル者八十、溺死スル者十七人、政郡記

元文三年戊午 紀元二千三百九十八年

五月 朔壬子

十三日、辛神通川洪水、田宅堤防を崩壞す、

〔前田氏家乘〕

三年五月十三日ヨリ六月二日マテ、神通川大水、測標一丈五尺

ヲ没ス、流失田島凡一萬九千二百四十石、飲潰ノ堤凡四千二百一十一間崩壞ノ道路凡三千二百十八間、人家流没六ヶ所、救恤六百四十九人、

〔内山御用留牒〕

覺

一 壹萬九千貳百四拾石斗

田島高

但シ水押高砂入川形共

一 壹丈五尺斗

神通川出水

但シ常水之上

一 四千貳百貳拾壹間

川除土手崩シ

一 三千貳百三拾八間

道崩レ

一 五百三拾本

倒木

但シ目廻リ五尺以下

一 拾三ヶ所

流れ橋

一 六軒

(百姓家流馬屋共ニ)

一 貳拾壹軒

同潰家

一 五拾八軒

同半潰家

右者御郡方五月十三日ヨリ六月二日迄神通川洪水ニ付、水損品々如此ニ御座候以上、

午六月二十九日

吉川勘兵衛
榎野覺兵衛

御寄合所

〔越中舊事記〕

元文三年五月十三日、神通川等洪水あり、領分所々川除崩水込、御城下過半水附、

元文三年六月朔日亥刻、神通川常願寺川洪水、御領分所々水押し、御城下も水附、

八月 辛巳

十九日、紀神通川、復出水稻を害す、

〔護國公世家〕

是歲去冬ヨリ奇煖、春初ニ至リ百花争ヒ開キ、仲夏以降霖雨秋ニ涉リ、諸水漲溢五穀熟セス、值漸ク貴シ、封内減耗高八十二萬五千石餘、之ヲ幕府ニ啓ス、異本年災政

〔越中舊事記〕

元文三年八月十九日、神通川洪水作毛水損多し、

元文四年己未

紀元二千三百九十九年

加賀藩、領内凶歉、

〔護國公世家〕

元文四年封内凶歉、損耗高五十一萬餘石、之ヲ幕府ニ告ス、政鄰

婦負郡四方村を宿驛とす、

〔婦負郡四方高等常小學校報告〕

四方町役場に保存する驛列の御達書寫

- 一 四方村之儀、今般宿方ニ被仰付候之條、末々者共、急度風俗相改可申事、
- 一 十村支配指除、向後町肝煎被立置、奉行所直令策配候間、萬端肝煎差圖を重く相用ひ可申事、

- 一 商賣方之儀、何によらず他所他國懸組候儀、可爲勝手次第事、
- 一 附リ供銀方御定之外、高利を取申間、鋪事、
- 一 家建之儀、連々ヲ以町並宜、板葺ニ相成候之様、相心掛可申事、
- 一 町中常ニ不掃除無之様、相心得可申事、
- 一 衣類之儀、町肝煎并面立候ものは、絹袖可着申候、其外ハ令停止事、
- 一 附リ妻子之衣類、右に可准事、

元文五年庚申

紀元二千四百

五月

朔庚子

婦貢郡有澤用水の堤防俄に壞る、富山藩、一夕にして之を修理す、

〔前田氏家乘〕

五年五月有澤用水築堤俄に潰壞セシニ付、一夕二千人ヲ使役シテ之ヲ修ス、池内太左衛門等工事ニ關ル、

八月

己亥

十九日、丁亥富山藩儒杏三折歿す、

〔日本教育史資料〕

十二

杏三折景高、白翁所賜之名相傳フ、又號勿庵、穀齋、岫雲

其別號也、輸心子之男、養兄ハ林子ト云、輸心子遺跡之内、貳十口林子江被下候處、依林子願乃貳十口、三折江被下相續被仰付、夫ヨリ林子八尾江引越、無程林子被召出、今ノ杏一貞家は也、三折儀享保十年、御儒者役被仰付、且手跡御頼之儀可有之旨、被仰出候處、未熟之儀ニ付爲勤學上京仕度、每歲五十日百日宛、御暇被下候様、於即席奉願候處、即願之通被仰出候、其節、頭不、破、左、衛、門、也、三折ノ師ハ、南南山ニテ、此節

南山死後故上京シテ、師東涯先生、此段白翁記ニ在リ其後學校御造立之儀奉勸メ、日記

享保十四年正月、書籍等相調理爲可申、銀子十枚、毎歲被下旨被仰出、其後御書物

預リ等相勤ル、元文三年十二月、御組替御手廻組被仰出、同五年八月、卒、年五十九、白翁記六

十ト、白翁之詩、今所藏在別冊、往披白翁沒後、松岡彌藤治被召出、別紙好山ト云、白翁門人也、見白翁挽歌

是秋、風水稻を害す、

〔前田氏家乘〕

五年秋、風水害ニテ、三萬石餘減免アリ、

〔護國公世家〕

是歲、封内凶歉、損耗高五十一萬餘石、之ヲ幕府ニ告ス、政郡記

元文中

紀元二千三百九十六年より二千四百

射水郡氷見の人田子某、始めて縫針を作る、

〔氷見郡氷見町小學校報告〕

氷見町ハ縫針ヲ以テ名アリ、元文中本町大字中

町田子某、此業ニ從事シ名聲ヲ博シ、安永元年二代作右衛門其業ヲ繼ギ子弟ニ

之ヲ傳授シ、ソレノ分業ニテ製スル法ヲ講ジテ、大ニ發達セシメタレバ、時ノ

藩主ヨリ玄米一俵及褒狀ヲ下付セラレヌ、三代作右衛門ニ至リ益々斯業ノ盛

大ヲ致シ、今日ニ至ルマテ同家ハ盛ニ祖先ノ業ヲ繼續セリ、現時七十餘戸ノ同

業者ヲ有シ、みすや針ト稱シ各國ニ行商セルハ、實ニ氷見町外二三ノ地ヨリ出ツルモノトス、

寛保二年壬戌 紀元二千四百二年

二月 辛卯

二十七日、町大風、

〔荒木留帳〕 二月二十七日大風、

三月 庚申

二十七日、丙戌加賀藩、人持組富田貞武を、今石動、氷見、城端三所支配と爲す、

〔護國公世家〕 寛保二年三月二十七日、人持組富田貞武次太ヲ以テ、今石動、氷見、

城端彌波三所支配ト爲ス、初メ篠島長次部人持組ニシテ、此職ニ居リ子孫繼承

スル者五世、寶永以還、大組頭ヲ以テ之ニ代ラシム、是ニ至リテ舊制ニ復ス、年表

系譜 系譜頭

〔参考〕

〔憲令要略〕

氷見町御奉行御歴代

篠島 織部 様 天正十四年ノ頃

射水彌波兩御郡御支配

吉川六左衛門 様 元和年中

郡 平八 様 年號不知

右御兩人氷見町而已

大窪六右衛門 様 年號不知

御代官ニ而氷見町ニ御居住、又ハ御郡奉行ニ而氷見町ニ御居住

篠島 豊前 様 寛永十七年ヨリ

元禄十三年二月八日御死去、加納屋七右衛門殿留ニ御座候へ

篠島 主馬 様 元禄十四年五月ヨリ

寶永七年正月廿三日御死去、御奉行御代リ被遊候節、若一月二月ニテモ次ノ御奉行様被御渡無之時ハ、御代リ被遊候節、御預御支配之事、

鹽川安左衛門 様 寶永七年五月ヨリ

享保九年八月隱居、御支配十五年之間

山崎九郎右衛門 様 享保九年八月ヨリ

櫻町天皇寛保二年

享保十二年十一月マテ御支配四年之間

中黒六左衛門様 享保十二年十一月ヨリ

享保十九年正月マテ御支配中八年之間

半田半左衛門様 享保十九年正月ヨリ

寛保二年三月マテ御支配九年之間

富田次太夫様 寛保二年三月廿八日ヨリ

寛保四年二月二日マテ御支配三年之間

津田 奎様 寛保四年三月六日ヨリ

延享四年五月廿二日マテ御支配四年之間

前田源五左衛門様 延享四年五月ヨリ

不破忠太夫様

金森多門様

武田判太夫様

藤田彈正様

前田敷馬様 安永四年未九月ヨリ

御支配四年之間

奥野主馬様 安永七年戊五月ヨリ

御支配八年之間

改田主馬様 天明五年ヨリ

御支配五年之間

野村伊兵衛様 寛政元年八月ヨリ

御支配二年之間

石野主殿之助様 寛政二年四月ヨリ

御支配三年之間

遠田誠摩様 寛政四年六月ヨリ

御支配十一年之間

井上勘右衛門様 享和二年十一月ヨリ

御支配三年之間

高島五郎兵衛様 享和三年十二月ヨリ

御支配二年之間

櫻町天皇寛保二年

奥村源左衛門様 文化元年六月ヨリ

御支配六年之間

篠原頼母様 文化六年九月ヨリ

御支配八年之間

富田外記様 文化十三年四月ヨリ

御支配二年之間

本多式部様 文化十四年十二月ヨリ

御支配十一年之間

品川左門様 文政十年亥正月ヨリ

御支配三年之間

竹田掃部様 文政十二年丑七月ヨリ

御支配八年之間

石野右近様 天保七年申七月ヨリ

御支配二年之間

原五郎左衛門様 天保八年酉九月晦日ヨリ

八二〇

御支配三年之間

織田左近様 天保十年亥正月ヨリ

御支配二年之間

小幡主膳様 天保十一年子六月ヨリ

御支配二年之間

多賀數馬様 天保十二年丑六月ヨリ

御支配五年之間

遠田勘右衛門様 弘化二年巳九月廿八日ヨリ

前田監物様 嘉永五年子十一月十六日ヨリ

四月庚寅

二十二日辛新川郡魚津火あり

〔下新川郡魚津町役場調査〕

寛保二年戊四月二十二日夜魚津町失火

一百六十戸 全焼

一十四戸 半潰

櫻町天皇寛保二年

八二一

七月 戊午

二十七日、甲申大風雨

〔荒木留帳〕 七月二十七日ヨリ八月一日迄大風雨

延享元年甲子 紀元二千四百四年

十二月 甲辰

十六日、乙未加賀藩、風災の減損を幕府に録進す、

〔護國公世家〕 元年十二月十六日、今秋風災歳入減スル者二十三萬六千餘石、

是日之ヲ幕府ニ録進ス、政邸

二十日、癸亥富山藩主前田利隆卒す、子利幸嗣ぐ、

〔延享錄〕

十二月廿六日

御右筆部屋縁類

御番醫師

杉浦昌順

右者松平出雲守、於在所病氣願ニ付、被遣候由被御渡候、

二月廿六日 御白書院

家督之御禮

松平出雲守

金馬代三枚
御馬三十一把

〔前田山家譜〕

利隆、小字又三郎、後彈正ト稱ス、正甫ノ第五子ナリ、母高日月氏、

元祿三年十二月十一日富山ニ生ル、享保九年六月、利興ノ嗣トナリ、七月封ヲ襲

フ、九月從五位下ニ叙シ、出雲守ニ任セララル、十年十二月、從四位下ニ叙セララル、延

享元年十二月廿日卒ス、享年五十有五、諡ヲ大龍ト曰フ、女隆、備後守前田利道ニ

嫁シ、女幸、佐渡守藤堂高雅ニ嫁シ、女安藝、伊豆守前田長教ニ嫁ス、

利幸、小字隆丸、後掃部ト稱ス、利隆ノ長子、母山田氏、臣次富享保十四年十二月十

一日富山ニ生ル、寬保三年十二月、從五位下ニ叙シ、主計頭ニ任セララル、延享二年

二月封ヲ襲ヒ、出雲守ニ任セララル、閏十二月、從五位下ニ叙セララル、

〔寬政重修諸家譜〕

千百三十一 前田

利隆 享保十年十二月十八日、從四位下ニ昇リ、十八年五月二十二日、奉書もて

父の喪をとほせらる、元文二年十二月二十八日、東叡山本坊修造の事をたすけ

しにより、時服十五領をたまひ、家臣等にも物をたまふ、延享元年十二月三十日、

櫻町天皇延享元年

八三三

富山にをいて卒す、年五十五、惠天日治太龍院と號す、葬地正甫におなし、二十
日、さきに利隆領地にありて、病にかゝるよし、きこしめされ奉書をたまふ、二十
八日、奏者番秋元攝津守涼朝をもて、賻銀三十枚をたまふ、

〔前田氏家乗〕 延享元年十二月二十日、富山ニ薨去、享年五十五、二十六日、病氣
御尋ノ奉書富山ニ到來、二十八日、上使奏者番秋元攝津守涼朝ヲ藩邸ニ遣シ、香
典白銀三十枚ヲ賜フ、諡號ヲ太龍院殿中大夫雲州刺史惠天日治大居士ト曰フ、
大法寺ニ葬儀アリ、長岡ニ葬ル、夫人ヲ妻ラレス、公ノ政治ハ仁慈ニシテ、忠勤ノ
士ニハ秩祿ヲ増加シテ吝マヌ、水風害ノ時ニハ最モ救恤ニ盡サレタリ、
利隆公幼名又三郎

正甫公第五公子、元祿三年十一月十一日降誕、享保九年七月十八日御
家督、延享元年十二月廿日薨ス、享年五十五、

長女

享保十三年七月廿六日胎死、

二女

享保十四年九月十日胎死、

長男利幸

享保十四年十二月十一日降誕、寛保三年十月十九日世子トナル、

三女隆子

享保十八年十二月十三日降誕、寛延二年四月廿五日、前田利道ノ室ト
ナル、寶曆八年二月廿八日卒ス、享年二十六、

二男利嘉

享保十九年九月晦日降誕、延享三年十一月藩臣ニ班ス、寶曆四年二月
廿三日卒ス、享年二十一、

四女幸子

享保十九年十月十日降誕、寶曆元年九月廿二日、藤堂高雅ノ室トナル、
三年正月十三日卒ス、享年二十、

三男紀教

享保二十年七月五日降誕、寛延元年二月廿日卒ス、享年十四、

五女

元文元年九月十一日胎死、

六女藝子

元文元年九月廿八日降誕、寶曆元年四月廿七日、前田長教ノ室トナル、三年三月十五日卒ス、享年十八、

七女槐子

元文二年八月十八日降誕、寛保元年九月廿一日卒ス、享年五、

四男利興

元文二年十月十九日降誕、寶曆十二年九月、利幸公ノ嗣トナル、

五男利完

元文四年二月二十日降誕、寛保三年九月五日卒ス、享年五、

八女榮子

元文四年五月十八日降誕、寛保三年七月廿六日卒ス、享年五、

六男紀忠

元文四年六月十日降誕、寶曆四年四月十九日卒ス、享年十六、

七男利壽

元文四年九月廿一日降誕、寶曆四年二月廿九日卒ス、享年十六、

九女尉子

元文五年正月十日降誕、寛保三年十一月廿九日卒ス、享年四、

八男利桓

元文五年九月四日降誕、寶曆十二年十二月廿四日、藩臣前田内膳ノ養

嗣子トナル、明和元年十一月四日卒ス、享年四十二、

十女

寛保三年七月廿七日胎死、

九男

寛保三年八月十日胎死、

利幸公 幼名松千代

利隆公第一公子、享保十四年十二月十一日降誕、延享二年二月十三日

御家督、略

延享二年乙丑

紀元二千四百五年

六月 壬寅朔

十二日、癸丑加賀藩主前田吉徳卒す、子宗辰嗣ぐ、

櫻町天皇延享元年 二年

〔加賀藩某聞書〕

延享二年丑四月廿二日、宰相様江戸御發駕、五月一日御著城以後御氣滯之處漸々御差重被爲遊、御療養御叶不被遊、同年六月十二日御逝去、御寺寶圓寺御廟所野田山御歳五十六、護國院殿正四位前參議法性佛鑑大居士、御病中京都方町醫師辻祐安、江戸方大高東元被爲召、早打ニ而罷越御療治被仰付候得共、御叶不被爲遊候、
一同年八月十一日、少將様御家督御相續御禮被仰上候、出府御家老大和守、對馬守、助右衛門、圖書藏人、市正、隼人、

〔延享錄〕

六月十八日

御右筆部屋縁類
御使番

金三枚

與津帶刀

右者松平加賀守、於國許病氣ニ付、爲御尋上使被遣之旨、中務大輔殿被仰渡候、

典醫師井上俊良

右者松平加賀守、於國許病氣願ニ付、加州江被差遣之旨、與に於て被仰付候、

六月廿日

上使三浦志摩守

銀五十枚

松平佐渡守

右者父加賀守卒去ニ付、爲御香奠被遣之、

七月廿五日

御座之間

松平佐渡守

右者亡父加賀守遺領無相違被下之、忌御免之旨、御直ニ被仰渡候、

八月十一日

御白書院

御刀青江貞次
代金廿枚

家督之御禮

白銀百枚

松平加賀守

卷物二十

御馬二疋栗毛

右之通差上之御目見

〔有徳院實紀〕

六月十九日、松平加賀守吉徳卒せしよし、注進にはて使番與津帶刀忠通途よりかへる日記

櫻町天皇延享三年

八二九

〔御徒方萬年記〕

六月十八日、本多中務大輔殿、松平佐渡守江御奉書、御目付駒井初負助詰御番山村十郎右衛門江被相渡、御使本御番小笠原孫七郎組御徒勤之。

右松平佐渡守者、加賀守世子ニ而此年家督

〔尙秀卿記〕

六月十五日、丙辰、左之觸從長谷三品到來、則高辻少納言へ爲持遣候。

加賀宰相殿御死去ニ付、准后御方御里御殿へ御下リ被遊候間、御序之節右之趣御申上可被下候奉願候、以上。

六月十五日

藤木東市正

唐橋前少將様、長谷三位様、大原中將様、錦小路圖書頭様

高辻少納言様、御雜掌中様

〔前田家譜〕

吉徳、小字ハ勝次郎、又ノ小字ハ勝九、又犬千代ト稱シ、又左衛門ト稱ス、初ノ名ハ利興、又ノ名ハ吉海、綱紀ノ第三子、所生三田村氏、定長元祿三年八月八日、江戸本郷邸ニ生ル、十五年二月十五日、立テ世子トナル、廿八日、初テ大將軍ニ謁ス、六月九日、大將軍ノ朝堂ニ元服ス、是ノ日、正四位下ニ叙シ、左近衛權

少將ニ任セラレ、若狹守ヲ兼ス、是ノ日、大將軍偏諱ヲ吉徳ニ賜フ、因テ利興ヲ改メ吉治ト稱ス、寶永七年九月廿七日、吉徳昌平坂聖廟ニ謁ス、正徳二年十一月廿九日、大將軍故將軍ノ遺物寶刀一口ヲ吉徳ニ賜フ、享保元年六月廿四日、大將軍ノ遺物寶刀一口ヲ吉徳ニ賜フ、八年五月九日、吉徳父ノ讓ヲ受ケ封ヲ襲フ、六月十五日、吉徳加賀守ト改稱ス、八月十八日、吉徳左近衛權中將ニ轉任ス、吉徳品川雅武ヲ京師ニ遣リ、恩ヲ謝シ物ヲ獻セシム、九月十二日、大將軍左近衛監松平乘邑ヲ來リ吉徳ニ休暇ヲ賜ヒ國ニ就カシム、廿九日、吉徳父ノ疾ニ篤キヲ以テ國ニ就クヲ罷メ侍病セント大將軍ニ請フ、大將軍其請ヲ允ス、十年九月十二日、吉徳大ヒニ奢侈ヲ禁シ、群臣ニ賑貸スル差アリ、十七年八月六日、法皇崩レ玉フ、吉徳氏家貞隆ヲ京師ニ遣リ、賻ヲ獻セシム、十一月、幕府去年借ル所ノ金七方兩ヲ還エシ、其餘八万金ハ十二月ヲ以テ還期ヲ約ス、吉徳老中ニ就キ謂ヒ曰、今年蝗蟲災ヲナシ、京以西凶歉尤甚シト聞ク、賑貸ハ荒政ノ急務、大將軍今年我ニ還エヌ所ノ金期ヲ緩フシ、以テ西諸侯ノ急ヲ救フ、我モ亦與リテ其賜ヲ受クト、大將軍聞テ大ヒニ之ヲ嘉納ス、冬饑フ、吉徳大ヒニ窮民ヲ賑恤ス、十八年正月、吉徳復々窮民ヲ賑恤ス、十一月、左大臣吉忠ノ女舎子、東宮ニ歸ス、吉徳北川陣矩ヲ京

師ニ遣リ之ヲ送ラシム、舍子ハ吉徳ノ外甥、後チ青綺門院ト號ス、元文三年二月、越水洪水、溺死スルモノ多シ、十二月朔、吉徳參議ニ任セラル、中將故ノ如シ、寛保元年四月廿二日、吉徳ノ長女、伊勢守松平宗恒ニ嫁ス、十一月十九日、吉徳友藩備後守利章ノ女ヲ養フテ子トナシ、信濃守南部信貞ニ嫁ス、延享元年二月、吉徳大法會ヲ天徳院ニ行ヒ、陽廣院百年忌辰ヲ薦ム、四日ヨリ五日ニ至ル、四月二十二日、世子ノ婦松平氏肥後守正容ノ女來歸ス、二年五月十六日、吉徳疾ニ罹ル、六月十二日、吉徳殂ス、春秋五十有六、諡シテ護國院ト曰フ、二十日、大將軍三浦志摩守ヲ來リ、賻ヲ致サシム、二十六日、護國院ヲ野田山先塋ノ次ニ葬ル、吉徳人トナリ、美姿儀諸侯中ニ表舉ス、寛温人ヲ愛シ、幼ニ主將ノ器ヲ具フ、元祿十六年、本郷藩邸ノ延燒スルヤ、吉徳騎籠ノ邸ニ在リ、火ノ本郷邸ヲ衝クヲ聞キ、急ニ駕ヲ命ス、時ニ從吏呼號奔走スレモ、綴行スル能ハス、吉徳之ヲ見テ、即チ門ヲ開カシメ、直チニ自ラ超乗ノ出ツ、出ツレハ、則チ轡ヲ按シ、徐々ト進ム、忽ニ導從整然ト森列ス、是ニ於テ鞭ヲ加ヘ、疾行ス、他日從吏請ヒ曰、頃者君ノ出ル何ニ先キニハ急遽ニノ後ニハ、舒遲ナルヤト、吉徳笑ヒ曰、余レノ幼弱ナルヲ以テ、儀衛ノ簿未タ有司ニ書セス、然ルニ汝等忽卒ノ時ニ臨ミ、終夜呼號奔走ストモ、余レノ邸内ニ在ル

行列ノ綴スル必ス得ヘカラサル也、余レ之ヲ知ル故ニ、衆ニ先キタツテ門ヲ出ツ、則チ人々之ニ隨ハサルヲ得ヌ、自然ニ行列成ルユエ也ト、聞者皆驚嘆ス、又嘗テ世子タルトキ、諸侯伯ト共ニ大將軍ニ從ヒ、増上寺ノ廟ニ謁ス、是ノ日熊本ノ臣誤ツテ、其君越中守佩ル所ノ飾太刀ヲ遺シテ齎ラサス、故ヲ以テ越中守急ニ疾ニ辭ス、吉徳之ヲ聞キ、或ヒトニ謂ヒ曰、越中氏人ヲ馳セ之ヲ、其邸ニ取ラシムル、頃刻ニ辨スヘシ、假令大將軍ヲ少頃之ヲ俟タシムルモ、固ヨリ事ニ害アルニ非ラス、且ツ大禮ヲ行フノ日ニ、大藩ヲノ衆人廣坐ノ中ニ、顯然羞屈セシムル、抑大將軍ノ福ニ非サル也、若シ能ク之ヲ調セサル、何ニ諸有司ヲ用ンヤト、有司之ヲ傳ヘ聞キ、吉徳ノ言ノ如クシ、越中守禮ニ與ルヲ得、越中守之ヲ聞キ、感喜シ曰、前田少將ノ德報セサルヘカラスト、吉徳資質ノ美、是ノ如シ、若シ輔スルニ中材以上ノ佐ヲ以テスル、其守成ノ美ヲ大ニスル勝ケテ言フ可ラサル者アラン、惜哉、時恬嬉ニ屬シ、執政常軌ヲ遵守シ、是ニ進マシムル能ハス、當時其職ニ在ル者、其責辭スル能ハサルモノナカラスト云、

宗辰小字ハ勝丸、又ノ小字ハ犬千代丸、又タ又左衛門ト稱ス、初ノ名ハ利雄、吉徳ノ長子所生上坂氏、喜信享保十年四月廿五日、金澤ニ生ル、元文元年九月廿一日

江戸ニ如ク、二年四月廿八日初テ大將軍ニ謁ス、六月廿八日大將軍ノ朝堂ニ元服シ、正四位下ニ叙シ、左近衛權少將ニ任セラレ、佐渡守ヲ兼ヌ、大將軍親シク宗辰ニ杯シ寶刀一口ヲ賜フ、宗辰モ亦大將軍ニ寶刀及ヒ物ヲ獻ス、是ノ日、大將軍宗辰ニ偏諱ヲ賜フ、因テ利雄ヲ改メ宗辰ト稱ス、四年十一月宗辰痘ヲ患フ、大將軍永井伊賀守ヲノ來リ之ヲ問ハシム、十二月宗辰痘愈ユ、大將軍松平紀伊守ヲノ、紗綾十端及ヒ酒魚ヲ饋リ之ヲ慶セシム、享保二年八月十九日、大將軍老中本多中務大輔ヲノ來リ、宗辰ニ休暇ヲ賜ヒ藩ニ就カシム、九月十六日宗辰江戸ヨリ至ル、三年三月十一日宗辰江戸ニ如ク、延享元年六月七日宗辰江戸ヨリ至ル、二年三月十五日宗辰江戸ニ如ク、六月宗辰父國ニアリ疾篤ト聞キ、歸養セント大將軍ニ請ヒ將サニ發セントス、而ノ十二日ノ訃音至ルニ會ノ止ム、七月廿五日大將軍宗辰ニ命シ封ヲ襲ハシム、

〔加賀藩歴譜〕

延享二年乙丑五月、歸藩ノ後、腫張ヲ病玉ヒ重ラセラレ、六月十日

二日時寅金澤城ニテ薨シ玉フ、御年五十六、御法諡ヲ護國院殿佛鑑法性大居士ト申シ奉ル、十七日御老中奉書ヲシテ訊問アリ、廿一日金澤ニ至ル再ヒ御使番與津帶刀ヲノ御尋且官醫井上俊良ヲノ、我藩へ至ラシム、帶刀ヲ以テ味増濱調ヲ賜フ、十八日、駿驤ニテ訃ヲ聞テ歸レリ、俊良

シハ未タ發セズ、廿日御奏者番三浦志摩守ヲノ、賻銀五十枚ヲ賜フ、廿六日御葬送ノ式アリテ、御導師寶圓寺十六野田山ニ葬リ奉ル、

〔寛政重修諸家譜〕

千百三十一 前田

吉徳

- 初利興 吉治 勝次郎 勝九 犬千代丸 又左衛門 若狹守
- 加賀守 左少將正四位下 左中將 參議

母は三田村氏、元祿三年生る、十五年二月二十八日はじめて常憲院殿にまみゑたてまつる、時十三歳四月二十六日父か邸にならせたまふのとき、長光の御太刀貞宗の御刀をよひ卒翁筆布袋の圖に、癡絶か讚したる掛幅、時服五十領、黄金五十枚をたまはる、吉徳もまた助長の太刀、左文字の刀、羽二重百匹、白銀三百枚を獻し、内々にまた探信か筆せし春秋傳の圖の屏風一雙、書棚一、香爐をよひ茶字縞百卷をたてまつる、六月九日御前にをいて元服し、御諱の字をたまはり、正四位下少將に叙任し、若狹守と稱す、このとき二字國俊の御刀をたまふ、寶永三年正月六日痘瘡を患ふるにより、奏者番池田丹波守輝録を下されて尋ねさせたまひ、十三日平愈せし事を賀せられて、若年寄久世大和守重之をして、時服十領、

樽肴をたまひ、文昭院殿よりも御使をもつて、一種一荷を恩賜あり、五年四月九日、松姫君吉徳に嫁せらるへきむおほせをかうふり、二十六日父とも登營して、謝したてまつるのとき御盃をたまひ、貞宗の御刀を拜賜す、八月十九日瘧疾をうれふるよしきこしめされ、兩御所より奏者番松平兵庫頭乗紀をしてたつねさせたまひ、九月十五日麻疹のときもまた兩御所より御たつねあり、十一月十八日御入興あり、晦日老中井上河内守正岑をして、時服二十領、白銀三百枚をたまひ、文昭院殿よりも、老中小笠原佐渡守長重をして、時服三十領をたまはりてこれを賀せらる、この日、父とも登營し御盃をたまひ、來國光の御刀、伏見正宗の御脇指を拜賜し、吉徳よりも備前國長則の太刀、時服百領、絹二百匹、白銀千枚をたてまつり、文昭院殿に備前國宗恒の太刀、時服五十領、絹百匹、白銀五百枚を獻す、六年二月晦日常憲院殿の御遺物行光の御脇指をたまふ、七年四月四日御能拜見の列にありて八丈縞をたまふ、享保四年十二月九日營にめされ、有徳院殿の御前にをいて、朝鮮鷹二居をたまはり、平尾の別莊にして放鷹すへきむね恩命をかうふり、また父綱紀か安否ぞとはせらる、五年九月二十日松姫君逝去により、二十三日老中井上河内守正岑を下され、法會の料として白銀千

枚をたまふ、八年五月九日御前にめされて封を襲ねんころの仰をかうふり、六月十五日加賀守にあらたむ、二十八日襲封を謝するのとき、家臣七人御前にいつ、乃ち代々例とす、八月十八日中將に轉す、九月十三日はしめて入國のいときをたまふのとき、備前近包の御刀を拜賜す、十六年七月官府備用のことにより、金十五萬兩をたてまつる、十七年八月金七萬兩をかへしたまはり、十八年正月十五日營にのほるのとき、御座近くめされ、さきに用途のことを命せられしところ、速に若干の財をたてまつりしこと、御喜色におほしめされ、かつ常々封内の政事もよろしきよしきこしめさるゝのむね台命をかうふる、八月かつてたてまつりし金をことごとく返したまはる、元文五年十二月朔日參議にすゝみ、延享二年六月十二日金澤にをいて卒す、年五十六、佛鑑法性護國院と號す、葬地利常におなし、十八日さきに吉徳封國にありて、病にかゝるよしきこしめされ、上使を金澤に下されてたつねさせたまひ、有徳院殿よりも奉書もて御尋をかうふり、二十日奏者番三浦志摩守義理をして、賻銀五十枚をたまふ、室は常憲院殿の御養女松姫君實は尾張中納言綱誠卿の息女、享保五年九月十九日、病にかゝるのよしきこしめされ、若年寄石川近江守總茂をもてたつねさせたまひ、二

十日、また老中戸田山城守忠真若年寄石川總茂を下さる、この日逝す、鏡譽圓清光現院と號す、小石川の傳通院に葬る、

九月 朔庚午

四日、西高岡定塚町に大佛を建立す、

〔高岡市沿革志〕延享二年九月四日、坂下町極樂寺安淨土宗ニシテ稱スノ徒弟良歡ナル者、定塚町ニ大佛ヲ建立ス、金色ニシテ三丈二尺ノ座像ナリ、

延享三年丙寅 紀元二千四百六年

四月 朔丙寅

三十日、未富山大火、

〔金府舊記〕延享三年四月晦日富山大火事、巡見上使來る、

〔大應公世家〕

二十三日幕府巡見使、使番大久保江七兵衛等金澤ニ至ル、翌日發程シ能登越中ヲ經テ、越後ニ如ク、馬廻組頭土肥知周庄兵衛等ヲシテ、之ヲ送迎セシム、大應公年表、克寬日記、遠田日記、政郷記

十月 朔癸亥

加賀藩、今石動、藏宿の損失を、同町及び城端、氷見の各町に辨償せしむ、

〔荒木留帳〕

十月今石動、藏宿高儀屋半右衛門、天秤屋次右衛門、北村屋治良左衛門、平野屋助左衛門、淺野屋彦右衛門、酒屋新左衛門等六軒、藏廬米辨銀五拾貫目、城端江波被仰付、町中江割符銀高四貫目ヨリ以下指出及難澁候、但右辨銀ハ去々年今石動町中江被仰付、六百貫目計指出申上之義、足過分ノ茂今石動迄ニ而ハ難相調候ニ付、同御支配之義ト申事ニ而、氷見江五拾貫目、城端江五拾貫目被仰付候、去當春以來御渡候得共、御請難澁、夏中ヨリ役人中數度、今石動金澤御屋舖江被召出被仰渡之上、御興力足輕當所江御越右銀割符、人數一人宛召出嚴重ニ御申渡及違背候者手錠、禁牢可被仰付ナト、理不盡ニ御申付候故、不及是非、人々御請仕申候、前代未聞之義、御領者不及申候、他國迄も相聞、區々評判致候由、

十一月 朔壬辰

十九日、庚高岡瑞龍寺火あり、

〔大應公世家〕

十一月十九日、高岡郡水瑞龍寺燬ク、年表、遠田日記、石崎記二十一日、昨日高岡火事町家ハ炎燒無之、瑞龍寺廻廊續浴室ヨリ出火、釋迦堂並回廊山門燒失、本堂庫裏御靈堂ハ御別變無之、

〔大野木克寬日記〕

櫻町天皇延享三年

八三九

由注進ト云々、

十二月壬戌朔

八日、記加賀藩主前田宗辰卒す、弟重熙嗣く、

〔延享録〕 十二月九日

上使永井伊賀守

松平加賀守

右病氣爲御尋被遣之

十一日

上使阿部出雲守

松平加賀守

生干鯛 一箱

十四日

上使井上遠江守

松平加賀守

白銀五十枚

右卒去ニ付爲御香奠被下之〇本條卒日ハ家譜ノ

延享四年正月廿六日

御座之間

加賀守弟

松平加賀守

右者養父松平加賀守願置候通、遺領無相違被下置旨被仰合候、

〔前田家譜〕

宗辰、小字ハ勝丸、又ノ小字ハ犬千代丸、又タ又左衛門ト稱ス、初ノ名ハ利雄、吉徳ノ長子所生上坂氏喜信ノ女、享保十年四月廿五日金澤ニ生ル、元文元年九月廿一日江戸ニ如ク、二年四月廿八日初テ大將軍ニ謁ス、六月廿八日大將軍ノ朝堂ニ元服シ、正四位下ニ叙シ、左近衛權少將ニ任セラレ、佐渡守ヲ兼ス、大將軍親シク宗辰ニ杯シ、寶刀一口ヲ賜フ、宗辰モ亦大將軍ニ寶刀及ヒ物ヲ獻ス、是ノ日大將軍宗辰ニ偏諱ヲ賜フ、因テ利雄ヲ改メ宗辰ト稱ス、〇中延享二年七月廿五日大將軍宗辰ニ命シ封ヲ襲ハシム、廿八日宗辰ノ侍讀大地昌言封事ヲ上ル、〇中八月四日宗辰加賀守ト稱ス、九月朔徳川吉宗上表シ、閩職ヲ世子ニ傳ヘント請フ、廿一日宗辰不破直廉ヲ京師ニ遣リ、恩ヲ謝シ物ヲ獻セシム、十月六日宗辰諸有司

ニ諭シ曰、元費ヲ省キ節儉ヲ立ツルノ道ハ、諸局ノ能ク和スルニアリ、汝衆臣庶ハクハ、其心ヲ一ニシテ以成ルアルニ期セト、七日、天皇權大納言徳川家重ヲ以テ征夷大將軍トナス、十八日宗辰左中將ニ轉任ス、十九日前將軍寶刀一口ヲ宗辰ニ賜フ、十一月三日宗辰、由美希賢ヲ聘シ儒臣トナス、晦日夫人松平氏殂ス、十二月宗辰群臣ニ令シ痛ク奢侈ヲ戒メ、責ルニ文武ノ業ヲ以テス、是ノ歳越後市振ノ民、我カ新川郡上路村等ノ民ト地界ヲ争フ、我カ吏幕府ノ吏ト臨テ之ヲ聽ク、市振ノ民理ナク曲ニ服ノ退ク、三年四月二日宗辰ノ妹支藩出雲守利幸ニ嫁ス、是ノ月宗辰群臣ノ負債支消ノ方法ヲ立テ、吉凶ノ禮ヨリ士庶人ノ衣服ニ至リ制限ヲ定メ、奢侈ヲ事トスルヲ得サラシム、七月二日大槻郭元罪アリ、宗辰命ノ其家ニ屏居セシム、○中十二月七日宗辰暴病ス、八日宗辰篤疾シ、乃チ子ナキヲ以テ大將軍ニ請ヒ、弟重熙ヲ以テ嗣トナス、是ノ日宗辰殂ス、春秋二十有二、諡ノ大應院ト曰フ、十四日大將軍井上遠江守ヲ來リ、賻ヲ致サシム、四年正月十七日大應院ノ柩江戸ヨリ至ル、十九日大應院ヲ野田山先塋ノ次ニ葬ル、宗辰人トナリ、大度聰雋、幼ヨリ儒術ヲ崇ヒ、心ヲ經濟ノ學ニ潛ム、襲封ノ初才能ノ士ヲ擇ヒ、賢ルニ職事ヲ以シ、讒言ヲ容レ、徒ラニ承順スル者ヲ喜ハス、常ニ流俗ノ

太平ニ性ミ、上下困乏ノ奢麗ヲ戒シムルヲ知ラス、驕淫矜倖將サニ惡ヲ以テ淪喪セントスルヲ慨シ、勵精治ヲ講シ、是ニ於テ先ツ其資ヲ富シ而後訓ユルニ徳義ヲ以テセント欲シ、夙夜憂勤ス、惜哉、其一ニテヲ施スニ及ハスノ暴病ニ遇ヒ、遂ニノ殂ス、宗辰ノ四弟重靖時ニ年十二、歌ヲ作り之ヲ哭シ曰、ラシマシヨタレモ命ヲ君カタメカ、ルヲリニシカフル世ナレハト、又タ致仕ノ臣中村克正モ亦悲嘆ノ歌ヲ作り曰、日ノ出ル、オモヒヲナセシ君マサテ越路ハ暗キ心地コソスレト、其臣子ニ痛惜思慕セララル、是ノ如ト云、

〔寛政重修諸家譜〕 千頁三十一 前田宗辰

初利雄 勝丸 犬千代丸 又左衛門 佐渡守 加賀守 左少將
正四位下 左中將

母は上坂氏、享保十年金澤に生る、元文二年四月二十八日はしめて有徳院殿に拜謁す、十三歳に六月二十八日御前にをいて元服し、御諱字をたまはりて宗辰と名のり、正四位下少將に叙任し、佐渡守と稱す、このとき備前真長の御刀をたまふ、四年十二月五日痘瘡を患ふるにより、奏者番永井伊賀守直陳を下されてとは

せたまひ、十六日平愈せるにより、奏者番松平紀伊守信岑をして、一種一荷をたまひ、悼信院殿よりも一種一荷をたまふ、延享二年七月二十五日父の喪中なりといへとも、特旨もて御前にめされ、ねんころの仰をかうより遣領を繼、八月四日加賀守にあらため、十月十八日中將にすゝむ、十九日有徳院殿より若年寄堀式部少輔直哲をして御得物備前守家の御刀をたまふ、三年十二月九日病をとはせられて奏者番永井伊賀守直陳を下さる、十一日阿部出羽守正甫をして、乾魚を賜ふ、十二日卒す、年二十二梅觀雪峰大應院と號す、葬地光高におなし、十四日奏者番井上遠江守正敦をして、賻銀五十枚をたまはる、室は松平肥後守正容か女、

〔加賀藩某聞書〕

延享三年寅十一月廿三日頃々、中將様少々御病滞ノ由、同廿六日鶴御拜領被遊候得共、右之御様躰ニ而御出無御坐候、爲御禮御名代但馬様御出、同廿九日梅園院様御法事御坐候得共、御出無御坐、翌十二月三日御寺御參詣被遊候、同七日夜半過々御滯御醫師中急被爲召候、御療治被仰付候、然處段々御大病爲被成、御療養御叶不被遊、十二月十二日御逝去、上下共奉、驚御尊躰御國江被爲入、十二月十八日江戸御出棺、翌年正月十七日金澤御著棺、御寺天徳院江

御移被爲遊、十九日御葬式御廟所野田山江奉移、御戒名大應院殿正四位前中將梅開雪峰大居士、

一延享四年正月廿五日、但馬守様へ御老中方御連名御奉書到來、廿六日朝五時御登城於御座間、大御所様、公方様御列座ニ而、御家督御相續之義被蒙仰、萬端御規式大應院様御相續之通、御城下リニ御用番御老中御勤被遊候、

二月四日、加賀守様與奉唱

二月十二日、御家督御禮被仰上、並出府之年寄衆御家老中御禮獻上物前格之通、大和守、對馬守、助右衛門、藏人、修理、中務、市正、

一同月十九日、御叙爵被遊御一字御拜領、正四位下新左兵衛少將重熙卿、

一同四月四日、御家督爲御祝儀、御老中方御招請、但御一門様方御招請ハ無御座候、

一同月十五日、御入用御暇被遊候、上使酒井雅樂頭殿、西御九々西尾隱岐守殿、大納言様方松平右近將監殿、御拜領物御先例之通、

一同月十九日、右御禮被仰上、御供ノ御家老前田中務殿所勞ニ付、御禮無御座候、

〔前田家譜〕

重熙、小字は龜次郎、初の名は利安、吉徳の第二子、所生鏑木氏、女ノ享保十四年七月廿四日江戸本郷邸に生る、寛保三年二月十五月初て、大將軍に調す、十二月廿一日從五位下に叙し、但馬守に任す、延享二年四月十八日大將軍重熙に休暇を賜ふ、五月六日重熙父に從ふて江戸より至る、七月十五日重熙江戸に如く、三年十二月宗辰疾篤し、子なきを以て重熙を嗣となす、是日宗辰歿す、四年正月廿六日大將軍重熙に命し封を襲はしむ、

〔大應公世家〕

寛保元年十二月、侍臣青木直之ニ語リテ曰ク、頃日藩又儉約令ヲ布クヲ聞ク、余思フニ、近歲數々其令ヲ布カルルモ、有司廢慢シテ遵ハス、斯ノ如クンハ則チ政令何ヲ以テ行ハレンヤ、凡ソ令スル所諸有司ヲシテ心服セシメサルヘカラス、老臣ヲシテ下情ヲ上達セシメサルヘカラス、余之ヲ家君ニ啓セント欲ス、汝以テ何如ト爲スト、直之俯伏シ對ヘテ曰ク、謹テ按スルニ儉約ノ事大體ニ關セス、他日相公ノ問至ルニ及ヒテ、之ヲ啓セラルルモ敢テ晚キニ非スト、世子首肯シ且ツ曰ク、治ヲ爲ス多人ヲ要セス、惟執政家老各々一二人及ヒ他有司ノ賢能二三人ヲ選ヒ、听夕之ト咨謀セハ何ノ難キコトカ之レ有ラント、小棧仁智信ノ三字ヲ題シ、傍ラ上中下ノ三字ヲ細書シ、之ヲ际シテ曰ク、斯ノ如ク

クンハ何如ト、直之受ケテ之ヲ覽、以爲ラク、人君ハ上ニ在リ仁政ヲ施スヘク、諸有司ハ中ニ在テ智ヲ以テ事ヲ處スヘク、民ハ下ニ在テ信順スヘキヲ謂フカト、感歎シテ退ク、後新

十八日、己加賀藩、人持組大槻朝元を礪波郡五個山に流す、

〔謙徳公世家〕

延享三年秋七月二日、人持組大槻朝元内藏、罪有リ蟄居ニ處ス、略○中同四年十二月十八日、人持組大槻朝元内藏ヲ越中國五箇山礪波ニ流ス、十九日其親姻前田知久、庄田孝仍人等十三人ヲ遠慮ニ處ス、年表、袖裏、雜記、寛、日、取○中 寛延元年九月十二日大槻朝元誦所ニ自殺ス、

〔参考〕

〔大日本人名辭書〕

下 前田清繼は土佐守と稱す、加賀藩の卿大夫たり、寛保寶曆の間、侯吉徳の寵臣大槻内藏允、初め傳藏、竊に反を謀り、侯吉徳及び宗辰を弑逆し、將に重熙に及ばんとす、人敢て知る者なし、獨り清繼之を怪しみ、病と稱して朝せず、潜に其の舉動を窺ふ、初め内藏允の宗辰を鳩するや、有司姦人を索求して獲す、親戚諸侯加賀侯の諸卿と相議して曰く、内藏允は賢なり、彼をして長く江戸に留め、以て少主を輔け、且つ奸邪を探ぐらしめんと、清繼之を聞て謂

へらく、内藏允は大國の上大夫たり、諸侯親しと雖も、未だ斯くの如く熟す可らず、今推舉是くの如し、彼れ既に親戚諸侯及び朝の權貴に結び、其れ藉りて以て一藩の權を擅にせんと欲するなり、姑く其狼心を挫かんと、端坐色を正して曰く、内藏允は藩の重臣たり、久しく江都に勞するは、其の職を重んずる所以に非ず、宜しく休を賜ひ國に還して藩中の政に與からしむべし、大夫横山藏人は才器事を執るに足れり、臣擇みて内藏允に代らしめん、其の他諸有司の久しく江都に在る者、休を得て國に還し、以て故事に従ふ可し、臣既に之を決す敬みて列公の尊旨を謝すと、諸侯爭ふこと能はず、咸な曰く、大藩故事あり、夫子既に之に従ふ、寡人輩復た何をか言はん、と乃ち皆な辭し去る、即日清繼侯及び大夫人に見えて、竊に其の圖る所を告げ、遂に侯命を奉じて内藏允を國に還し、藏人を擧げて之に代らしむ、是に於て有司内臣より以て諸吏書徒に至るまで、苟くも内藏允に屬する者は、悉く皆な之を更代せしめ、尋で清繼亦國に歸る、内藏允既に歸國を賜ひ心快々として樂します、乃ち計を其の黨淺尾に授けて歸る、淺尾は後宮の娼なり、既にして淺尾毒を湯鼎に投し事成らずして發覺す、藏人乃ち淺尾を拘し且其の房を檢して一契券を得、即ち盟書なり、中に内藏允の名印あり、

藏人收めて之を取り、直ちに人を本藩に走らして、密かに之を清繼に報す、清繼報を得て先づ朝堂に入りて坐し、隊長二人に命じ、卒二百人を率ゐて堂の左右に伏せ、侯の病重きを以て七卿諸大夫を朝せしめ、而して後ち始めて其の實を告ぐ、内藏允侯の病を聞て以爲らく謀成ると、奔走して朝し、將に廊を過ぎんとす、伏二人起ちて之を執ふ、卒二百人乃ち起り、悉く其の從徒を捕へて一人を漏らさず、尋で其の家を藉して盟書を得、是に於て黨名盡とく得らる、其の黨二百餘人、是より數日拷訊して罪狀悉く露はる、因て内藏允淺尾を極刑に處し、其の餘を斬放幽に處す、清繼江都の巷説を畏れて多く刑殺するを欲せず、故に其の他の連及は置て問はずと云ふ、時に寶曆二年なり、(雄藩逸史)

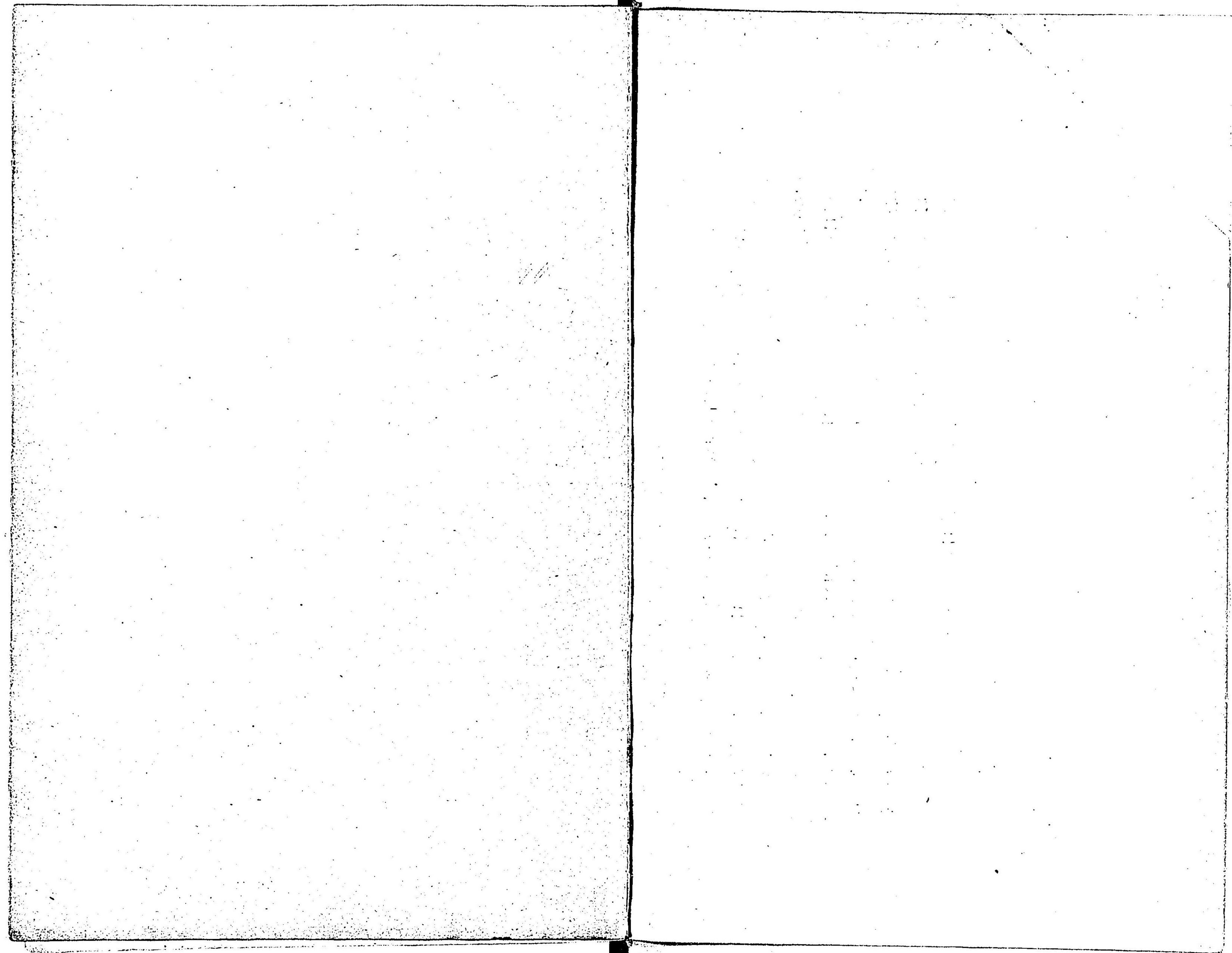
越中史料 卷二終

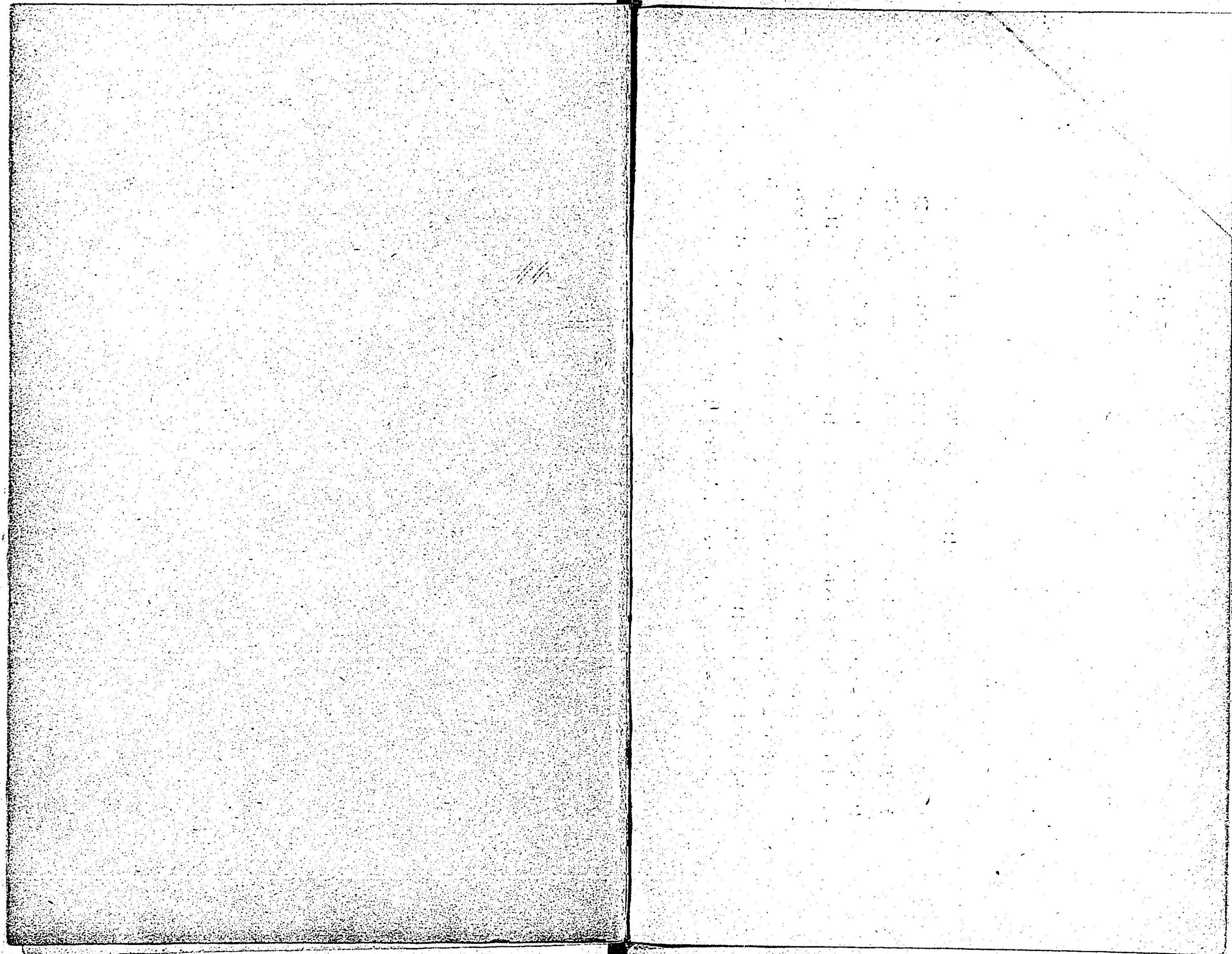
へらく、内藏允は大國の上大夫たり、諸侯親しと雖も、未だ斯くの如く熟す可らず、今推舉是くの如し、彼れ既に親戚諸侯及び朝の權貴に結ひ、其れ藉りて以て一藩の權を擅にせんと欲するなり、姑く其狼心を挫かんと、端坐色を正して曰く、内藏允は藩の重臣たり、久しく江都に勞するは、其の職を重んずる所以に非ず、宜しく休を賜ひ國に還して藩中の政に與からしむべし、大夫横山藏人は才器事を執るに足れり、臣擇みて内藏允に代らしめん、其の他諸有司の久しく江都に在る者、休を得て國に還し以て故事に従ふ可し、臣既に之を決す敬みて列公の尊旨を謝すと、諸侯争ふこと能はず、威な曰く大藩故事あり、夫子既に之に従ふ、寡人輩復た何をか言はんと、乃ち皆な辭し去る、即日清繼侯及び大夫人に見えて、竊に其の圖る所を告げ、遂に侯命を奉じて内藏允を國に還し、藏人を擧げて之に代らしむ、是に於て有司内臣より以て諸吏書徒に至るまで、苟くも内藏允に屬する者は、悉く皆な之を更代せしめ、尋で清繼亦國に歸る、内藏允既に歸國を賜ひ心快々として樂します、乃ち計を其の黨淺尾に授けて歸る、淺尾は後宮の姆なり、既にして淺尾毒を湯鼎に投し事成らずして發覺す、藏人乃ち淺尾を拘し且其の房を檢して一契券を得、即ち盟書なり、中に内藏允の名印あり、

藏人收めて之を取り、直ちに人を本藩に走らして、密かに之を清繼に報ず、清繼報を得て先づ朝堂に入りて坐し、隊長二人に命じ、卒二百人を率ゐて堂の左右に伏せ、侯の病重きを以て七卿諸大夫を朝せしめ、而して後ち始めて其の實を告ぐ、内藏允侯の病を聞て以爲らく謀成ると奔走して朝し、將に廊を過ぎんとす、伏二人起ちて之を執ふ、卒二百人乃ち起り、悉とく其の從徒を捕へて一人を漏らさず、尋で其の家を藉して盟書を得、是に於て黨名盡とく得らる、其の黨二百餘人、是より數日拷訊して罪狀悉く露はる、因て内藏允淺尾を極刑に處し、其餘を斬放幽に處す、清繼江都の巷説を畏れて多く刑殺するを欲せず、故に其の他の連及は置て問はずと云ふ、時に寶曆二年なり、(薩藩逸史)

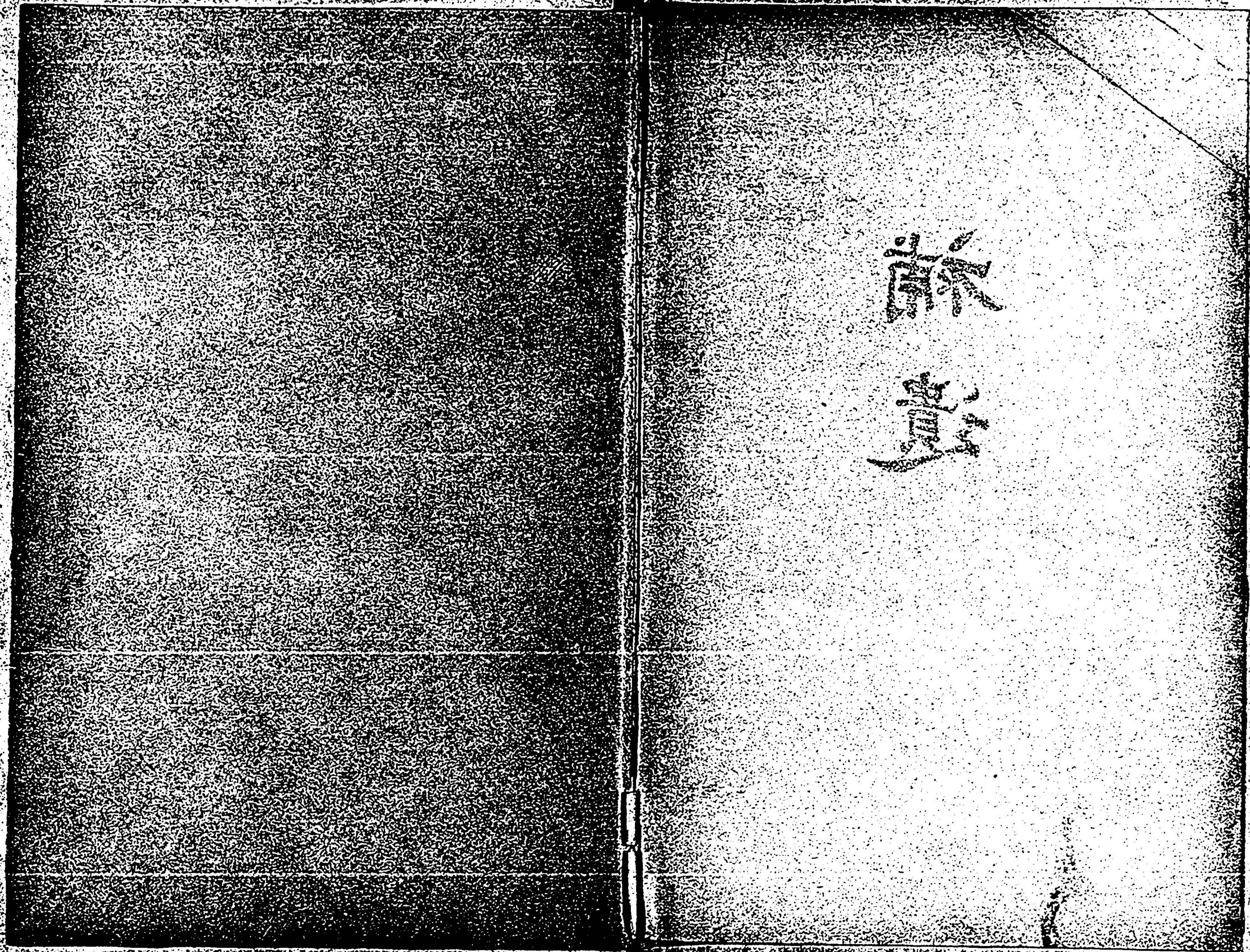
越中史料 卷二終

櫻町天皇延享三年





補遺



補遺

後水尾天皇

慶長十九年

○慶長十九年甲寅の次五月二十日條の前に左の一條を加ふ、一九一頁

三月朔癸丑

是春、利長、山林十町餘を射水郡氷見上日寺に寄進す、

〔氷見誌〕

上日寺 朝日に在り、眞言宗なり、白鳳十年創建し、觀音山と號す、貞和二年、僧仁然中興す、當時七堂伽藍の構造なりしかと、後寢々衰ふ、元龜中、守山城主長澤筑前守光國、西國三十三所に擬して觀音石佛を眞けり、慶長中、國守前田氏山林十町餘を寄附せり、本寺の觀世音は古より氷見町の惣産土神なりしかと、後ち鎮守山王社を以て代へたり、

越中氷見庄朝日山上日寺者、白鳳十年之開闢、一千年餘之古跡にて、御座候往古者、堂社寺院多御座候處、亂世之砌、寺院致退轉、當寺一ヶ寺觀音別當相守申候然

補遺

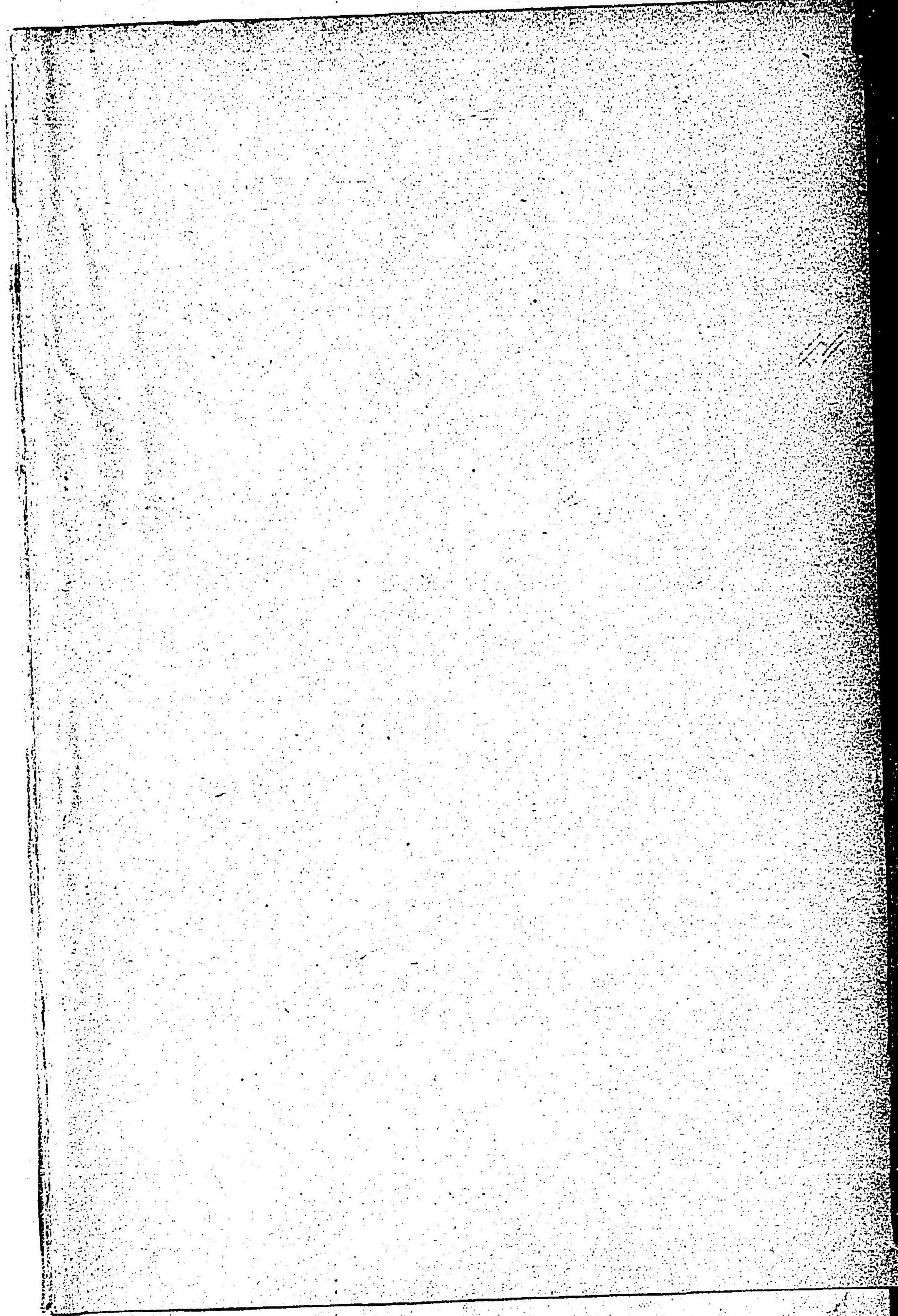
一

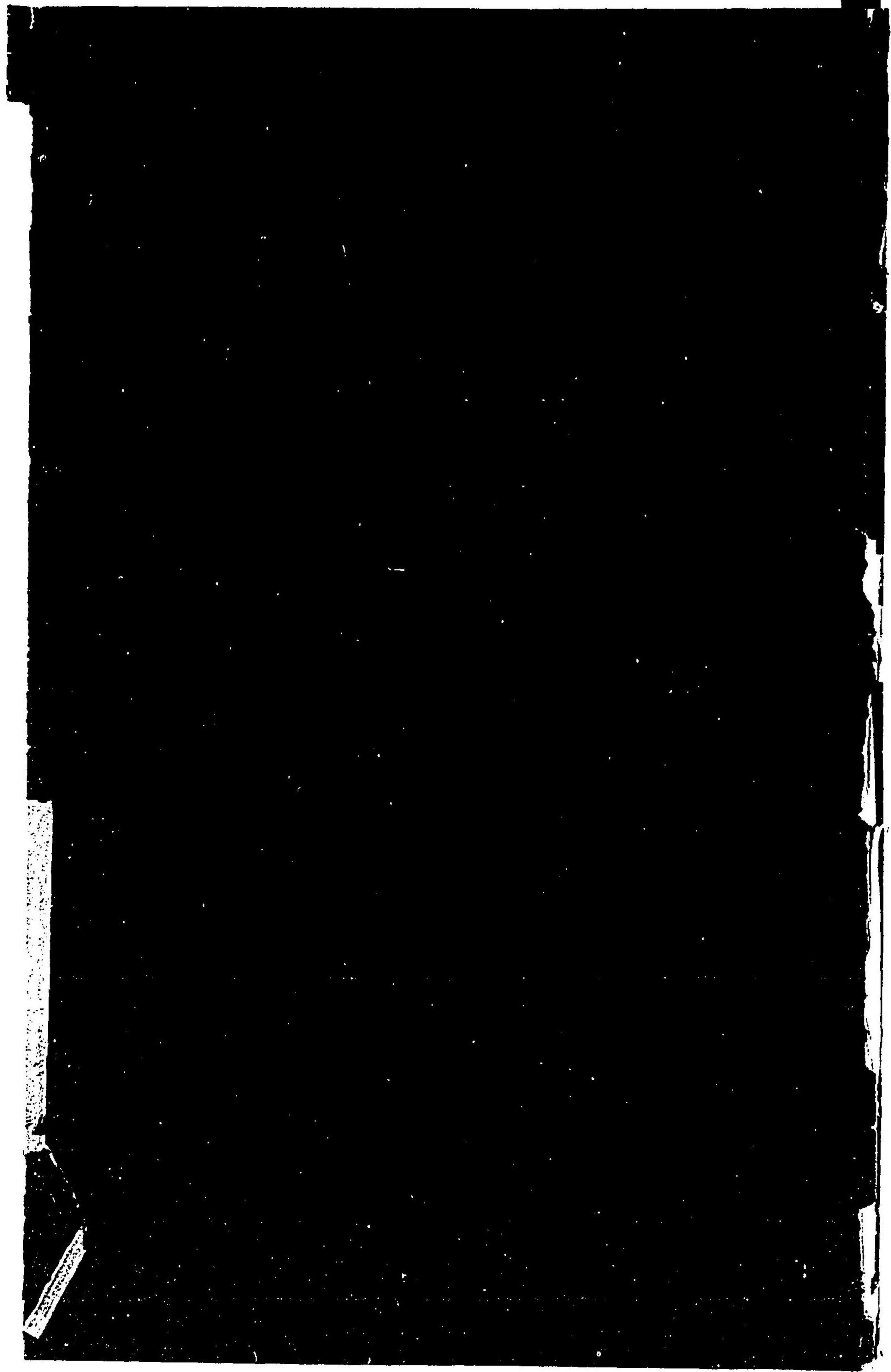
補遺

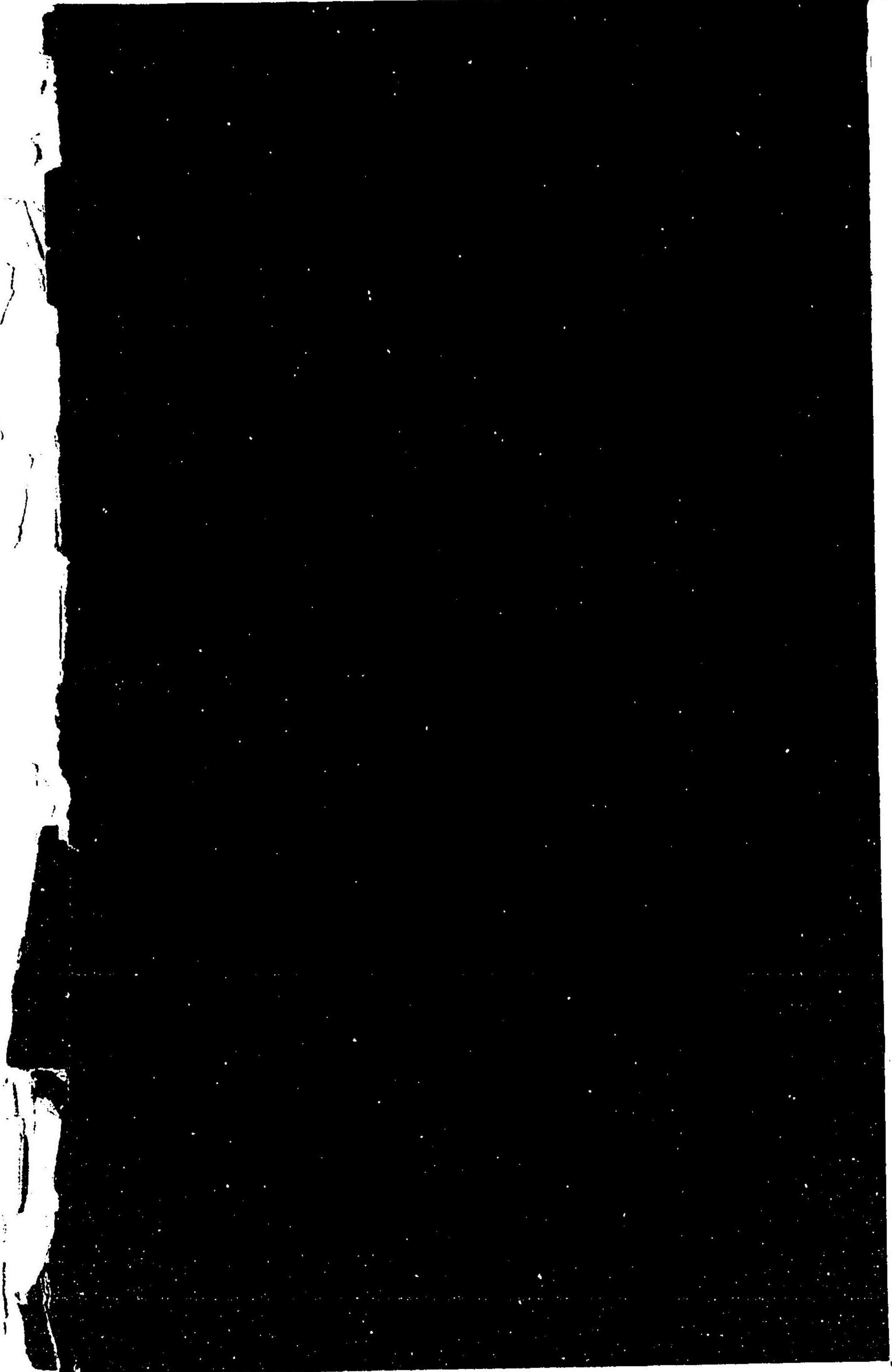
所慶長十九年、從瑞龍院様前々由來御尋被爲成、則當山傳來之繪圖等入御覽申候而、觀音江山屋敷等御寄進被爲遊候、依之、每歲御祈禱御札献上仕事に御座候事、水見町之儀者、往古より觀音之氏子にて御座候故、毎年三月十八日之祭禮には、觀音之前に付ヶ山等を飾り、町中氏子共參詣仕事に候、然所觀音堂之并に山王權現と申鎮守堂御座候當寺より毎日參拜讀經祭禮之儀式等相勤來候、則此堂には先年當寺より神主を相付置候て、當山より一里餘り他所に罷在候、泉村伊勢と申神主に社役相勤させ、毎年祭禮之時分、湯立神樂等捧させ申事に候、尤當寺鎮守權現に而御座候、

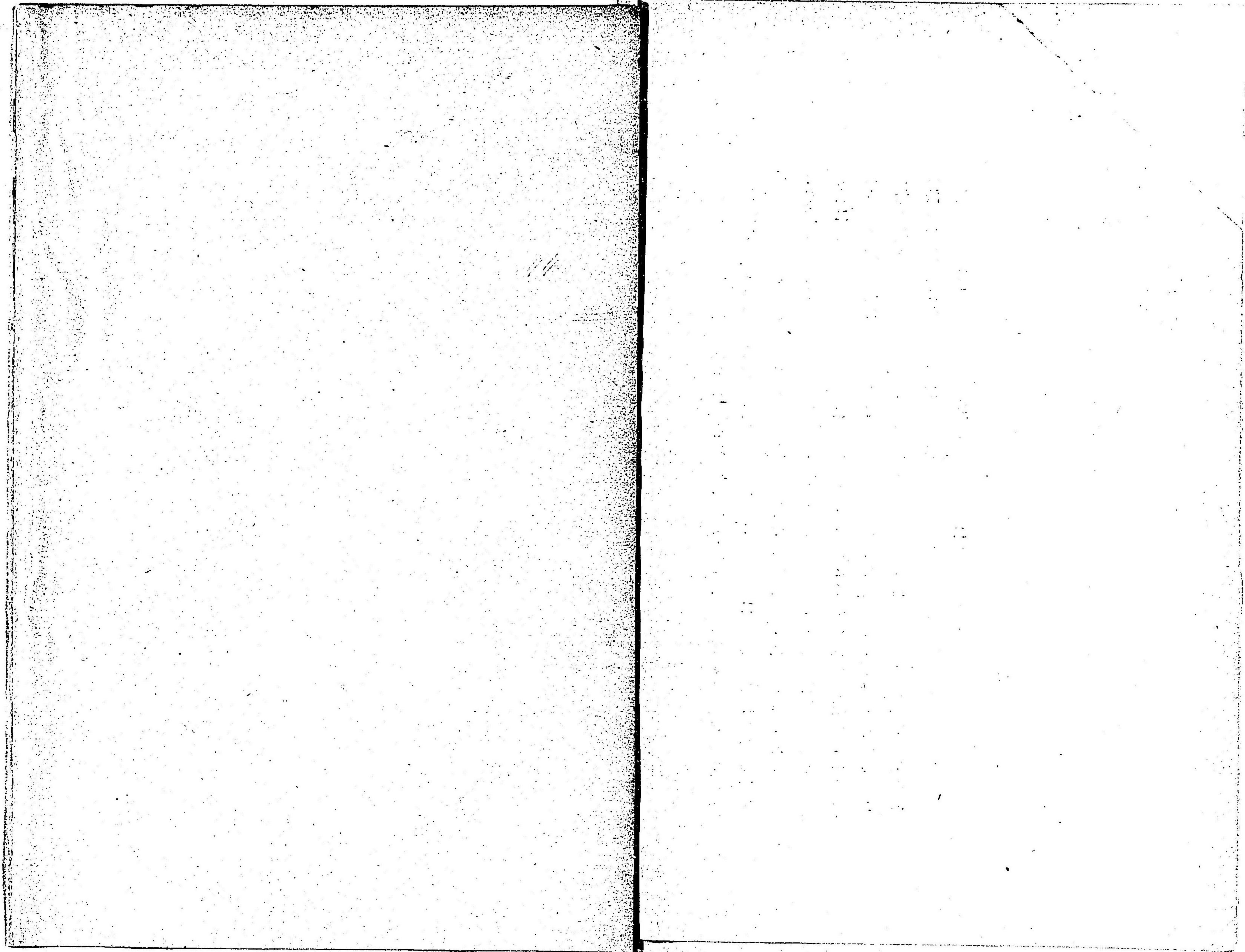
○本條は由來記に慶長十九年とせり、利長の薨は五月二十日に在るを以て、今始く是春に係く、

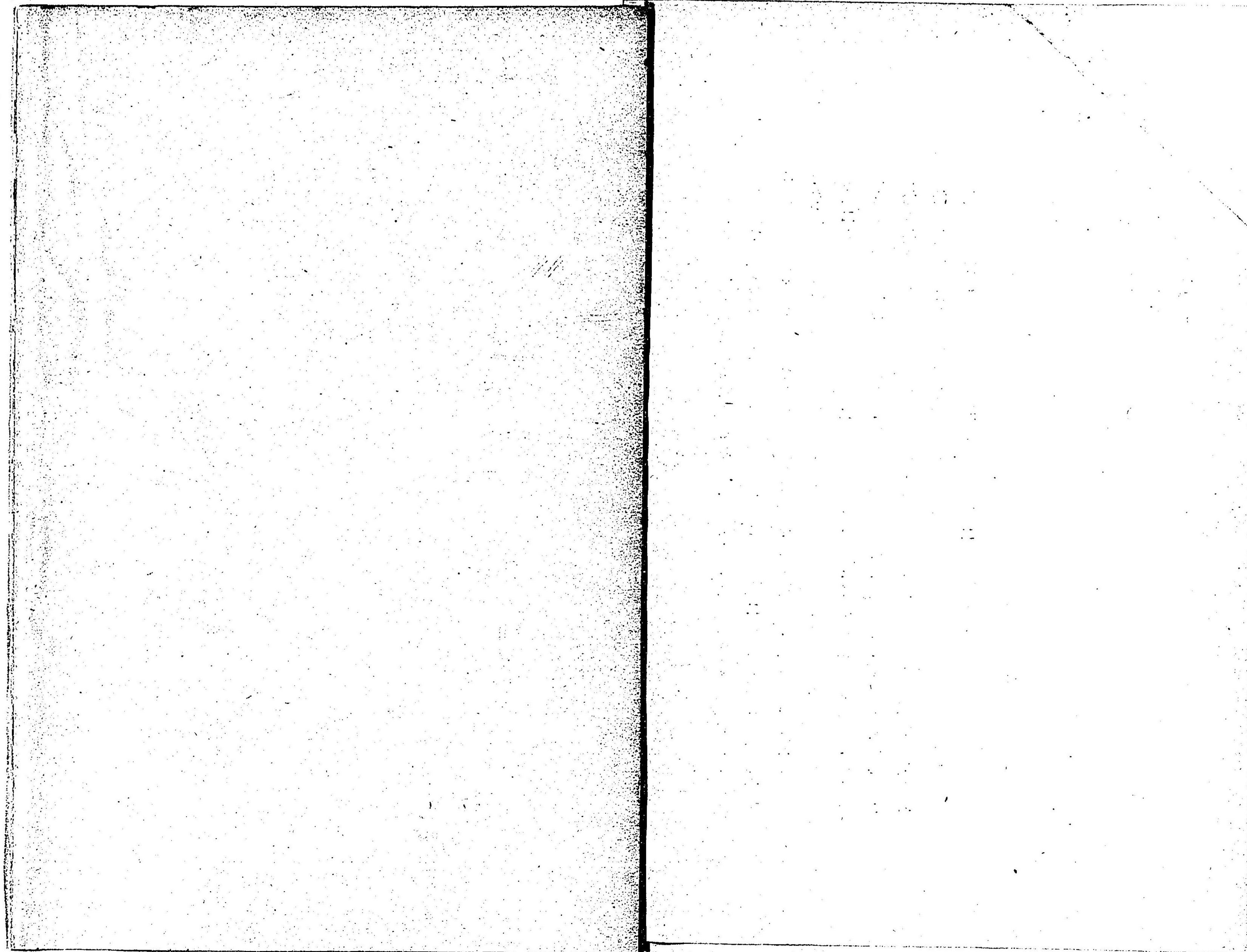
14592

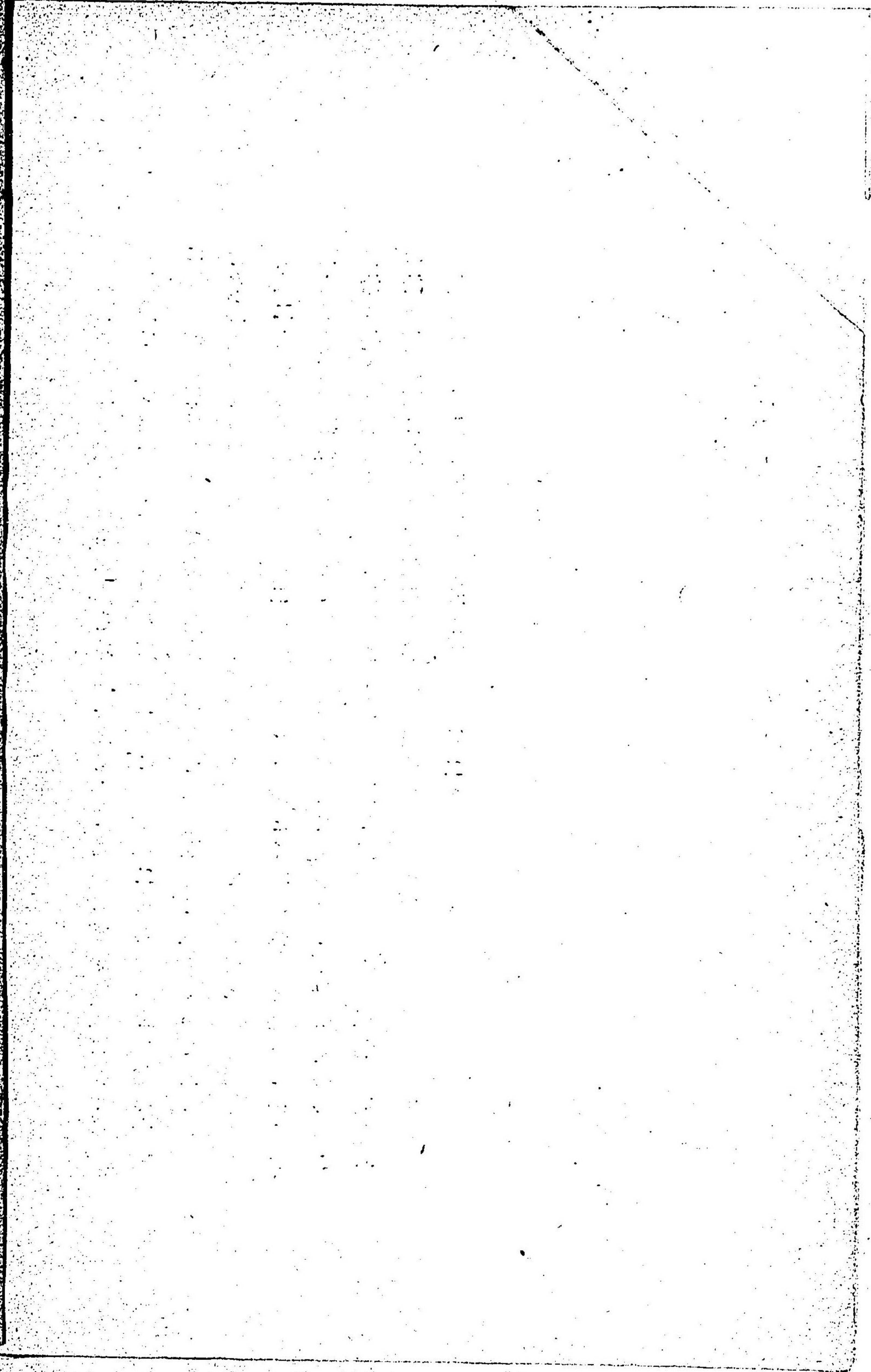
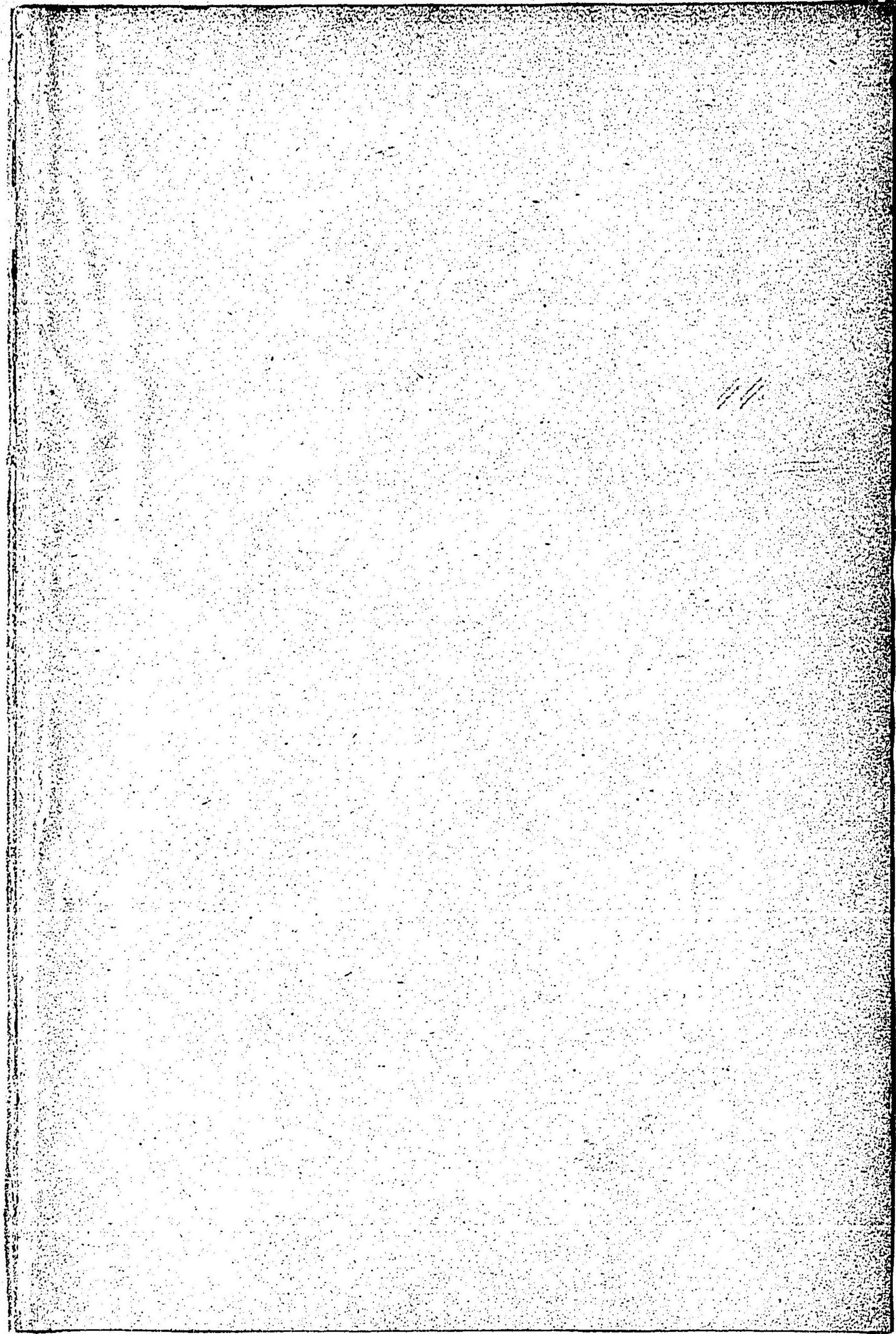





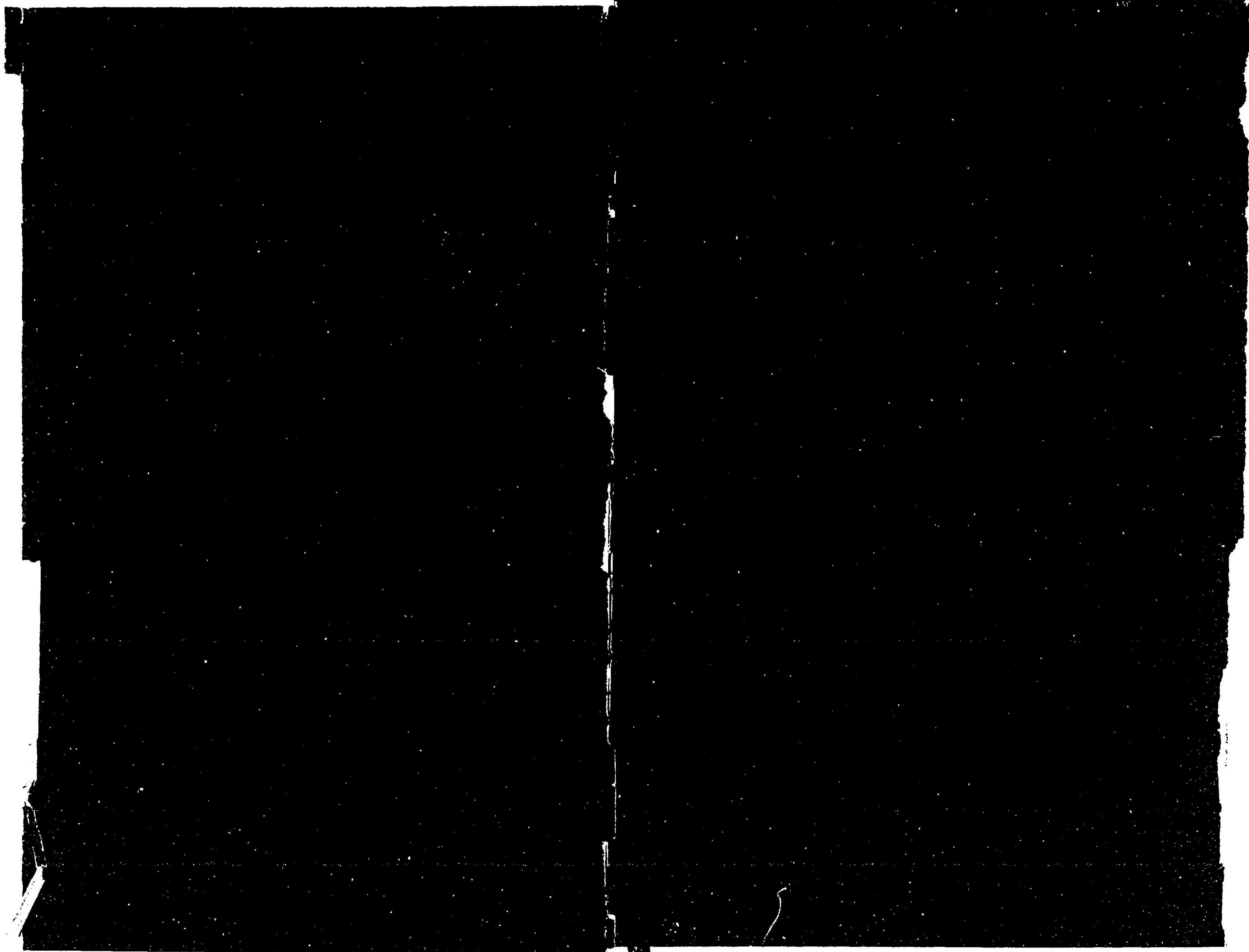


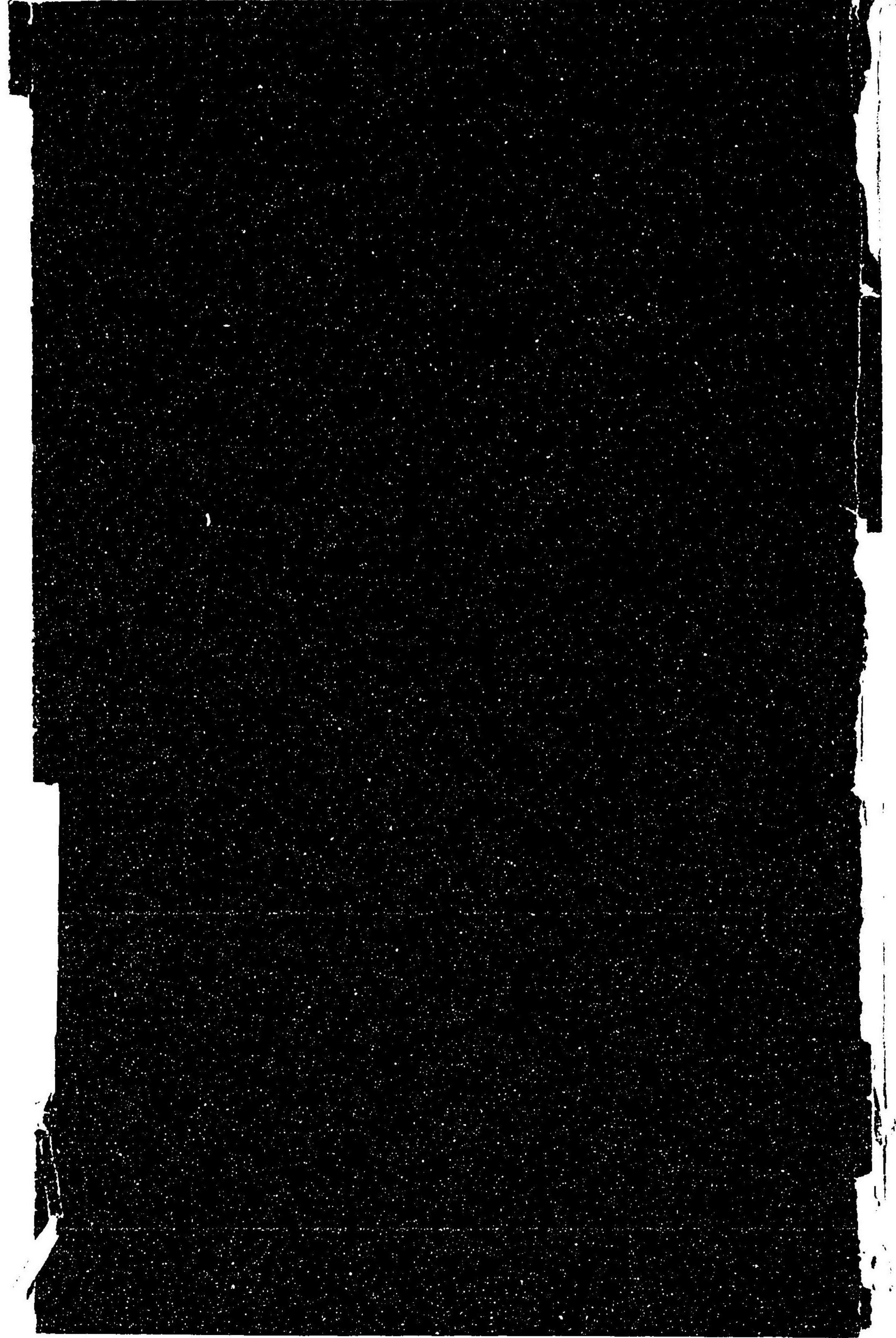





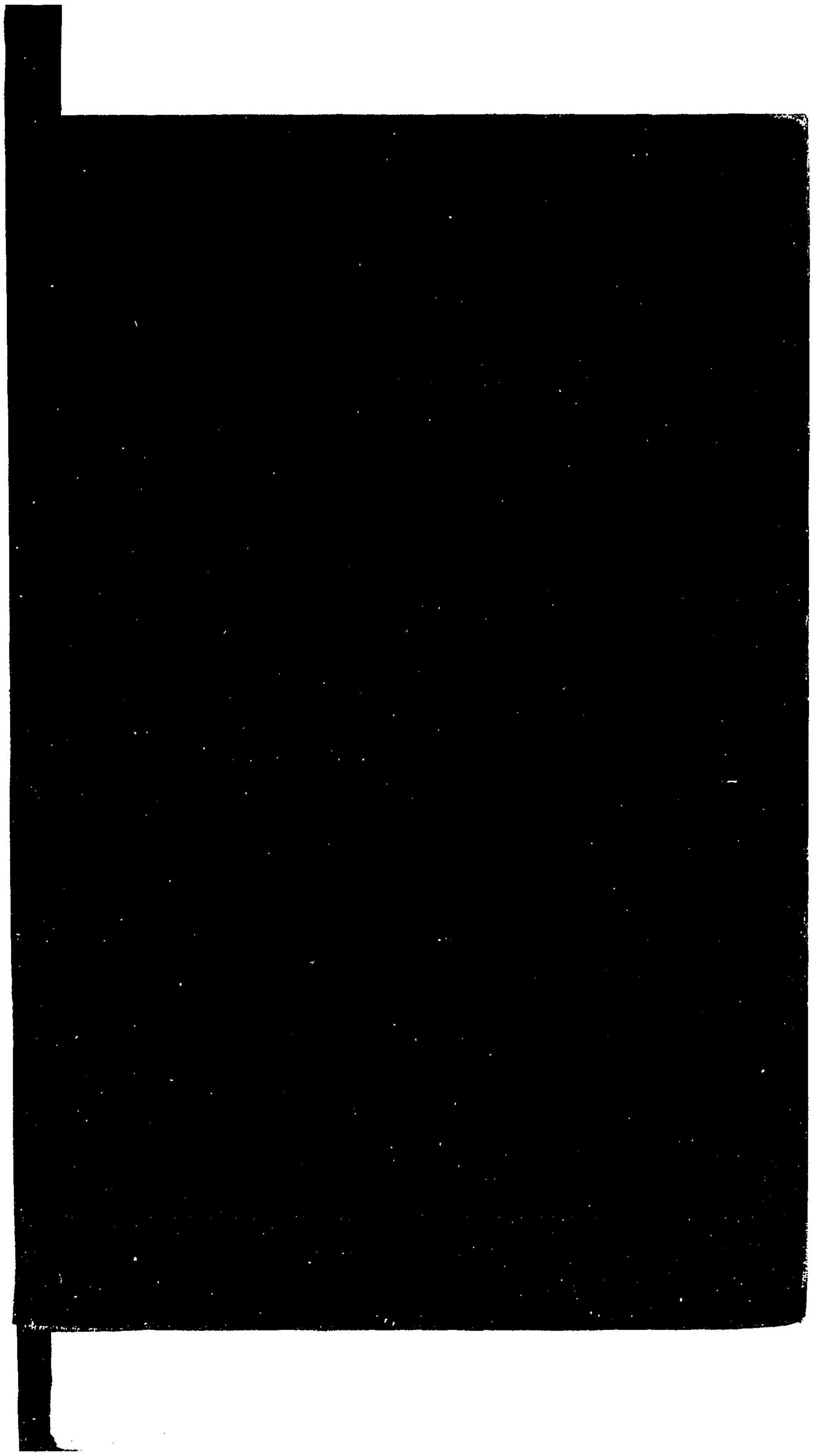














024430-002-6

特70-56

越中史料

富山県／編

M42

ADC-1619



